

市町村による使用済製品等の リユース取組促進のための手引き

平成 27 年 7 月作成

(令和 7 年 4 月改訂)

環境省 環境再生・資源循環局

総務課 リサイクル推進室

0. はじめに

使用済製品等の3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルについては、各種リサイクル法の制定等により、一定程度進展しつつありますが、リデュース、リユースについては、より一層の促進が必要です。

第五次循環型社会形成推進基本計画においても、製品の適切な長期利用やリユースを促進し、地域や社会に様々な付加価値を創出しながら、その循環の環を広げ太くすることで、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域課題の解決を実現できるような循環型のビジネスモデルを各地で生み出すことが必要とされています。特に、使用済製品等のリユースは、「持続可能な地域と社会づくり」のための取組として、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等、地域課題の解決や地方創生の実現に向け、地域産業としての育成につなげていくことが掲げられています。

平成22年度から環境省では「使用済製品等のリユース促進事業研究会」（以下、研究会）を行い、環境保全上の効果の点からも推進していくことが望ましいリユースに関する様々な取組の活性化を図るため、調査・検討事業を推進してきました。

本手引きは、平成23年度から平成26年度にかけて実施した「市町村とリユース事業者との連携によるリユースのモデル事業」の成果や研究会の成果を踏まえて、全国の市町村へのリユースの展開・波及のために、市町村におけるリユースの取組方法や実施・展開する際のポイント・留意すべき点等について整理を行ったものです。特にリユース促進のうち、リユース品の排出・流通の促進の面に注目し、家庭から排出される使用済製品等のリユースを推進しようとする市町村の担当者に向けて作成したものです。（リユース品の利用・購入の促進の面では、市町村によるリユース品の積極的な活用等、本資料では紹介されていない取組も考えられます。）

平成27年7月に発出後、リユースを取り巻く環境は変化しており、不要となった製品を気軽に売買・譲渡できる様々なプラットフォームが提供され、住民にとってもリユースをしやすい環境が整備されつつあります。環境省では令和4年度から令和6年度にかけて「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」を実施し、これらのプラットフォームと市町村との連携等も推進してきました。このような社会動向の変化やモデル事業の成果も踏まえ、令和7年4月に一部記述の更新を行いました。

本資料が家庭から排出される使用済製品等のリユース促進に向けて、具体的な取組を開始しようとする市町村の一助となることを期待しています。

令和7年4月
環境省 環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

《目 次》

0. はじめに.....	1
1. 市町村が使用済製品等のリユースに取り組む意義・期待される効果.....	1
1.1 リユースを取り巻く現状（取り組む意義・期待される効果）.....	1
1.2 市町村におけるリユースの在り方・捉え方.....	6
2. 市町村におけるリユースの取組の動向について.....	8
2.1 市町村におけるリユースの取組状況.....	8
2.2 今後の更なる取組の促進に向けて.....	15
3. 市町村におけるリユースの取組方法.....	16
3.1 市町村におけるリユースの取組事例の整理.....	16
3.2 市町村におけるリユースの取組事例.....	21
3.3 関連事業者等との連携によるリユース促進.....	36
3.4 人口規模の小さい市町村向けのポイント.....	37
4. 各取組方式の実施手順と留意点.....	40
4.1 リユース事業者紹介方式.....	42
4.2 交換掲示板方式.....	47
4.3 イベント方式.....	55
4.4 常設交換方式.....	61
4.5 リユース品回収方式.....	66
4.6 市町村回収後選別方式.....	71
4.7 関連事業者等との連携によるリユース促進.....	76
5. 各取組方式に必要なコストに関する整理.....	79
5.1 すべての方式に関連するコスト.....	79
5.2 交換掲示板方式に関連するコスト.....	80
5.3 イベント方式に関連するコスト.....	81
5.4 常設交換方式に関連するコスト.....	82
5.5 リユース品回収方式に関連するコスト.....	83
5.6 市町村回収後選別方式に関連するコスト.....	83
6. 参考資料（URL、チラシ例）.....	85

※本資料に記載した市町村の人口は、「令和6年1月1日住民基本台帳人口・世帯数」による。

<本手引きの活用方法>

- 本手引きは、市町村*にてリユース取組促進の検討を開始されるご担当者や既に進めている取組の拡充・見直し等を検討されるご担当者に向けて、参考になる既往事例や取組の注意点等を整理した手引きです。各市町村の現状に応じて、例えば以下のように参照いただくことを想定しています。

リユース取組促進の検討を、これから開始される場合

- まずは住民に向けた普及啓発を行うことが、市町村に期待される重要な役割です。住民に向けて、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を提示することは、ごみ減量の効果も期待されます。(本編 p.39)
- 具体的な誘導については、地域のリユース事業者を紹介する方法は、他方式に比べても市町村の負担が少なく、導入できる方法と言えます。(本編 p.21 リユース事業者紹介方式)

- より市町村が主体的に取組促進に臨む上では、具体的な既往事例からイメージを得ることも一案です。本手引きに掲載した事例は、本編 p.19-20に地図及び一覧で整理されています。近隣市町村や人口規模の近い市町村の取組事例を見つける上では、こちらも活用ください。

- 上記のような手順で検討を始めつつ、使用済製品等のリユースに取り組む意義や近年の市町村における取組の動向等についても参考にしてください。

既に進めている取組の拡充・見直し等を検討される場合

- 市町村がリユースに取り組む意義や期待される効果は、市町村にて取り組みを開始された当時とは異なる動向も考えられます。
- 本編 p.1から、改めて確認いただくことをお勧めします。

- リユースに関する裾野が広がっていることを踏まえると、住民に向けてリユースの呼びかけを今一度行うことは、市町村に期待される重要な役割です。住民に向けて、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を提示することは、ごみ減量の効果も期待されます。(本編 p.39)

- 市町村による取組促進の事例についても、新たな取組・工夫が現れています。環境省では「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」にて、市町村による新たな取組事例の推進を支援し、本手引きにもその一部を掲載しています。掲載事例については、本編 p.19-20に地図及び一覧で整理されていますので、併せて活用ください。

* 本資料の「市町村」には、一部事務組合・広域連合等を含む。一部事務組合・広域連合等においても、リユース取組促進の検討が期待される。

<本手引きの構成>

本手引きは以下の6項目で構成されています。

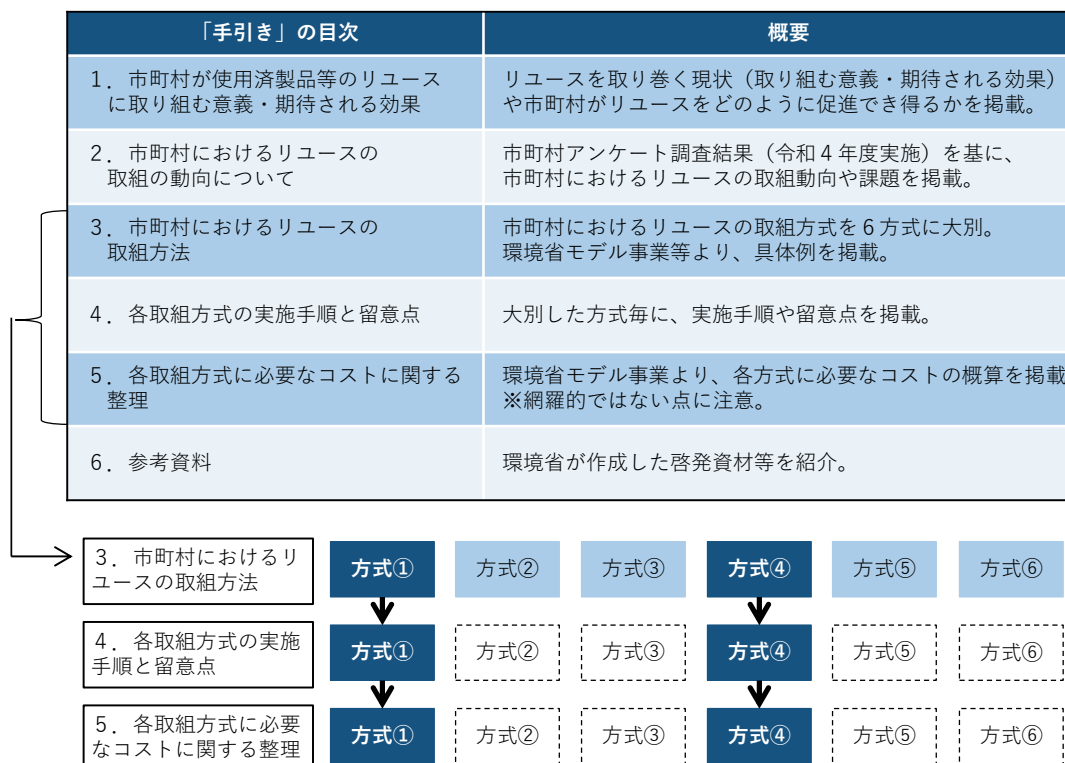
「1. 市町村が使用済製品等のリユースに取り組む意義・期待される効果」、「2. 市町村におけるリユースの取組の動向について」では、リユースを取り巻く現状やリユースを推進することで期待される効果、また、令和4年度に実施したアンケート調査をもとに市町村におけるリユースの取組動向や課題等を整理しています。

次いで、「3. 市町村におけるリユースの取組方法」において、市町村が実施するリユースの取組を6つの方式に大別して整理しています。また、これらの方式ごとに「4. 各取組方式の実施手順と留意点」、「5. 各取組方式に必要なコストに関する整理」を記載しています。

まずは、「3. 市町村におけるリユースの取組方法」で6つの方式を確認いただき、地域の特性等を踏まえて、より詳細に確認・検討したい方式について、「4. 各取組方式の実施手順と留意点」、「5. 各取組方式に必要なコストに関する整理」で参照いただくことを想定して構成しています。

例えば、方式①について詳細を確認・検討したい場合には、「4.」「5.」の各章の方式①に関する事項を参照いただくことを想定しています。

<本手引きの目次・概要と参照・活用のイメージ>



<本手引きの参照・活用方法>

- 「3. 市町村におけるリユースの取組方法」、「4. 各取組方式の実施手順と留意点」、「5. 各取組方式に必要なコストに関する整理」は、6つに大別した市町村におけるリユースの取組方式別に整理しています。
- 「3. 市町村におけるリユースの取組方法」で6つの方式を確認いただき、地域の特徴を踏まえて、より詳細に確認・検討したい方式について、「4. 各取組方式の実施手順と留意点」、「5. 各取組方式に必要なコストに関する整理」で参照いただくことを想定して構成しています。
- 例えば、方式①について詳細を確認・検討したい場合には「4.」「5.」の各章の方式①に関する事項を参照いただくことを想定しています。

1. 市町村が使用済製品等のリユースに取り組む意義・期待される効果

1.1 リユースを取り巻く現状（取り組む意義・期待される効果）

(1) 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

我が国では、「循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日公布）」において、循環型社会の構築に向け、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明確にしています。具体的には、最初に廃棄物の発生を抑制（Reduce：リデュース）し、第二に廃棄物を再使用（Reuse：リユース）し、第三に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）し、第四に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。

第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」が挙げられ、資源投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、循環型社会を形成する上でのドライビングフォースとされています。

また、第六次環境基本計画に基づき策定された第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において、国の取組としては、製品の適切な長期利用やリユースを促進し、地域や社会に様々な付加価値を創出しながら、その循環の輪を広げ太くすることで、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域課題の解決を実現できるような循環型のビジネスモデルを各地域で生みだし、これらのビジネスモデルの全国各地への普及を促していくとされています。

特に、使用済製品等のリユースは、「持続可能な地域と社会づくり」のための取組のひとつであり、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等、地域課題の解決や地方創生の実現に向け、地域産業としての育成につながるよう促進することとされています。

また、令和6年12月27日に循環経済に関する関係閣僚会議で決定された「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」では、地域の特性を生かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を創出するとともに、リユース、リペア、リースなど多様な選択肢を活用できる環境を整備することにより行動・ライフスタイルの転換を促し、資源循環にも資する豊かな地域や暮らし、ウェルビーイングを実現するとされています。

このような背景のもと、市町村（一部事務組合含む）においても、住民に最も近い行政の立場から、消費者、事業者等と連携しつつ、地域における循環型社会の構築に向けて、リユースを推進していくことが望まれています。

市町村において具体的な取組を進めるにあたっては、例えば、市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進基本計画等に、「リユース推進」に関する記述や位置づけを盛り込んでいくことも大切であると考えられます。

(2) 廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果

1) 廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化の効果

市町村が収集する粗大ごみ等をサンプル調査した結果、個数ベースで1～2割程度のものは、まだ中古品として利用可能であったという調査結果があります。これらをリユース品として有効活用することは廃棄物処分量の削減に繋がることが期待されます。

また、使用済製品等のリユースを推進することは、一般にはその製品の長期使用・長寿命化に繋がります。例えば、家具類（3品目で調査）で0.2～3.4年使用年数が伸びているという調査結果が得られています。リユースしても、いつかは廃棄物として排出されることとなりますが、製品あたりの使用年数が長くなることで廃棄物の発生量は減少することとなります。

地域ごとに状況は異なることが想定されますが、家庭から排出される使用済製品等のリユースを促進することは、廃棄物の発生量・焼却量・処分量の削減に繋がり、最終処分場の延命化にも繋がることが期待されます。

2) 不法投棄等の未然防止・削減効果

家庭で使わなくなった製品の排出方法について、リユースという選択肢を提供・情報発信することで、住民サービスの充実とともに、違法な廃棄物回収業者への引き渡しや不法投棄等の防止・削減にも寄与することが期待されます。

3) 市町村の廃棄物関連施策の費用削減の効果

リユース促進によって、廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化、不法投棄等の防止等の効果が得られることで、それに伴う費用削減も期待されます。また、リユース品を販売等する場合には、その売却収入は市町村の収入にもなります。

新たな取組として着手する場合には、費用がかかり予算化も必要となりますが、既存の地域資源・リソース（建物・施設、職員、地域のリユース事業者、リユース品流通に関するプラットフォームを有する民間事業者、市民団体等とのネットワーク等）と上手く連携することで、市町村の費用を抑える形での実施が可能となります。

ただし、事業全体の費用からみると、これまでのところ市町村の廃棄物関連施策の費用削減効果が事業費を上回ることは容易ではないのが実情です。ここで述べるような便益も考慮しつつ、事業の実施を検討していただく必要があります。

(3) 脱炭素社会実現に向けた貢献

使用済製品等のリユースを推進することで、一般にはその製品の長期使用・長寿命化に繋がり、温室効果ガス排出量の削減にも繋がると考えられます。

令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済製品等のリユースの普及拡大」は、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられています。

なお、使用時にエネルギーを消費する電気・電子製品については、省エネ性能の向上によって、一部温室効果ガス排出量の削減に繋がらないケースも考えられますが、製品のライフサイクルで考えると、使用年数が長くなることによって新たに製品を製造するための原料採掘～輸送～製造～流通及び廃棄時に排出される温室効果ガス排出量の削減に繋がります。

(4) 住民の利便性向上と便益増大の可能性

リユースは、住民に対して廃棄以外の選択肢を提供するとともに、要らない製品を他の人に使ってもらえる、売却することによって収入が得られる、欲しい製品を安く手に入れられる等、住民にとって直接的な利益があります。

ある市町村からは「従来の廃棄物・3Rイベントや講演会では参加してくれなかった人たちが、リユースのイベント・講演会だと参加してくれた」、「他の施策に比べて、継続を要望する声が多い」といった意見があり、リユースを機会に、他の廃棄物・3R施策に関する情報提供を通じて従来とは違う年代・属性の住民の方への啓発も期待されます。

(5) リユース促進を通じて得られる地域への多面的な効果

環境負荷の低減（廃棄物発生量・処分量の削減、温室効果ガス排出量の削減）の効果や住民の便益増大の効果以外にも、家庭から排出される使用済製品等のリユース促進を図ることで、地域社会に様々な好影響を及ぼすことが期待されます。モデル事業等を実施した市町村から、リユース促進による効果として以下のようなことが挙げられています。

1) まちづくり、住民同士の交流促進、地域活動の活性化効果

使用済製品等のリユースをきっかけに、住民同士での交流促進が期待されます。例えば、リユースイベント、フリーマーケット、不要品掲示板等、住民同士で製品を持ち寄り、受け取るような機会において、住民同士でのコミュニケーションが発生し、地域交流の活性化も期待されます。

また、リユース推進に向けて、地域の市民団体やNPO団体等と連携することで、地域活動の活性化も期待されます。

2) リユース事業に関わる新たな雇用創出効果

リユースを促進することにより、新たな雇用創出が期待されます。例えば、リユース品の回収、修理・修繕、販売等、新たな担い手が必要となります。モデル事業等を実施した市町村では、ボランティア団体やシルバー人材センター等と連携して実施している例があります。

3) 市町村の保有する施設・土地等の有効活用

市町村が保有する施設・土地については、既に有効活用に向けての様々な取組が行われているところではありますが、保有する施設・土地等でリユース事業を実践することで更なる有効活用に繋がることも期待されます。施設全体でなくとも、既存施設の一角で、使用されていなかった場所等を有効活用した取組等も期待されます。また、リユース事業を目的とした来場を通じて、施設の活用方法や他イベントを知っていただくことにも繋がり、市施設・リユース事業の双方にとってメリットが生まれている例もあります。

(6) ごみ処理広域化と連動した有効かつ効率的なリユースの推進

ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化については、令和6年には「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）¹が発出され、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要とされています。

広域化・集約化の方法の一つとして、近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理することが考えられます。本章で挙げた「リユースに取り組む意義・期待される効果」は、一部事務組合・広域連合等がリユースに取り組む場合であっても同様に享受できると期待されます。そのため、一部事務組合・広域連合等においても廃棄物・リサイクル対策の優先順位に基づき、リユースの取組を推進することが期待されると共に、市町村から委託する事務の一部としてリユースを明示することも有益と考えられます。特にごみとして回収したものから、まだ使えるものを選別し、リユースする取組は、一部事務組合・広域連合等においても実施可能な方法の一つと考えられます。

¹ 「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/koiki-shuyaku.pdf

[コラム] リユース事業の費用対効果

市町村が実施するリユース事業は、実施期間中の廃棄物処分量の削減効果はありつつも、即時的に廃棄物関連施策の費用が削減されるものではありません。また、リユース品の販売を伴う場合がありつつも、その売却収益だけで事業費を賄うことは容易でないのが実情です。

その状況においても、リユース事業の実施に取り組んだ市町村からは副次的な効果も含めて前向きな声が寄せられています。

<事例紹介:福島県郡山市/令和6年度モデル事業>

福島県郡山市では、市の直営事業として、市民が自宅にある「不要だけどまだ使える物」を持ち込み、欲しい方に譲り渡す拠点（リユーススポット）を開設・運営しました。市内に常設スポットを1か所と、1日限定開催の臨時スポットを6か所開設し、多くの市民の参加を呼び掛けました。

【必要経費・市の負担】

- ・必要経費：計 368.5 万円（消耗品費 10.2 万円、外注費 332.9 万円、印刷製本費 25.5 万円）。
※ただし、令和6年度については全額を環境省からの助成で賄う。
- ・リユーススポットの運営時は、職員1名が常駐。担当課の職員12名が輪番制で対応。
- ・スポット運営の消耗品には、上記10.2万円で購入したほかは、市役所で不要になったものや、持ち込まれたリユース品を活用。

【事業のメリット・評価】

- ・2か月半の運営で32,805点、約15トンがリユースされ、ごみ減量に効果的な事業であった。（リユース率は²、点数ベースで約66%、重量ベースで約73%）
- ・延べ4,158人がリユーススポットを訪れた。市民の多くは「市の事業だから」と安心して気軽に利用され、市民のリユース意識向上の一助となった。
- ・利用者アンケートでは事業継続の希望者が96.6%であり、事業ニーズが高かった。来場者数は右肩上がりであり、継続実施によって更なるリユース促進とごみ減量が見込まれた。
- ・リユースできなかったものの一部（衣類・バッグ、陶器、ガラス食器、書類）については、郡山地区再生資源協同組合にてリサイクルした。同組合も市民からの排出量の多さに驚かれ、リサイクル事業の検討余地があると気付きを持つことに繋がった。
- ・本事業の成果を市内の民間事業者とも共有し、市民の需要と供給の状況を正確に把握することで、リユースショップ側の受入体制の拡充を啓発するなどし、市民の一層のリユース促進につなげていきたい。

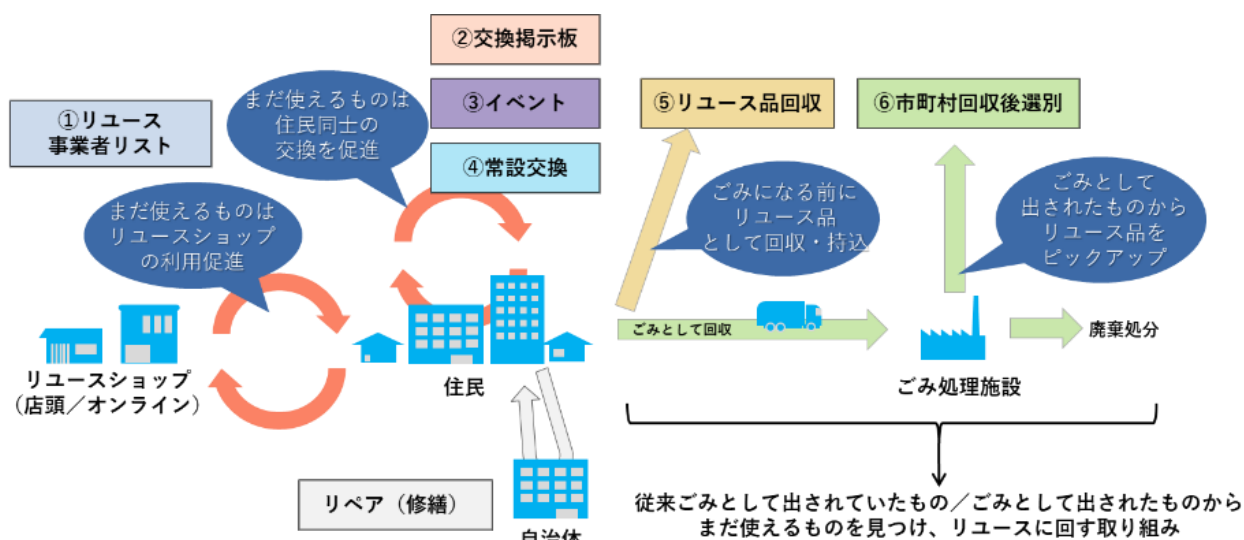
（出所）令和6年度モデル事業最終報告書「リユーススポット実証事業」（福島県郡山市、2024年12月）

² ここでのリユース率とは、「市がリユーススポットに出品した物品のうち、市民に引き取られた物品の割合」を意味する。

1.2 市町村におけるリユースの在り方・捉え方

市町村（一部事務組合含む）は、第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）等を踏まえ、住民に最も近い行政の立場から、地域における循環型社会の構築に向けて、リユースを推進していくことが求められています。全国で実施されるリユースに関する取組は下図のとおり大別され、地域の実情に応じた工夫が施されています。

<取組方式の整理（詳細は3.1（1）参照）>



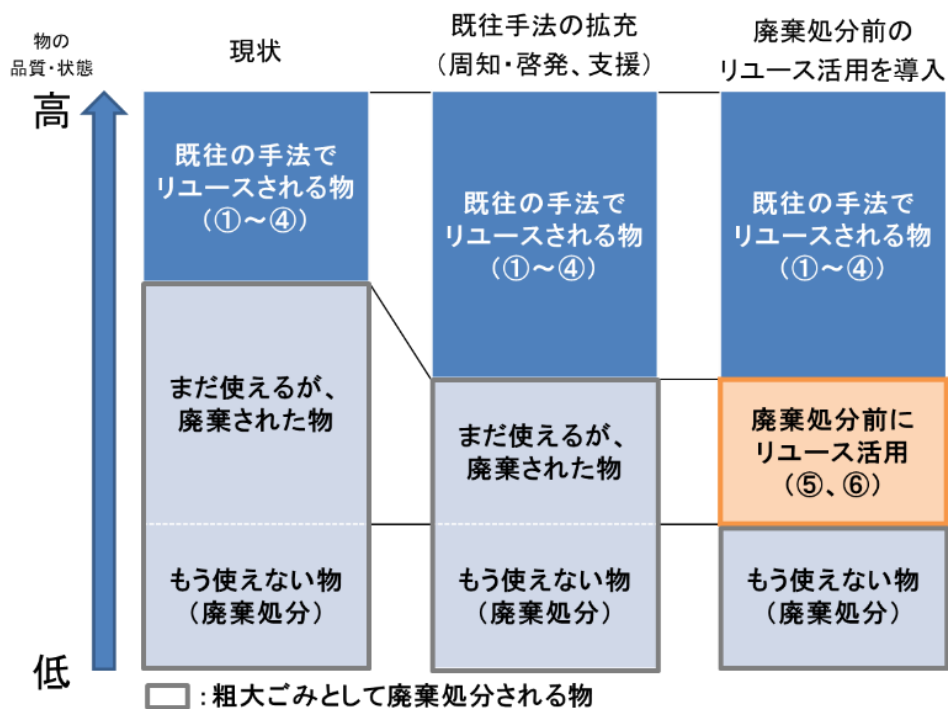
一方で近年、スマートフォンやフリマアプリ等の普及を通じて、使用済製品のリユースを目的とした排出ルートはより多様化しています。特に、これまではリユースショップにて買取されず廃棄されていた製品であっても、フリマアプリを介して住民同士で売買される等、「リユースされる製品の質」や「リユースに取り組む消費者」の両面で、リユースの裾野が広がりつつあります。このような変化も踏まえ、地域でのリユースを推進するために、市町村がどのような役割を担うことが望ましいか、いずれの取組に注力することが望ましいかを検討することは重要になります。

あくまで一例ではありますが、以下のように検討することも考えられます。

市町村に存在する中古品が排出される場面を考えると、「既往の手法でリユースされる物」と「粗大ごみとして廃棄処分される物」が存在していることとなりますが、後者については「まだ使えるが、廃棄された物」「もう使えない物（廃棄処分）」の2つから構成されると考えられます。このような状況下で市町村として考えるべきことは、「まだ使えるが、廃棄された物」の削減を、いかに推進するかということになります。

例えば、既往の手法を拡充させるという方針では、「フリマアプリを介した住民同士の売買が進んでいる現状を踏まえ、民間サービスの活用に関する周知・啓発に力を入れる」といった方針を採り、民間事業者による取組を支援することが挙げられます。その上で、既往の手法を拡充させても、廃棄されていくものに対しては、「1.1（2）廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果」を得るという観点から、市町村が主体となって、「リユース目

的に回収する取組（⑤リユース品回収方式）」や「粗大ごみとして排出されたものから、まだ使えるものを見つけ出してリユースする取組（⑥市町村回収後選別方式）」を展開することが挙げられます。



- 考え方 【1】品質が高い・状態が良い製品は、既往の手法でリユースさせる。
(特に、民間サービスを活用したリユースを促進する。)
- 【2】既往の手法でリユースが難しい場合は、
低価格でのリユース(無償譲渡・交換を含む)を検討してもらう。
- 【3】それでもリユースが困難なものは、ごみとして廃棄処分する

※①～⑥は、「リユースの取組方式」と対応

2. 市町村におけるリユースの取組の動向について

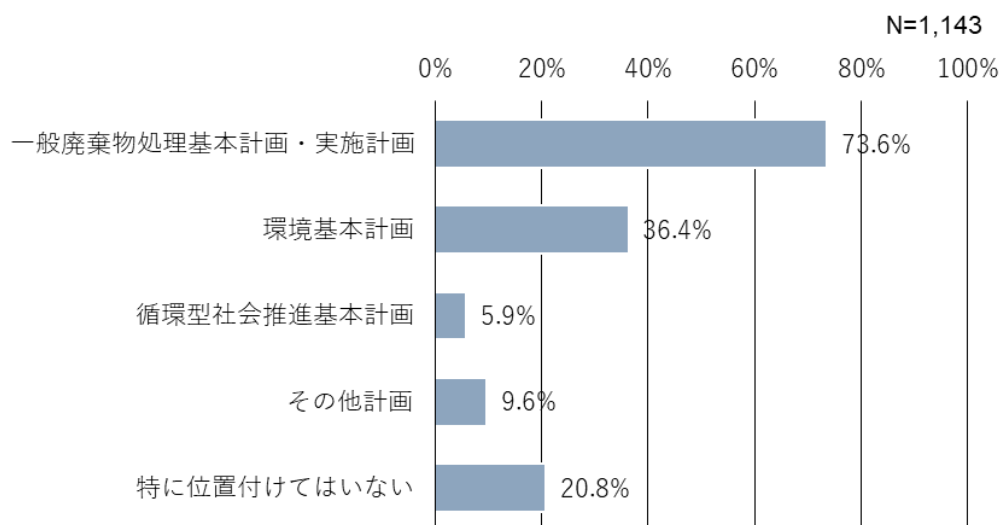
2.1 市町村におけるリユースの取組状況

現在の市町村におけるリユースの取組状況について、令和4年度に環境省が実施したアンケート調査「令和4年度市区町村等におけるリユースに関する取組状況調査」をもとに整理しました³。なお、リユースの取組は多種多様ですが、同調査では「廃棄物処分量の削減・最終処分場の延命化等の効果」が特に期待される製品（家具、衣類、ベビー・子供用品、日用品・生活雑貨、スポーツ・レジャー用品、書籍、小型家電等）に関するリユースが対象とされています。

(1) ごみ処理基本計画等における「リユース促進」の記載有無

アンケートへの回答のあった全国1,143市町村のうち、一般廃棄物処理基本計画・実施計画や環境基本計画等に「リユース促進」を記載する市町村は、79.2%（905市町村）を占めました。特に「一般廃棄物処理基本計画・実施計画」に記載する市町村が最も多く、73.6%（841市町村）でありました。

図表 市町村におけるリユース促進の記載有無（複数回答）



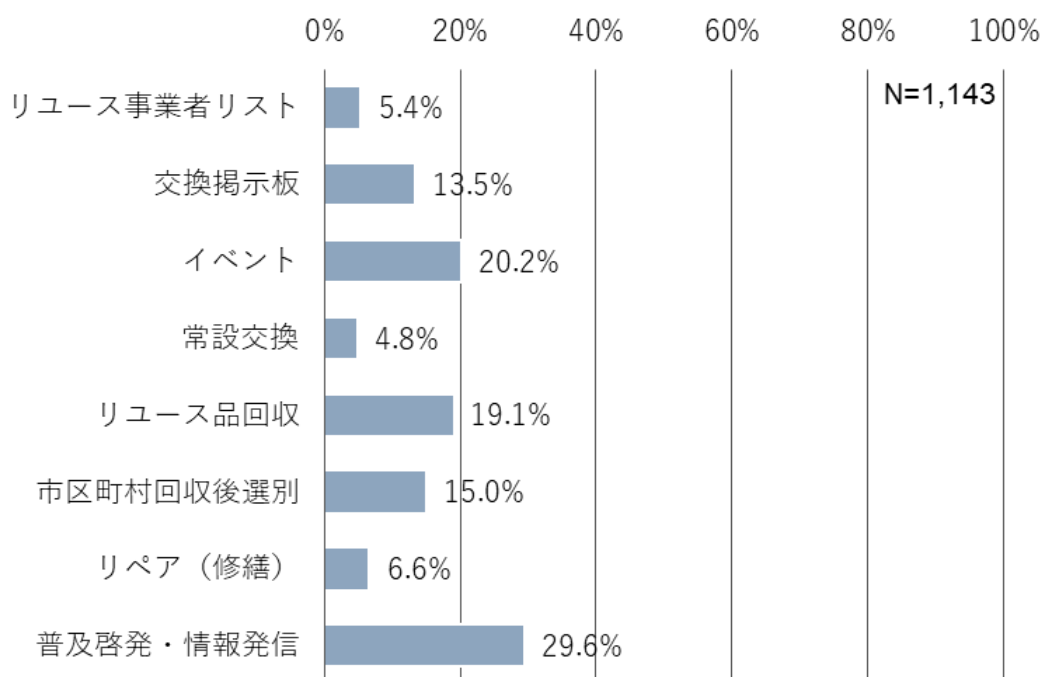
³ 環境省「令和4年度適正なリユースの促進及び違法な不用品回収業者対策に向けた調査・検討業務 報告書（令和5年3月）」より作成

(2) 使用済製品等のリユース促進に関する取組

アンケートへの回答のあった全国 1,143 市町村について、現在実施中のリユース促進に関する取組を整理したところ、「普及啓発・情報発信」に取り組む市町村が 29.6% (338 市町村) と最も多くありました。またリユースの取組方式 (3.1 (1) 参照、下図では「リペア (修繕)」「普及啓発・情報発信」を除く) の中では「イベント」が 20.2% (231 市町村) と最も多く、「リユース品回収」が 19.1% (218 市町村)、「市区町村回収後選別」が 15.0% (171 市町村)、「交換掲示板」が 13.5% (154 市町村) と続いています。

なお、いずれの取組も実施していない市町村は 43.5% (497 市町村) であります⁴。

図表 現在実施中の、使用済製品等のリユース促進に関する取組 (全国)⁵

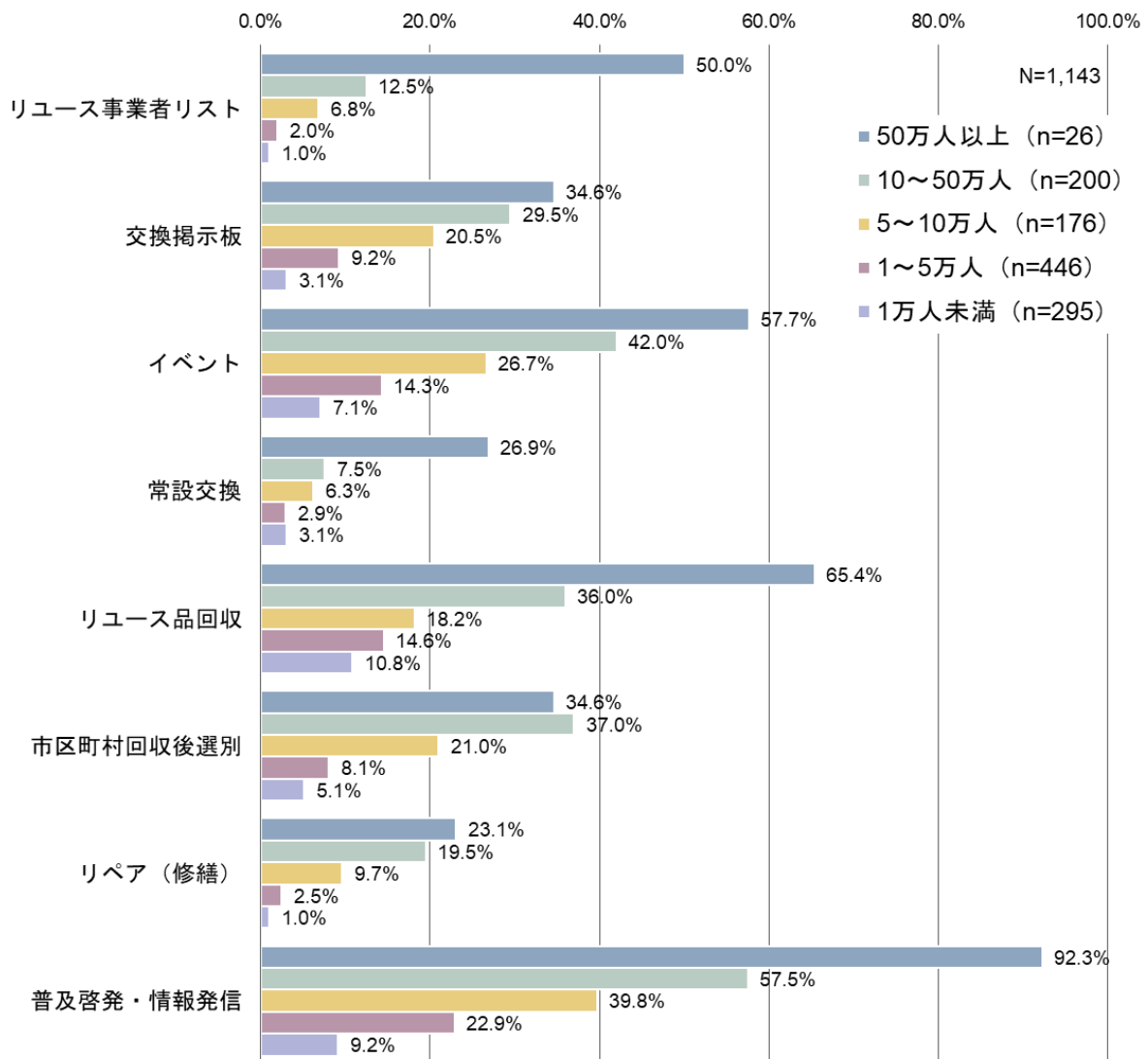


⁴ 図表の取組方式に従った取組は実施していないが、「庁内におけるリユース品の調達」や「庁内におけるリユース品の排出」等を実施している場合は、取組を実施しているものとして整理している。

⁵ アンケート結果における「リユース事業者リスト」方式は、本手引きにおける「リユース事業者紹介」方式と同一である。以下、同様。

現在実施中のリユース促進に関する取組を人口規模別に整理したところ、リユースの取組方式（3.1 (1) 参照、下図では「リペア（修繕）」「普及啓発・情報発信」を除く）の中では50万人以上の市町村では「リユース品回収」が65.4%と最も多く、10～50万人の市町村、5～10万人の市町村では、「イベント」が最も多くありました（42.0%、26.7%）。一方、1～5万人の市町村、1万人未満の市町村では、「リユース品回収」が最も多くありました（14.6%、10.8%）。

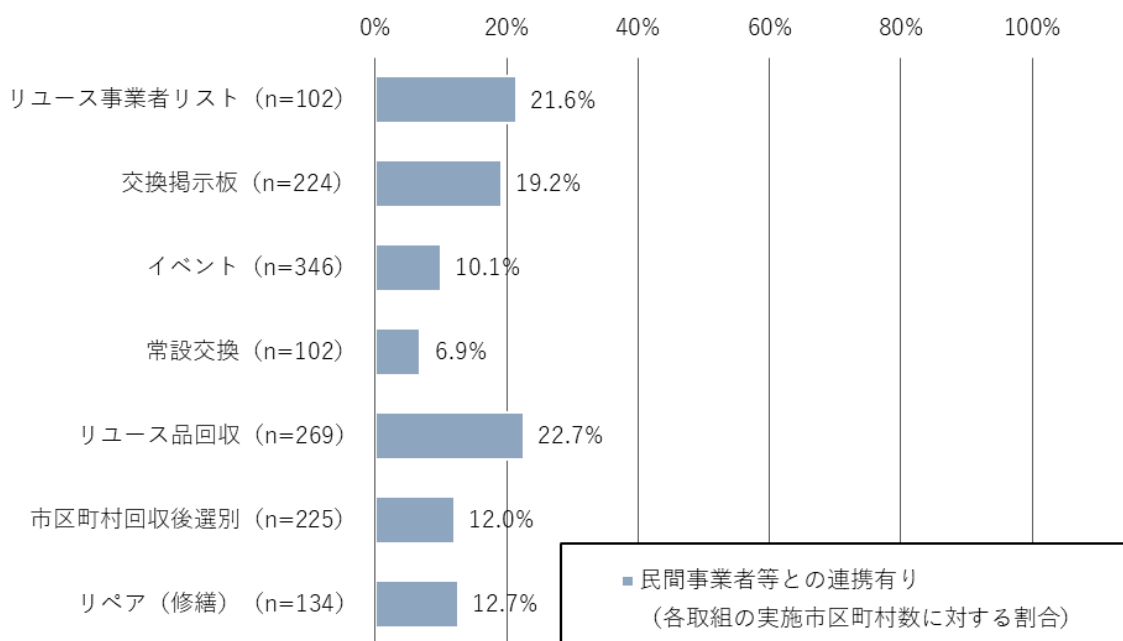
図表 現在実施中の、使用済製品等のリユース促進に関する取組（人口規模別）



(3) 民間事業者等との連携状況

現在または過去に「リユース促進に関する取組」を実施した市町村のうち、民間事業者等と連携して取組を実施している割合を整理したところ、「リユース事業者リスト」「交換掲示板」「リユース品回収」の取組を実施する市町村では2割程度、その他の取組については1割程度が民間事業者等と連携していました。

図表 民間事業者等と連携する市町村の割合（取組方式別）

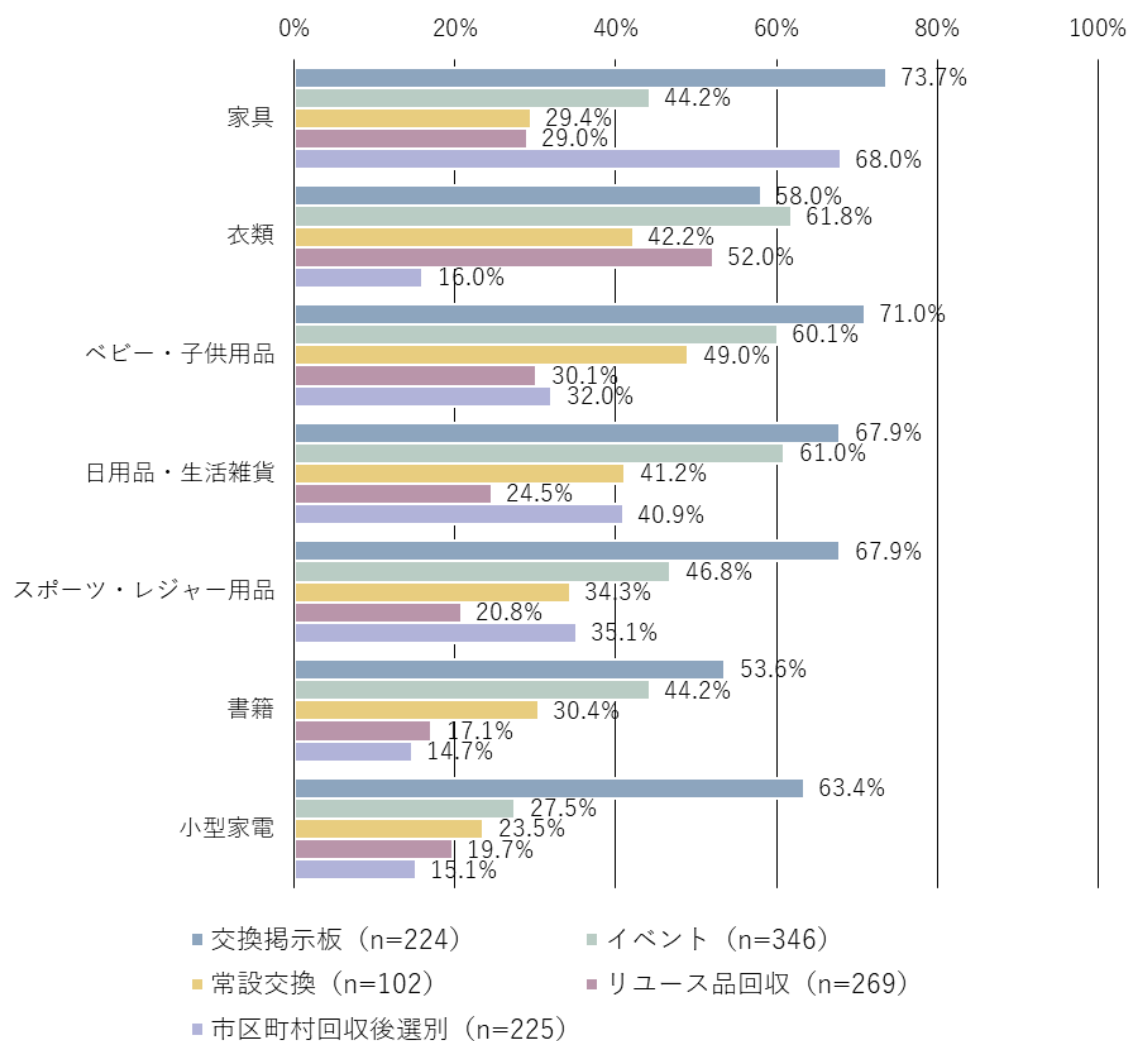


(4) 取組方式別の取扱品目の傾向

アンケートへの回答のあった全国 1,143 市町村より、各取組方式について、現在実施中または過去に実施した取組事例を最大 1 件回答いただきました。回答事例における主な取扱品目の傾向を整理した結果は、次の図表です。なお、回答事例の集計結果であるため、あくまで傾向である点に注意ください。

取組方式別にみると、「交換掲示板」では幅広い品目に対応している傾向に対し、「市区町村回収後選別」では特に家具の取扱いが多い傾向でありました。

図表 使用済製品等のリユース促進に関する取組における、取扱品目の傾向

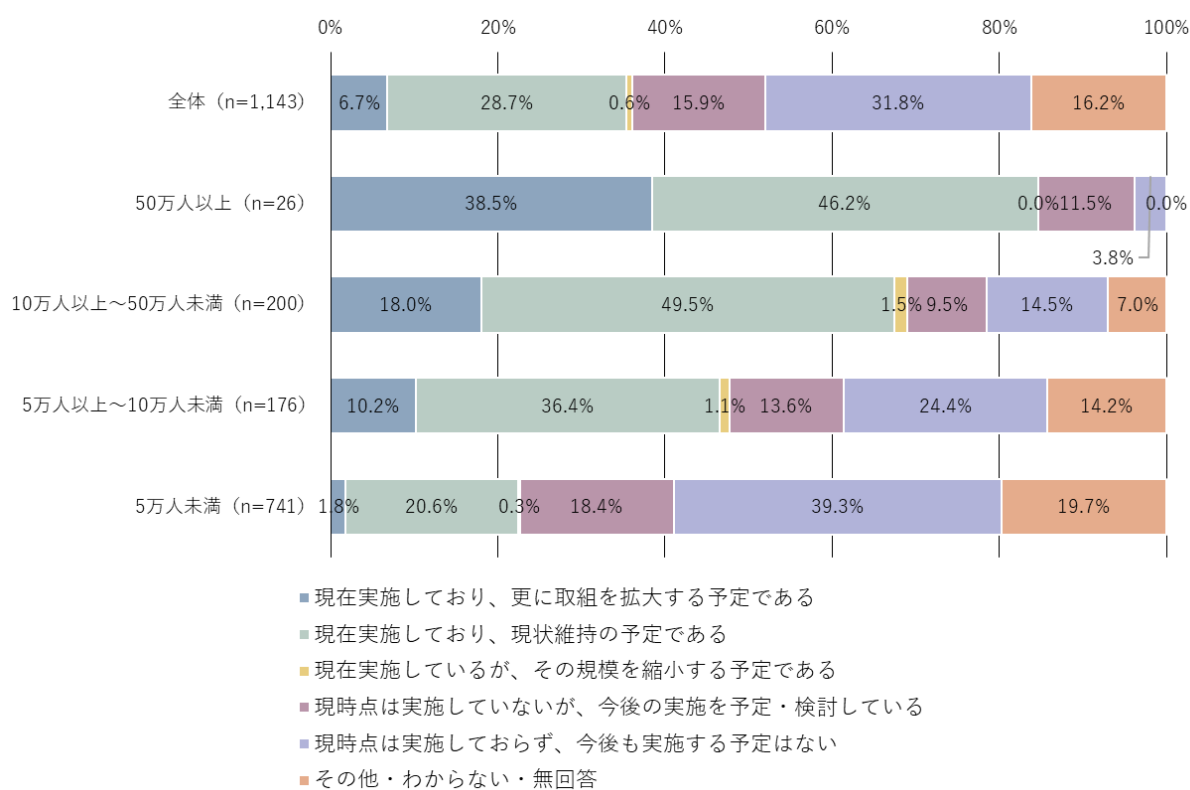


(5) 使用済製品等のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定

アンケートへの回答のあった全国 1,143 市町村のうち、使用済製品のリユース促進の取組を現在実施しており、「現状維持」または「更に拡大する予定」の市町村は、35.4% (405 市町村) を占めました。また、「現時点は実施していないが、今後の実施を予定・検討している」市町村は、15.9% (182 市町村) であり、リユースに取り組む市町村の拡大が期待されます。

一方、「現時点は実施しておらず、今後も実施する予定はない」という市町村が 31.8% (364 市町村) であることがわかりました。また、人口規模の小さい市町村ほど、リユース促進に向けた取組の意向が低い傾向にありました。

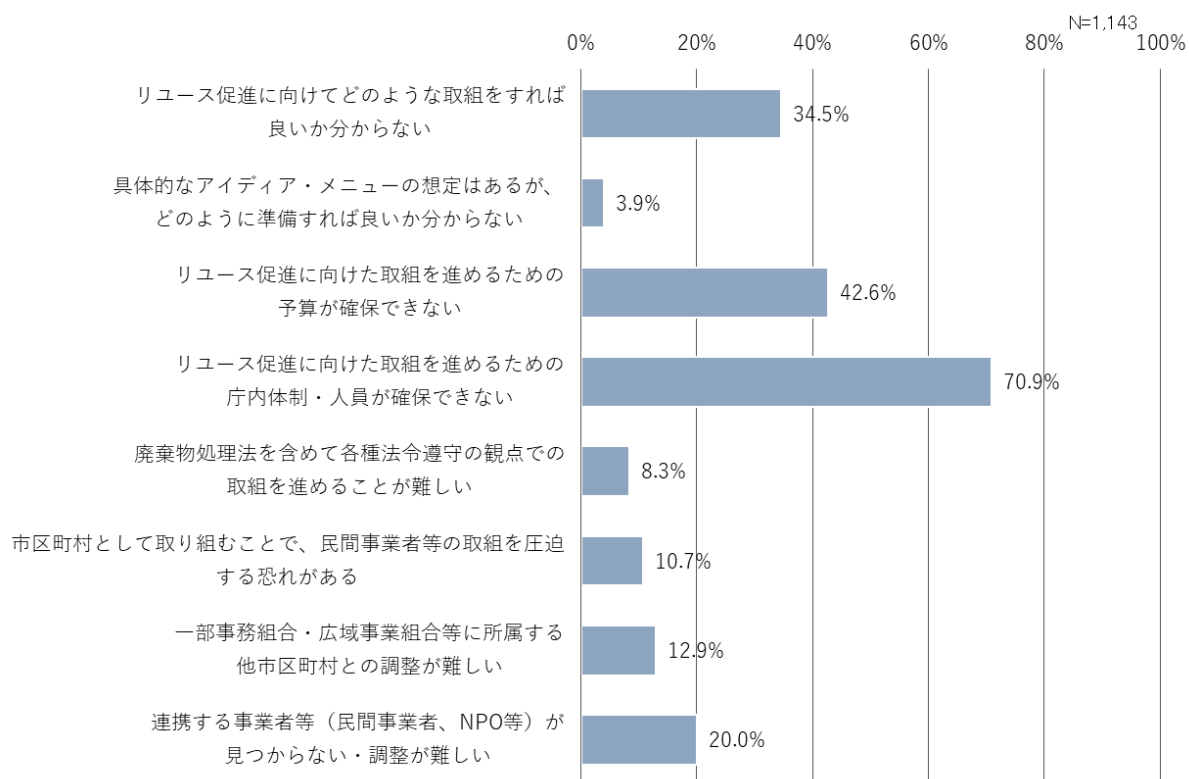
図表 使用済製品等のリユース促進に向けた今後の取組意向・予定（単数回答）



(6) 使用済製品等のリユース促進を阻む課題

アンケートへの回答のあった全国 1,143 市町村において、使用済製品のリユース促進を阻む課題としては、「リユース促進に向けた取組を進めるための庁内体制・人員が確保できない」が 70.9% (810 市町村) と最も多く、次いで「リユース促進に向けた取組を進めるための予算が確保できない」が 42.6% (487 市町村)、「リユース促進に向けてどのような取組をすれば良いか分からない」が 34.5% (394 市町村)、「連携する事業者等（民間事業者、NPO 等）が見つからない・調整が難しい」が 20.0% (229 市町村) でありました。

図表 使用済製品等のリユース促進を阻む課題（複数回答）



2.2 今後の更なる取組の促進に向けて

以上のように、市町村では「リユース事業者リスト(リユース事業者紹介)」「交換掲示板」「リユース品回収」という方式にて、使用済製品のリユースに取り組むことが多い状況が分かりました。一方、いずれの取組も実施していない市町村は43.5%であることがわかり (p.9 参照)、リユース促進を阻む課題としては「市内体制・人員が確保できない」「取組を進めるための予算が確保できない」「どのような取組をすれば良いか分からない」「連携する事業者等(民間事業者、NPO等)が見つからない・調整が難しい」が挙げられました。

次のページより紹介する「市町村におけるリユースの取組状況」では、市町村が実施するリユースの取組事例を具体的に紹介しており、連携する事業者等(民間事業者、NPO等)がいる場合は可能な限り明記しています。使用済製品等のリユースを実施していない市町村にとって参考となることはもちろんのこと、既に取り組んでいる市町村における課題の解決に繋がるヒントになることを期待します。

3. 市町村におけるリユースの取組方法

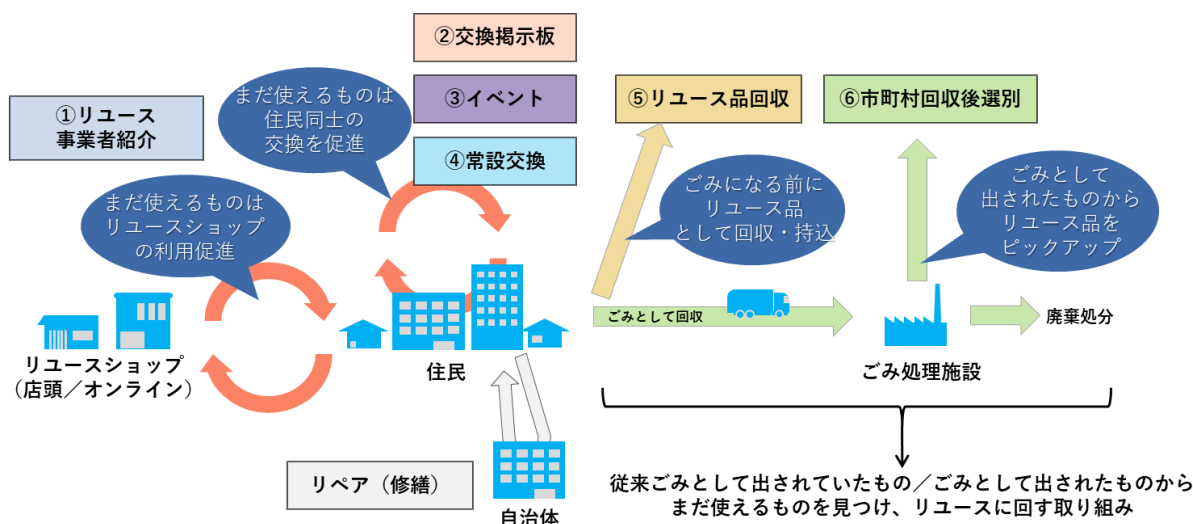
3.1 市町村におけるリユースの取組事例の整理

(1) 取組方式の整理

全国では、リユースに関連した取組を行っている市町村の事例が多くあります。

それらの取組を住民からの「物」の流れに沿って整理すると、リユース事業者を紹介するチラシ等を作成して、住民にリユースショップの利用を促す「①リユース事業者紹介方式」、オンラインやリアルに掲示板で住民同士の不要品交換を促す「②交換掲示板方式」、住民同士の不要品交換を行うイベントを不定期で行う「③イベント方式」、常設スペースで住民同士の不要品交換を行う「④常設交換方式」、市町村がまだ使えるものを回収し、他の住民等に販売・譲渡する「⑤リユース品回収方式」、回収した粗大ごみ等からリユースできるものを選別し、リユースに活用する「⑥市町村回収後選別方式」の6つの取組に大きく分けることができます。また、市町村にて「リペア（修繕）」を行う事例も増えてい

<取組方式の整理>



※ 本分類は市町村による検討の一助になることを目的に、既存の取組事例を類型化したものである。そのため、方式の定義には曖昧さを含むものであり、昨今のリユースの多様化も伴い、複数の方式にまたがる事例も生じていることに注意。

取組方式	内容（市町村を主体とした整理）
①リユース事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシやホームページ等にて、住民にリユース事業者の情報を提供し、リユースショップの利用を促す取組。（リユース事業者へ排出し、事業者を介して次の利用者へ。） ・市町村が地域内のリユース事業者を認証する例も存在する。
②交換掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に設置した掲示板や、フリマアプリ・オンライン上のプラットフォーム等にて、住民同士の不要品の交換や売買を促す取組。 ・スマートフォン、フリマアプリの普及・利用者増加に伴い、近年民間事業者によるサービス提供も盛んである。
③イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士で不要品交換を実施できるイベントを設ける取組（不定期で開催。展示会やフリーマーケットなど）。 ・市町村が開催、または民間事業者や地域団体等が開催するイベントを支援する。
④常設交換	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士で不要品交換を実施できるスペース（常設拠点）を設ける取組。

取組方式	内容（市町村を主体とした整理）
⑤リユース品回収	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からまだ使えるものを回収し、他の住民やリユース事業者等に販売・譲渡する取組。運営を公社、民間事業者等に委託している例もある。 ・回収方法は、住民から連絡を受けて回収に伺うほか、住民が自ら指定の場所や回収ボックスへ持ち込む事例がある。
⑥市町村回収後選別	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみとして回収したもものから、まだ使えるものを選別し、リユースする取組。 ・市町村自らやリユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として活用できると判断したものを回収し、住民向けに販売・譲渡する。運営を公社、民間事業者等に委託している例もある。

※「リペア（修繕）」・・・修理・補修・修繕により、製品を使える状態に戻して、長く利用する取組。住民が所有権を有した状態で、おもちゃや傘等を市町村にて修繕する取組等が広がっています。

それぞれの方式の概要と詳細な実施手順・コストについて、[p.21](#)以降に紹介しています。市町村にとってのメリットや実施するための要件を参考に、関心のある掲載ページをご覧ください。

<本手引きで紹介する取組のメリット・実施するための要件>

取組方式	市町村のメリット	実施するための要件	参照
①リユース事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のリユース産業育成に繋がる ・追加的なスペースや人員を要しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力的なリユース事業者が存在 ・印刷・配布のための<u>予算確保</u>ができる 	【概要】 p.21 【詳細】 p.42～
②交換掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流に繋がる ・追加的なスペースや人員を要しない ・民間事業者等の取組も盛んであり、連携・協力を得られうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで掲示板を設置するための<u>予算確保</u>ができる ・掲示板利用率向上のため、継続的な広報ができる 	【概要】 p.23 【詳細】 p.47～
③イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・住民団体の活動の活性化に繋がる ・住民同士の交流に繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの<u>運営スタッフ</u>が確保できる（住民団体等のボランティア等） 	【概要】 p.25 【詳細】 p.55～
④常設交換	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の交流に繋がる ・常設スペースの有効活用に繋がる ・住民にとって利便性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設交換に使用できるスペースが確保できる ・<u>運営スタッフ</u>が確保できる 	【概要】 p.27 【詳細】 p.61～
⑤リユース品回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量の削減に直接的に繋がる ・売却収入を得ることができうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>回収体制</u>を構築できる 	【概要】 p.28 【詳細】 p.66～
⑥市町村回収後選別	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理量の削減に直接的に繋がる ・売却収入を得ることができうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ストックヤード</u>が確保できる ・人員が確保できる 	【概要】 p.32 【詳細】 p.71～

※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事例毎にメリットや要件は異なる点に注意。

(2) リユース事業者等との連携について

平成23年～26年度、令和4～6年度にリユース事業者や市民団体・NPO等と連携して実施するモデル事業を実施しました。リユース事業者等との連携は、市町村における使用済製品等のリユース推進時の課題・問題点をカバーできる可能性があります。

<市町村におけるリユース推進時の課題・問題点とリユース事業者等との連携による効果(例)>⁶

リユース推進時の課題・問題点	リユース事業者等との連携による効果(例)
保管スペースの不足	リユース事業者等に定期的に不要品を引き渡すことで保管スペースを一定程度に抑えることができる
リユース品の需給バランスの調整が難しい	リユース事業者等の事業活動で活用・販売される場合、市町村を超えた広域の流通・販路が利用されるため、需給バランスの調整も可能となる
収益構造の改善	リユース事業者等にリユースの取組を委託することでのコストカットやより多様な販路の開拓等が可能となる
ノウハウ・人員の不足	リユースの取組をリユース事業者が行うことで、ノウハウ・人員の不足を補うことができる
粗大ごみ等として回収した製品は、排出者のリユース意向確認が難しい	市町村を介さず、住民がリユース事業者等と直接取引を行う場合には、市町村での住民への意向確認は不要となる
製品の品質保証ができない	リユース事業者等の事業活動で活用・販売される場合、他の取扱い製品と同様に品質保証を行うことが可能となる

[コラム] 自治体と民間企業が連携するメリット

<事例紹介:東京都八王子市/令和4～6年度モデル事業>

東京都八王子市では、住民から不要となった再利用可能な品物を回収・譲渡スポットで受け取り、新たな利用者に有償又は無償で引き渡す実証事業を実施するにあたり、デジタルプラットフォームサービスを提供する株式会社ジモティーと連携しました。令和4～6年度で実施したモデル事業を振り返り、自治体側・民間企業側のメリットを以下のように整理しています。

自治体側のメリット

民間企業の持つシステムやノウハウを活用できる

株ジモティーが有するオンラインプラットフォームを活用し、**より多くの方が気軽にリユースに取り組んでいる。**
また、他自治体でのノウハウをもとに、販売価格の設定や状況に応じた変更なども臨機応変に行うことができ、**リユース品の効率的な流通に貢献している。**

民間企業側のメリット

(ジモティー)

不要品リユースを希望する市民へダイレクトに伝えられる

市の粗大ごみ申込ページから、廃棄ではなくジモティースポットへの持ち込みを案内することで、**リユースへの誘導を効果的に行うことができている。**
また、行政と連携することで、**信頼性が向上し、多くの方に安心して利用していただける。**



(出所) 令和6年度モデル事業最終報告書「リユース品の訪問回収プロジェクト～地域のデジタルプラットフォームとの連携～」(東京都八王子市、2025年1月)

⁶ 環境省「平成23年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」(p.4)をもとに整理

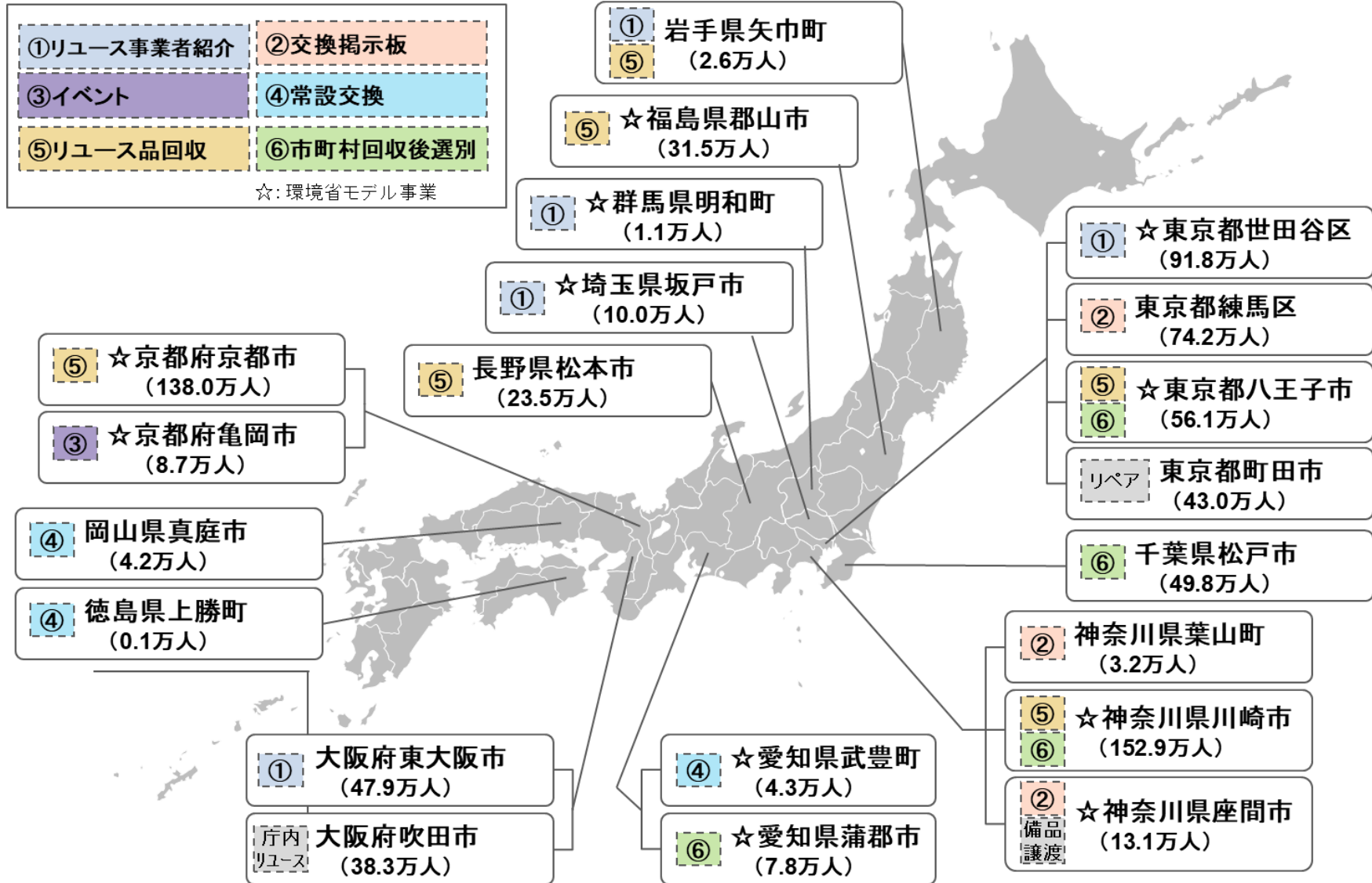
(3) 使用済製品等のリユース取組事例マップ

平成23年～26年度、令和4～6年度に実施したモデル事業（p.86）や「リデュース・リユース取組事例集」（p.87）に掲載された市町村等から、参考になる事例を後述するとともに、「使用済製品等のリユース取組事例マップ」を整理しました。なお、掲載する事例はごく一部であり、全国では多様な取組が広がっています。

<本手引きにて紹介した、市町村による使用済製品等のリユース取組事例>

分類	自治体名	人口 (R6.1.1時点)	主な連携事業者	モデル 事業	主な掲載ページ		
①リユース事業者紹介	東京都世田谷区	91.8万人		H23	p.22		
①リユース事業者紹介	群馬県明和町	1.1万人		H23	p.22	p.37	
①リユース事業者紹介	埼玉県坂戸市	10.0万人	(株)マーケットエンタープライズ	R4	p.22	p.46	
①リユース事業者紹介	岩手県矢巾町	2.6万人	ウリドキ(株)		p.22	p.46	
①リユース事業者紹介	大阪府東大阪市	47.9万人			p.90		
②交換掲示板	東京都練馬区	74.2万人			p.23		
②交換掲示板	神奈川県葉山町	3.2万人			p.24	p.37	p.49
②交換掲示板	神奈川県座間市	13.1万人	東急(株)、小田急電鉄(株)、 座間市リサイクル協同組合	R5	p.24		
③イベント	京都府亀岡市	8.7万人	(株)ecommit	R4	p.26	p.91	
④常設交換	愛知県武豊町	4.3万人		H26	p.27	p.37	p.92
④常設交換	岡山県真庭市	4.2万人			p.27		
④常設交換	徳島県上勝町	0.1万人			p.27	p.37	
⑤リユース品回収	東京都八王子市	56.1万人	(株)ジモティー	R4～6	p.18	p.29	p.36
⑤リユース品回収	福島県郡山市	31.5万人	グンダスト事業協同組合、 郡山地区再生資源協同組合	R6	p.5	p.30	p.41
⑤リユース品回収	京都府京都市	138.0万人	(株)ヒューマンフォーラム、京都信用金庫、安田産 業(株)、(株)ジェイ・エス・ビー、(株)たまゆら	R4	p.31		
⑤リユース品回収	長野県松本市	23.5万人	Mom's Links 長野		p.31		
⑤リユース品回収	岩手県矢巾町	2.6万人	社会福祉法人盛岡市民福祉バンク		p.38		
⑤リユース品回収	神奈川県川崎市	152.9万人	(株)ジモティー	R4	p.77		
⑥市町村回収後選別	千葉県松戸市	49.8万人	社会福祉法人まつかぜの会、社会福祉法人松里 福祉会、(株)ジモティー		p.32		
⑥市町村回収後選別	神奈川県川崎市	152.9万人	(株)ジモティー	R4	p.33		
⑥市町村回収後選別	愛知県蒲郡市	7.8万人	(株)メルカリ、(株)ソウゾウ、公益社団法人蒲郡市 シルバー人材センター、公益社団法人東三河地域 研究センター	R5	p.33	p.36	p.84
⑥市町村回収後選別	東京都八王子市	56.1万人			p.73		
リペア	東京都町田市	43.0万人	一般財団法人ままだエコライフ推進公社		p.34		
備品等の譲渡	神奈川県座間市	13.1万人		R4	p.34	p.78	
庁内リユース	大阪府吹田市	38.3万人			p.35		
全体(自治体の考え方)	神奈川県川崎市	152.9万人	(株)ジモティー	R4	p.7		
全体(HPでの斡旋)	神奈川県川崎市	152.9万人	(株)マーケットエンタープライズ、(株)ジモティー		p.39		

＜使用済製品等のリユース取組事例マップ＞



3.2 市町村におけるリユースの取組事例

(1) リユース事業者紹介方式

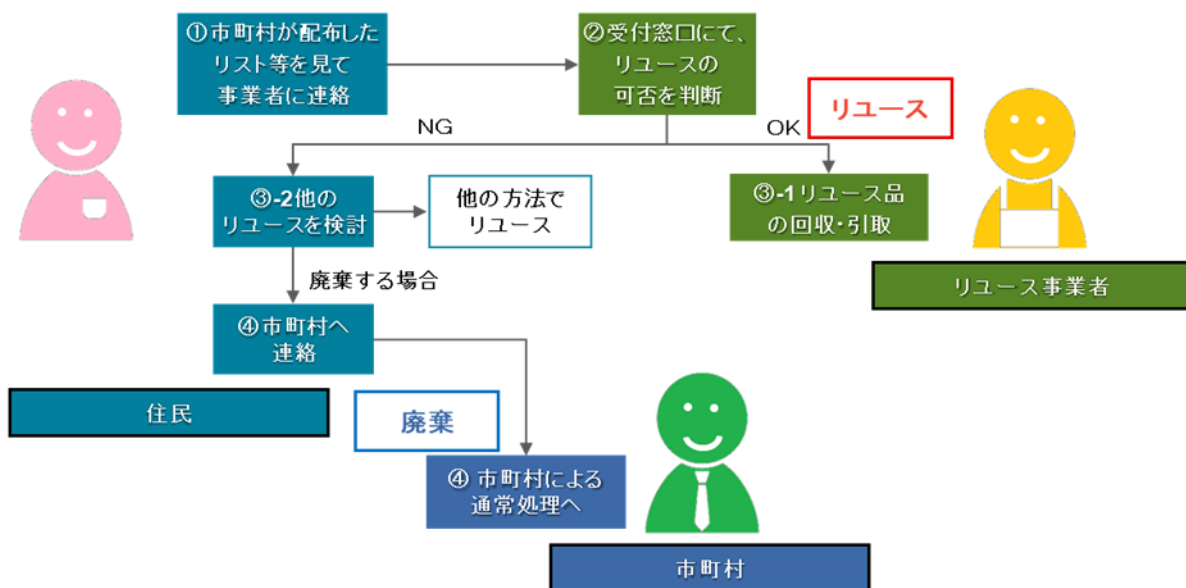
市町村が、地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要や買取基準、利用方法等を紹介するチラシ等を作成、各世帯に配布します。使用しないまま保管されている製品等をごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促します。

具体的な情報・製品の流れの一例としては、住民が市町村から配布されたチラシ等を閲覧し、リユース事業者に連絡します。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合、回収・引取を行います。リユース事業者による買取ができない場合、住民が他のリユース方法又は適正な廃棄方法を検討します（大型の製品の場合は、住民から市町村へ粗大ごみ等として処理を依頼します）。リユース事業者の買取基準に合致しない製品であっても、地域内に他のリユース方式が展開されている場合、住民にそれらの活用を検討いただくことは有益です。

リユース品としての買取方法は、店頭買取（住民が店舗に持参する）、出張買取（リユース事業者が住民宅に訪問する）、宅配買取（製品を宅配便で送る）の3つが考えられます。

近年は、受付窓口で製品を持ち込む前に、製品情報等を入力することで査定結果（買取可否、買取時の価格）を取得できるサービスを展開する民間事業者も現れています。

<リユース事業者紹介方式の流れ>



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

<事例紹介:東京都世田谷区

／平成 23 年度モデル事業>

東京都世田谷区では、モデル事業の成果を踏まえて、毎年チラシの情報更新を行っています。チラシは、NPO に委託して作成し、3つのリユース業界団体から紹介された店舗を掲載しています。

リユースショップを紹介するチラシは、区のホームページで紹介されています。

(出所) 世田谷区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/012/d00026433.html>



<事例紹介:群馬県明和町／平成 23 年度モデル事業>

群馬県明和町では、近隣のリユースショップ (1店舗) を紹介するチラシを作成し、町の広報紙等でもリユースショップの利用を呼び掛けています。(平成 23 年度モデル事業)

(出所) 明和町ホームページ掲載「広報明和 2022 年 8 月号 No.287」p.7

https://www.town.meiwa.gunma.jp/material/files/group/1/kouhou_R04-08.pdf

<事業者等と連携した事例紹介:埼玉県坂戸市

／令和4年度モデル事業>

近年は家庭で不要となった製品について、関連情報を入力するだけで査定結果 (買取可否、買取時の価格) がわかるサービスを展開する民間事業者も現れています。

埼玉県坂戸市では、市のホームページや折込チラシにて、株式会社マーケットエンタープライズ社が展開する「リユースプラットフォーム『おいくら』」を住民に紹介し、粗大ごみとして出す前に、リユースを検討することを推奨しています。

同サービスでは、商品情報入力ページより査定を依頼したい不要品のカテゴリーを選択し、商品情報等を入力すると、複数のリユース事業者から無料で買取価格の査定を受けることができます。

モデル事業を実施した約4か月間に、計 169 点 (約 3,150kg) の査定依頼が寄せられました。

(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「子育て世帯向けリユース品のマッチング事業報告書」(埼玉県坂戸市、2023 年 2 月)



<事業者等と連携した事例紹介:岩手県矢巾町>

岩手県矢巾町では、ごみの減量と住民の暮らしの向上を目指し、ウリドキ株式会社が展開する「売りたい人とプロの査定士を繋ぐマッチングサービス『ウリドキ』」を紹介し、買取マッチングサービスの活用を斡旋しています。

同サービスでは、家具、家電、ブランド品、おもちゃ、ホビー用品等幅広い品を買取対象とし、写真を撮って出品するだけの手軽さでありながら、無料で複数社の査定を受けることができます。

(出所) 矢巾町ホームページ <https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2022060300065/>

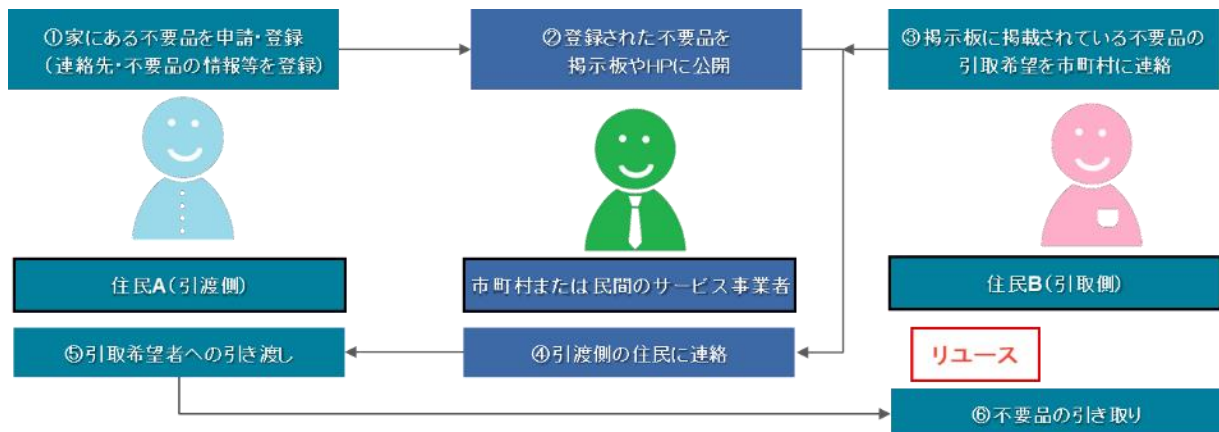
(2) 交換掲示板方式

市町村が庁舎やホームページ等に掲示板を開設し、住民同士の不要品の交換を仲介します。近年はスマートフォンやフリマアプリ等の普及を踏まえ、住民同士が自由に不要品の売買を行えるオンラインサービスを提供する民間事業者も現れています。 (p.24、29、p.33 参照)

具体的な情報・製品の流れの一例としては、住民は不要になったものを庁舎等にある掲示板（またはホームページ上のデジタル掲示板）に登録します。他の住民は掲示板の掲載を閲覧し、引取を希望する場合は市町村へ連絡します。市町村は不要品に登録した住民に引取の希望があった旨を連絡し、住民は希望する引渡方法で、引取を希望した住民へ引き渡します。

住民同士の自由な取組を促進するという特性上、他の取組方式と比べて、幅広い品目を取扱っている傾向にあります (p.12 参照)。

<交換掲示板方式の流れ>



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

<事例紹介:東京都練馬区>

東京都練馬区では、家庭で不要になった粗大ごみの再使用を進めるため、「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を16施設に設置しています。この掲示板に、区民から提供された「譲ります」「譲ってください」というリサイクル情報を掲示することで、リサイクル情報の交換の場を提供しています。

営利を目的としない18歳以上の練馬区民が掲示可能であり、郵送または区の窓口での申請を受け付けています。

引取方法等の交渉は、引取希望者と情報掲示者が直接行います。

(出所) 練馬区ホームページ

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/gomi/recycle/keijiban.html>



<事例紹介:神奈川県葉山町>

交換掲示板はその他の多くの市町村でも実施されている取組です。

神奈川県葉山町では、「ゆずります」に加えて、「ゆずってください」という情報も併せて掲載しています。営利を目的としない20歳以上の葉山町民が利用可能となっています。



登録番号	022
登録日	2008年08月22日
品名	オイルヒーター
希望価格	5,000円
仕様・サイズ等	○×社製のオイルヒーターです。 消費電力1300W、 縦×横×幅=80×60×25cmです。 メーカーHP http://www.marubatakouyou.com
使用状況	2005年に購入し、毎年5ヶ月ほど使用しております。 細かい磨き傷などがありますが、錆びや割れはありません。 実用にはなんら問題ないと思います。
引取条件等	大きくて重いので、取りに来ていただければありがたいです。 遅くなってしまってもかまわないでしたら、お宅までお届けいたします。



(出所) 葉山町ホームページ

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyoku/1/1/1705.html>

<https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/11/18498507.pdf>

<事業者等と連携した事例紹介:神奈川県座間市/令和5年度モデル事業>

神奈川県座間市では、地域共助プラットフォームアプリ「common」を活用し、まだ使える物品を譲りたい市民と、譲り受けた市民間のマッチングを促進しました。マッチング後の譲り渡しが効率的に進むよう、受け渡し用ロッカーの設置や、粗大ゴミ回収車を活用した無料配送等の工夫を施しました。令和5年10月～令和6年2月の期間に、317品が出品され、175件の引き渡しを実現しました。

<民間企業等との連携>

- ①東急株式会社: アプリ「common」の運用管理、置き渡しロッカーの設置支援等
- ②小田急電鉄株式会社: 本取組の広報、他の連携団体とのコーディネート等
- ③座間市リサイクル協同組合: 不要となった物品(比較的大きな物品)の収集運搬



置き渡し用ロッカー
「common spot」



配送の様子
(粗大ゴミ回収車)

(出所) 令和5年度モデル事業最終報告書「あなたの街の思いやりリユースプロジェクト」(神奈川県座間市、2024年2月)

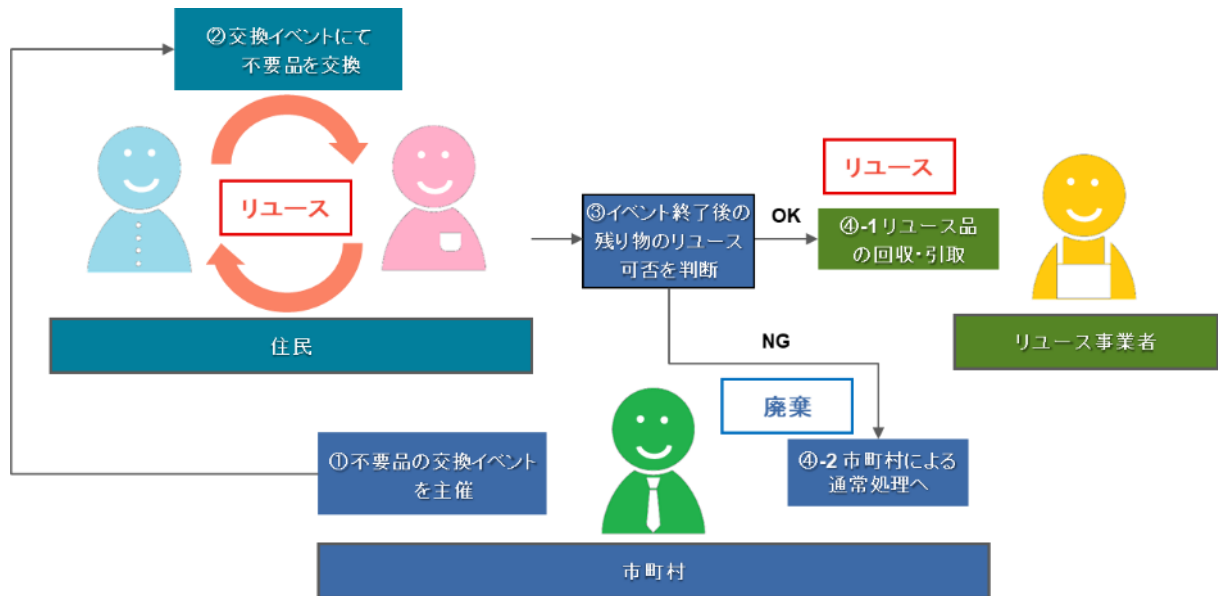
(3) イベント方式

市町村が、住民に不要品の持ち寄りを呼び掛け、住民同士で不要品を交換するイベント（展示会やフリーマーケット等）を開催します（不定期開催）。イベントの中には不要品の持ち寄りを必須とせず、不要品の引き取りだけを希望する住民の参加も可能とする例もあります。

具体的な情報・製品の流れの一例としては、住民が市町村からのイベントの告知等を見、不要品を持ってイベントに参加します。イベントで、不要品を持ち寄った住民同士で不要品を交換し、引取希望のあった不要品は新たな持ち主に持ち帰られます。交換イベントの開催後に残ってしまった不要品は、リユース事業者等にリユース品として回収・引取が可能なものは引き取ってもらい、それ以外は市町村が通常のごみと同様のルートで廃棄します。

取扱品目としては、様々なものが扱われますが、持ち運びしやすいもの、例えば、衣類、ベビー・子供用品、日用品・生活雑貨の取扱いが多いという傾向にあります（p.12 参照）。

<イベント方式の流れ>



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

[コラム] 市民団体等の中で情報交換を促すことも有益

地域の市民団体等が、住民同士で不要品を交換するイベントを開催する事例も増えています。市町村がリユースに係る取組を主導するだけでなく、イベント開催のノウハウやリユースに関する各種工夫について、市民団体等の中で情報交換を促すことも有益と考えられます。

例えば、環境省「令和5年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業」で実施した株式会社京葉十二社広告社は、こども服交換会の開催ノウハウについて、地域内で同様の取組実施を希望する団体・企業へ共有していくとしています。



（出所）令和5年度モデル事業最終報告書「こども服交換会・フォーマル服レンタルの会・こども服おゆずり会」（株式会社京葉十二社広告社、2024年2月）

<事業者等と連携した事例紹介: 京都府亀岡市 / 令和4年度モデル事業>

京都府亀岡市では、リユースを通して積極的に環境問題に取り組む民間企業である株式会社ecommit、市内3番目の人口規模である千代川自治会と連携し、リユース品回収・交換会を開催しました。「自分は今もういらないけど、まだ十分に使えるもの」を住民が持ち寄り、希望者に無料で提供しました。モデル事業では計2回のイベントを開催し、約120名が参加、約280kgの不要品が住民によって持ち帰られました。また、持ち帰られなかったものについては、株式会社ecommitに引き取られました。



リユース品回収・交換会のお知らせ
及び
アンケート調査へのご協力をお願い

家に眠っている食器、雑貨、おもちゃ、小型家電など、「自分は今もういらないけど、まだ十分に使えるもの」をお持ち寄りください。気に入ったものがあれば、持ち帰りもできます。

※お持ち込みのみ、お持ち帰りのみの方も大歓迎!

また、皆様のお考えをお聞かせいただき、今後の施策に反映させていきたいと考えておりますので、記載のQRコードよりアンケート調査へのご協力をお願いします。

※11月に配布しましたチラシからすでにご覧いただいた方は、今回のチラシから再度ご閲覧いただく必要はありません。

未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かもおか
亀岡市は、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市の実現を目指し、様々な取組を実践しています。2021年1月からはプラスチック製レジ袋の提供禁止条例を施行、使い捨てという考え方からの意識の改革を進めてきました。そして現在、皆さんとともに踏み出す次のステップとして、ごみに対する考え方を見直し、つまり「もったいない」の気持ちを持ち行動に移す取組としてリユース(再利用)の仕組みづくりにチャレンジしています。皆さんにとっても環境にとっても笑顔が広がるこの取組にご協力ください!

※この企画は、環境省「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」において、亀岡市、千代川町自治会、一般社団法人Zero Waste Japan、株式会社ecommitが連携して行う官民連携の実証実験として実施します。

令和4年
12月25日
10:00~15:00
(回収受付は14:30まで)

会場
千代川町自治会館
621-0046 亀岡市 千代川町 北ノ庄園千ヶ森19

お問い合わせ先 亀岡市 環境先進都市推進部 資源循環推進課 0771-55-5305
皆さんのまちづくりへのメッセージをどうぞ
当日まちづくりボードに張り出します。ぜひ意見をお寄せください!

持ち込みできるもの

食器・キッチン用品 割れ、欠け、ひびのないもの カビ、サビがないもの 食器、コップ、スプーン、フォーク、箸、フライパン、やかん、調理器具等	工具 腐食、変形していないもの サビや汚れ、非通電も持ち込み可能 手工具、電動工具(インパクトドライバー、電動ドリル、サンダー、グラインダー等)、草刈り機、道具箱等
家具・インテリア 部品が揃っているもの 傷・破損・カビ・汚れがないもの タンス、クローゼット、テーブル、イス、ソファ、本棚、食器棚、照明器具、ベッド、置物、置時計、掛け時計等	家電 通電・稼働するもの サビ、破損がないもの カメラ、プリンター、ガステーブル、アンテナ、ラジカセ、コンボ、ミシン、電子レンジ等 ① 製造7年以内
おもちゃ 部品が揃っているもの 分解していないもの ゲーム機、ゲームソフト、フィギュア、ミニカー、プラレール、ぬいぐるみ、知育玩具、乗用玩具等	雑貨・その他 再利用可能なもの カビ、サビ、破損がないもの アクセサリ、腕時計、鞄、財布、ベルト、帽子、楽器、スポーツ用品、アウトドア用品、ガーデニング用品等、衣類(衣類は新品未使用品に限る)
ベビー用品 割れ、欠け、ひびのないもの カビ、サビがないもの 赤ちゃん用食器、ベビーサークル、ベビーチェア、ベビーカー、ベビー服、知育玩具等	画材 再利用可能なもの カビ、サビ、破損がないもの 絵具、ふで、色鉛筆、クレヨン、顔料等

持ち込みできないもの

家電リサイクル法対象品 冷庫庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)	蛍光灯・電池類 蛍光灯・乾電池、バッテリー・リチウム・内蔵機器等
個人情報取扱電子機器 パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等	危険物等 危険物類(油類、火薬類の発火物、燃料缶)、土壌、がれきり等

①まだ十分に使えるですか?
②壊れや破れ、欠品、ひどい汚れやカビはありませんか。
③持ち込みできるものか再度ご確認ください。

アンケートにご協力ください

URL ↓
<https://logform.jp/f/MyIbG>

リユース品には次に使う方がいらっしやいます。
「次の人がそのまま使えて、使うのに不自由しないもの」
をお持ちください。



(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「民間企業及び地元自治会と連携したリユース品回収の実施と効果の可視化」(京都府亀岡市、2023年2月)

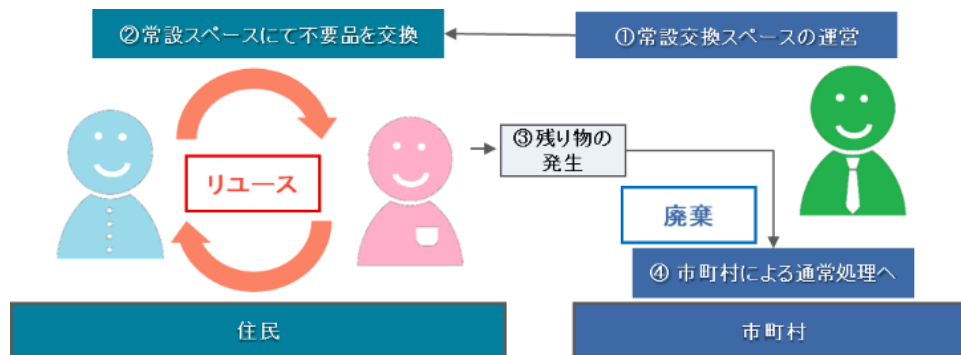
(4) 常設交換方式

市町村が、地域内にリユース可能な不要品を交換する常設スペースを設け（例えば、資源物の拠点回収場所に併設）、常設スペースを訪れた住民同士で不要品を交換してもらいます。

具体的な情報・製品の流れの一例としては、市町村が常設スペースの開設について周知し、それを知った住民が不要品を常設スペースに持ち込みます。持ち込まれた不要品は常設スペースに展示され、展示中の不要品の引取を希望する住民は、その不要品を持ち帰ることができます。リユース品として引き取れなかった不要品は、市町村が通常のごみと同様のルートで廃棄します。

取扱品目としては、事例毎にばらつきがあり、様々なものが扱われますが、衣類、ベビー・子供用品、日用品・生活雑貨の取扱いが比較的多いという傾向にあります（[p.12](#) 参照）。

<常設交換方式の流れ>



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

<事例紹介:愛知県武豊町/平成 26 年度モデル事業>

愛知県武豊町では、資源回収拠点の中に、常設交換場所「武豊常設交換場所」を開設しました。既存の資源ステーションの委託管理者による運営が可能となり、低コストで取り組むことができます。

加えて、資源回収ステーションと併設することで、資源の持ち込みと一緒にリユース品を持ち込むことが可能であり、利便性の向上に繋がっています。

(出所) 武豊町ホームページ

<https://www.town.taketoyo.lg.jp/kurashi/1001503/1001562/1001564/1001653.html>



<事例紹介:岡山県真庭市・徳島県上勝町>

岡山県真庭市では道の駅に併設された「リユースプラザ醍醐の里」にて市民による交換及びリユース品の販売を行っています。また、徳島県上勝町では、資源回収拠点に併設された「くるくるショップ」にて不要品の無料交換を行っており、利用者に持ち込み・持ち帰り時に、重量を計測してもらうことで、リユースの効果を把握しています。

(出所) 真庭市ホームページ <https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/14/1850.html>

(出所) 上勝町ゼロ・ウェイストセンターホームページ <http://zwtk.jp/zwcenter/>

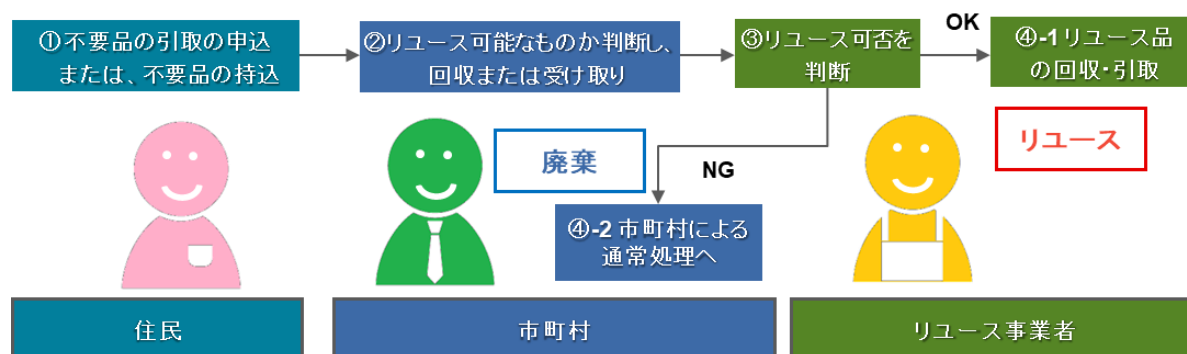
(5) リユース品回収方式

市町村が、住民からリユース可能な不要品を回収し、他の住民やリユース事業者等に販売または譲渡します。回収方法は、住民から連絡を受けて回収に伺うほか、住民が自ら指定の場所や回収ボックスへ持ち込む事例があります。前者は家具等の大型製品の場合に多く、後者は衣類・日用品等の小型の場合に多いです。回収及び回収後の販売または譲渡については、公社や民間事業者等に委託して実施するケースも多くあります。

家具等の大型製品に関する具体的な情報・製品の流れの一例としては、住民がリユース品として活用可能な家具等を、市町村に粗大ごみ等とは別ルートでの回収を依頼します。依頼を受けた市町村はリユース可能なものかを現場で判断の上、回収を行います。市町村は回収した不要品をリユース事業者等に確認いただき、リユース事業者等はリユース可能と判断した製品を回収・引き取ります。リユースできないと判断された製品は、市町村が通常の粗大ごみ等の処理を行います。

取扱品目としては、様々な製品が取り扱われますが、家具類・電化製品等の大型のものを対象とするケースや、持ち運びやすい衣類・日用品等を対象にしているケースもあります。特に、衣類については、回収拠点・回収ボックスを設置して回収する事例が広がっています（[p.12 参照](#)）⁷。

<リユース品回収方式の流れ>



※上記は市町村が自ら実施する場合の標準的な整理であり、事業者との連携等によって詳細が異なる点に注意。

⁷ 市町村の職員又は協力スタッフが常駐する場合に比べ、回収ボックスだけを設置するなど無人の回収時には、リユースできない物品や、回収対象としていない物品の混入が増える可能性が考えられる。また、回収の実施主体が市町村であるか事業者であるかによって、リユースできない物品の処理も変わり得る。無人の回収拠点・回収ボックスの設置は、地域の住民がアクセスしやすいリユース拠点を多く設置できるというメリットがあるが、廃棄物の適正な処理という観点についても併せて検討・工夫されることが望ましい。

<事業者等と連携した事例紹介:東京都八王子市/令和4~6年度モデル事業>

東京都八王子市では、粗大ごみ等の減量及び資源の有効活用を目的に、住民から不要となった再利用可能な品物を回収・譲渡スポットで受け取り、新たな利用者に有償又は無償で引き渡す実証事業を行いました。実施にあたっては、公募によって選定された株式会社ジモティーが実務を担い、スポットには市施設を活用しました。なお、住民から受け取った品物は、スポットに陳列すると共に、株式会社ジモティーが運営するデジタルプラットフォームにも掲載することで、より多くの引き取り希望者が集まるよう工夫を施しました。(「②交換掲示板方式」に相当。) また、市が回収した粗大ごみ等のうち再利用可能な品物の一部についても同様に販売・譲渡を行いました。(「⑥市町村回収後選別方式」に相当。)

令和4年度のモデルを基盤に、令和5年度は、セルフレジ・セルフ持ち込みや、粗大ごみ収集過程でのリユース品の選別・積み下ろしといった新たな取組を導入しました。更に、令和6年度は、高齢等を理由に品物の持ち込みが難しい市民を主なターゲットとした戸別回収を始めました。

週3回(金・土・日曜日)スポットを開設し、令和4年9月~令和5年2月の期間に7,088件(重量ベースでは約35トン)の引き渡し、令和5年10月~令和6年2月の期間に6,863件(重量ベースでは約36トン)の引き渡し、令和6年6月~令和6年12月の期間に12,459件(重量ベースでは約58トン)の引き渡しを実現しました。



(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「オンラインを活用した不要品のリユース実証事業」(東京都八王子市、2023年2月)、令和5年度モデル事業最終報告書「地域のデジタルプラットフォームを活用した不要品のリユース実証事業」(東京都八王子市、2024年2月)、令和6年度モデル事業最終報告書「リユース品の訪問回収プロジェクト~地域のデジタルプラットフォームとの連携~」(東京都八王子市、2025年1月)、

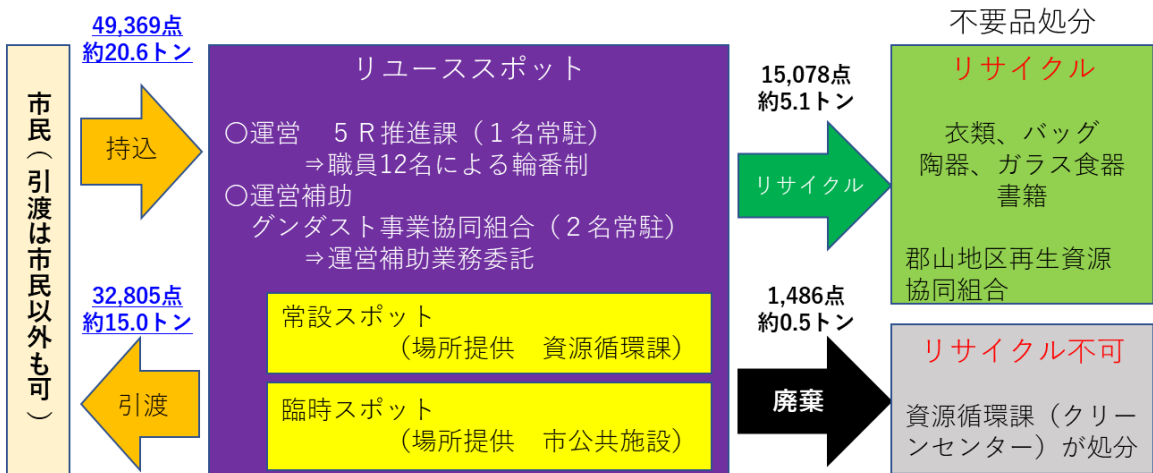
「ジモティー/ジモスポ八王子」ホームページ <https://jmtv.jp/profiles/62d66cbc8b379b06722d9419>

<事業者等と連携した事例紹介:福島県郡山市/令和6年度モデル事業>

福島県郡山市では市の直営事業として、リユースの推進によるごみ減量を目的に、市民が自宅にある「不要だけどまだ使える物」を持ち込み、欲しい方に譲り渡す拠点（リユーススポット）を開設・運営を行いました。市域が広いという特徴を踏まえ、常設スポットを市内に1箇所設置するだけでなく、1日限定開催の臨時スポットを計6か所開設することで、より多くの市民が利用できるよう工夫しました。

リユーススポットは市の直営により企画・運営を行いつつ、運営の一部については廃棄物処理業者を組合に持つグングダスト事業協同組合に委託しました。

常設リユーススポットは週5日（月～金曜日）、臨時リユーススポットは実施期間内の土曜日（計7回）に開設し、令和6年10月～令和6年12月の期間に32,805件（重量ベースでは約15.0トン）の引き渡しを実現しました。



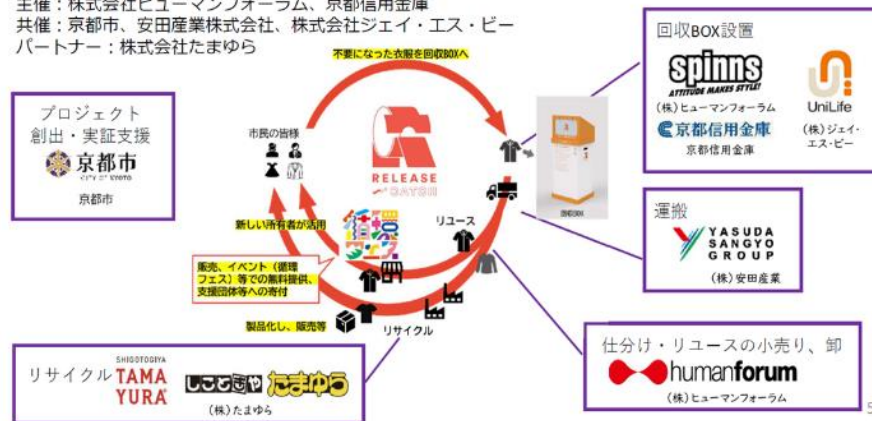
（出所）令和6年度モデル事業最終報告書「リユーススポット実証事業」（福島県郡山市、2024年12月）

<事業者等と連携した事例紹介: 京都府京都市/令和4年度モデル事業>

京都府京都市では、家庭で不要になった衣服の回収ボックスを市内に設置し、再利用可能な衣服の販売等を実施する、使用済衣服の回収&循環プラットフォームを立ち上げました。プラットフォームは下図のとおり、多様な事業者によって構成されました。回収ボックスは全161箇所(市内57箇所)に設置し、回収した衣服は株式会社ヒューマンフォーラムが仕分けを行い、リユース可能な衣服には値付けの上、同社が運営する店舗等で販売を行いました。令和4年9月～令和5年2月の期間に回収ボックスで回収した衣服は、4,593kg(18,372着、1着0.25kg)として換算)ありました。

【参画団体】

主催：株式会社ヒューマンフォーラム、京都信用金庫
共催：京都市、安田産業株式会社、株式会社ジェイ・エス・ピー
パートナー：株式会社たまゆら



(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「地域内での使用済衣服の回収&循環のプラットフォーム“RELEASE⇒CATCH”創出のための検討・実証事業」(京都府京都市、2023年2月)

<事業者等と連携した事例紹介: 長野県松本市>

長野県松本市の「松本キッズ・リユースひろば事業」では、短期間で使われなくなる育児・子ども用品を住民から提供を受け、希望者にリユース品として無料で配付しています。市内26か所の回収場所(公民館、支所の回収ボックス)にて無料で回収し、無料配付会は年6回開催しています。回収時期を限定せず、年間を通して施設の開館時間に受付を実施していることで、年間15トン程度の回収を実現しています。

市はホームページや広報誌・チラシの作成や広報、回収拠点や回収品の整理及び保管場所の提供の役割を担い、回収品の整理及び保管から配付会の手配・運営等は外部の事業者へ委託されています。



(出所) 松本市ホームページ <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/51/4537.html>

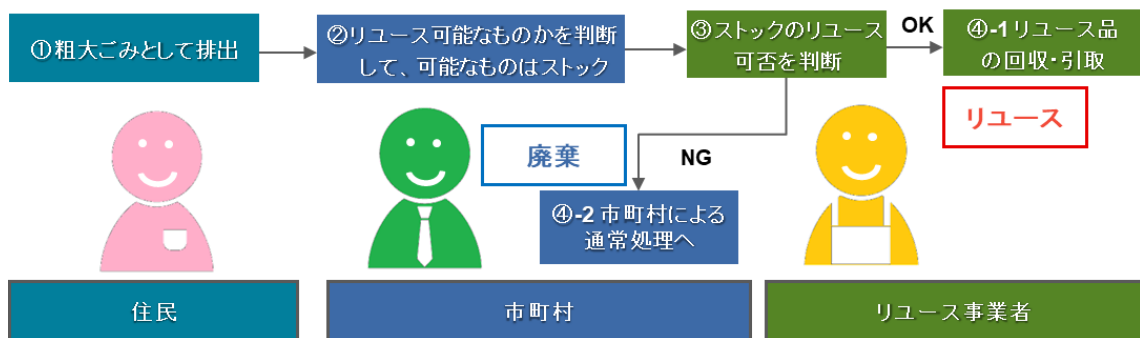
(6) 市町村回収後選別方式

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、市町村やリユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として活用できると判断したものを住民向けに販売・譲渡します。運営を公社、民間事業者等に委託している例もあります。

具体的な情報・製品の流れの一例としては、住民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一時保管します。一時保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引き取ります。リユース不可と判断された製品は、市町村が通常の粗大ごみ等の処理を行います。

粗大ごみ等として回収した物を活用するという特性上、家具類等の大型の製品の取扱いが多い傾向にあります（[p.12](#) 参照）。

<市町村回収後選別方式の流れ>



※上記は市町村がストックした物を、リユース事業者にてリユース可否の判断・活用する事例を想定した標準的な整理であり、リユース事業者との連携内容によっては詳細が異なる点に注意。

<事業者等と連携した事例紹介:千葉県松戸市>

千葉県松戸市では、令和4年10月30日から、リサイクルセンター内の再生家具室に「リユース工房くりくる」を開設しました。市が回収・無償譲渡した粗大ごみ等を、障がい者就労団体（社会福祉法人まつかぜの会、社会福祉法人松里福祉会。広く募集したところ、2団体からの応募があった。）が清掃・補修・販売する事業を行っています。平成30年度より実証事業として取り組み、3年半の検討結果を踏まえて、開設に至りました。販売での売上は障がい者就労施設の工賃として還元されており、ごみの減量と障がい者の就労支援を同時に推進する千葉県内初の取組となっています。



(出所) 松戸市ホームページ、「2022年10月27日 リサイクル通信特別号」p.2

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/sodaigomiriyusu.html

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/recycle/risaikuru.files/r4tokubetsu.pdf

<事業者等と連携した事例紹介:神奈川県川崎市/令和4年度モデル事業>

神奈川県川崎市では、高齢化社会に対応した市民サービスの一環として、自らが一定の場所までごみを持ち出すことができない住民を対象に、ごみの排出者宅前又は所定の場所まで直接収集しに行くサービスを実施しています。粗大ごみとして収集されたものの中で、リユース可能と思われるものについては、モデル事業で開設した「官民連携・譲り合いスポット（連携事業者である株式会社ジモティーが運営）」に提供し、住民に引渡を行いました。排出者からはリユース利用に対する同意を得ていますが、処理手数料を受け取っているものであることから、リユース時は無償で引き渡すこととしました。

なお、「官民連携・譲り合いスポット」では、住民から不要となった使用済製品を受け取り、新たな利用者に販売・譲渡するという取組が実施されました。（「⑤リユース品回収方式」に相当。）

■市の粗大ごみからのリユース品の掲載例（月15~20品リユースを実施）

<p>1216-045 【無料】 衣装ケース (投稿ID: z1kv)</p>  <p>価格 0円</p> <p>取引場所 川崎市・多摩区・長尾</p> <p>ジャンル -</p> <p>投稿者 ジモスポ川崎 男性 投稿: 8348</p>	<p>1116-006 【無料】 CDラジカセ audiocomm (投稿ID: yqhk7)</p>  <p>価格 0円</p> <p>取引場所 川崎市・多摩区・長尾</p> <p>ジャンル -</p> <p>投稿者 ジモスポ川崎 男性 投稿: 8348</p>
---	--

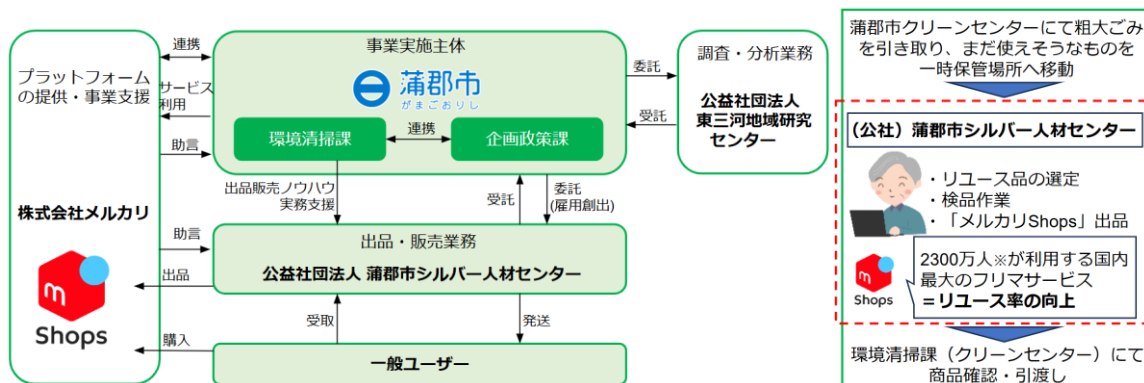
(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「地域情報の掲示板サイト(デジタルプラットフォーム)を活用した、官民連携・譲り合いスポットによる先導的かつ総合的なごみ減量・リユース促進事業」(神奈川県川崎市、2023年2月)

<事業者等と連携した事例紹介:愛知県蒲郡市/令和5年度モデル事業>

愛知県蒲郡市では、公益社団法人蒲郡市シルバー人材センター、株式会社メルカリ、公益社団法人東三河地域研究センターと連携し、市民からクリーンセンターへ持ち込まれた粗大ごみを選別し、リユース可能な商品として「メルカリ Shops」にて有償販売する事業を実施しています。リユース品の選定・検品や「メルカリ Shops」への出品作業等は、地域の高齢者の手で実施されました。

モデル事業では、売却後の商品を配送する方式と、現地で引渡す方式の2種を比較するなど、事業の収支バランスや費用対効果の改善に公民連携で取り組みました。

令和5年10月~令和5年12月の期間に79品(172.6kg)の売却を実現しました。



(出所) 令和5年度モデル事業最終報告書「高齢者の力でリユース推進！粗大ごみのネット販売によるサーキュラーエコノミーモデル化事業」(愛知県蒲郡市、2024年2月)

※ 粗大ごみから回収した物品の販売価格（有償・無償）については、各市町村にて個別に判断されています。

[コラム] リペア(修繕)の取組

「リペア」とは、修理・補修・修繕により、製品を使える状態に戻して、長く利用する取組です。近年、住民が所有権を有した状態で、市町村にておもちゃや傘等を修繕する取組も広がっています。また、ごみの発生抑制の観点から、粗大ごみ等として回収した物の中から、修理・補修・修繕を施すことで、住民に販売・譲渡できる状態にする市町村も現れています。

<事業者等と連携した事例紹介:東京都町田市>「⑥市町村回収後選別方式」×「リペア(修繕)」

東京都町田市では、一般財団法人まちだエコライフ推進公社と協定を結び、ごみの発生抑制及びリユース推進を図るため、粗大ごみを修理・再生し、安価で住民へ販売しています。修理して販売することで、ごみとして処理する量を減らすと同時にリユースの促進につながるため、不要となった粗大ごみが2つの側面でも有効利用されます。**2022年の再生販売実績は6,119点であり、約76トンのごみ減量が実現されました。**



(出所) 東京都町田市ホームページ

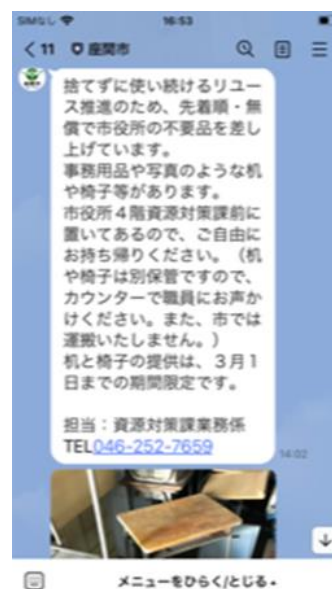
<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyogomi/event/riyusutorikumusaiseihannbai.html>

[コラム] 市町村で不要となった物品の譲渡(リユース)

<事例紹介:神奈川県座間市/令和4年度モデル事業>

神奈川県座間市では、市役所で不要になった机や椅子等を市民や事業者に無償譲渡しました。SNS上にて市のアカウントから譲渡に関する情報を発信し、市役所にて先着順で配布しました。無料なら利用したいという住民も多く、情報発信後3時間で10組を超える住民が来庁されました。実施に当たっては、座間市の物品管理関係規則に従い、市にて「不用の決定」を行った上で、「売却」「譲渡」「廃棄」の中から「譲渡」を選択して、実施されました。

(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「埋もれている再利用価値発掘活用大作戦！」(神奈川県座間市、2023年2月)



[コラム] 庁内におけるリユースの実践

市町村は住民のリユースを促進する役割を担う一方、リユースを率先して実施する主体としても期待されています。市町村の中には、グリーン購入の一環としてリユースを明示している事例があります。

また、環境省では「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」も作成しています⁸。

<事例紹介:大阪府吹田市>

大阪府吹田市では、グリーン購入に係る調達方針である「吹田市環境物品等調達方針」の中で、「リユース品の調達」を明示し、庁内におけるリユース品の調達に取り組んでいます。令和5年度には、オフィス家具の調達時にリユース品が活用されました（計5件の調達。調達品目は、スライド書庫、ロッカー、椅子）。



■ 5 リユース品の調達

(略) リユース品の購入は、製品の新たな製造を抑制し、資源やエネルギーの消費を減らすことに繋がることから、グリーン購入対象品目におけるリユース品の購入は、環境ラベルの有無に関わらず、グリーン購入適合とする。

■別記 分野ごとの対象品目と判断基準

(略) ただし、リユース品については、製品ごとに状態が異なり、希望使用年数とリユース品の耐用年数に乖離が発生する場合があることから優先順位を設けないが、本方針に則り、総合的に判断しリユース品の調達に努めること。

(出所) 大阪府吹田市ホームページ「吹田市環境物品等調達方針 (グリーン購入)」

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018437/1002288.html>

また、大阪府吹田市では、庁内で不要品を処分したい室課と、それを必要とする室課が、掲示板を通じてマッチングし、庁内で物品のリユースを実施できる仕組み「すてるのもったいないシステム (スモシー)」を構築しています。MOTTAINAI (もったいない) 精神の醸成や、余分な購入費や処分費の削減、廃棄物削減に繋がることが効果として挙げられています。

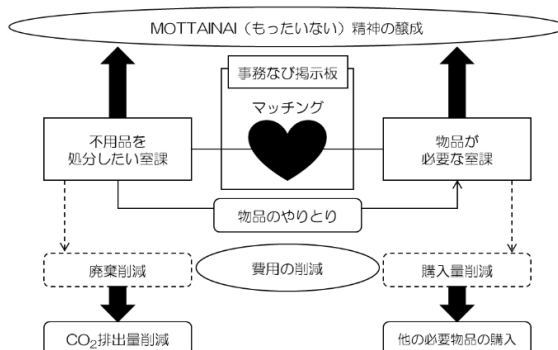


すてるのもったいないシステム

「スモシー」Smosy

不用品を処分したい室課とそれを必要とする室課が、事務ナビ掲示板を利用して、物品の受渡しをすることで、余計な物品の購入や廃棄を削減する取組です。

- | | |
|----|---|
| 目的 | MOTTAINAI (もったいない) 精神の醸成 |
| 方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 各室課が事務ナビ掲示板を利用して「不用品の引取先」「必要物品の引渡先」を募集 ■ 全室課で定期的な棚卸しを実施 ■ 事務局 (環境政策室) が募集一覧を作成し、検索しやすい環境を整備 |
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 常にMOTTAINAI (もったいない) を意識し、まだ使えるものを簡単に捨てない習慣がつく ■ 全庁的に余計な物品の購入が減り、その分で他に必要な物品を購入することができる ■ 物品の廃棄が減ることで、廃棄物の処分費が削減できる ■ 廃棄物削減により、廃棄に伴うCO₂排出量の削減や埋立地の延命につながる |



(出所) 大阪府吹田市提供資料

⁸ 環境省「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」 (平成28年5月)

<https://www.env.go.jp/content/900532610.pdf>

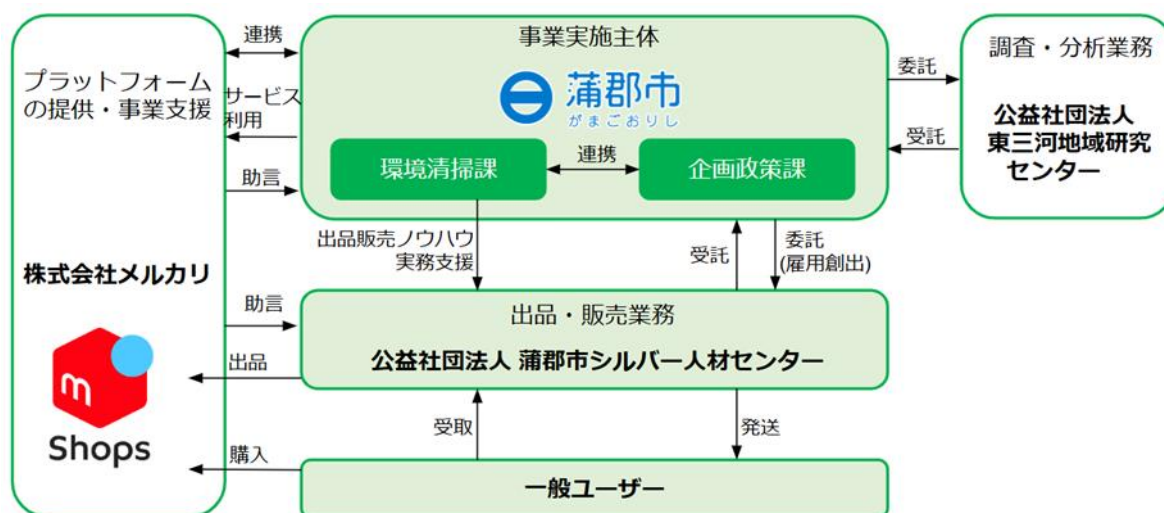
3.3 関連事業者等との連携によるリユース促進

昨今、リユースを取り巻く環境は変化しており、不要となった製品を気軽に売買・譲渡できる様々なプラットフォームが提供され、住民にとってもリユースをしやすい環境が整備されつつあります。環境省にて令和4年度から令和6年度にかけて実施された「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」においても、市町村がプラットフォームを運営する事業者や、廃棄物処理業者、シルバー人材センター等と多様に連携することで、効果的・効率的に取組を推進する取組が実現しました。**(各成果は、(1)～(6)の取組方式でも紹介)**

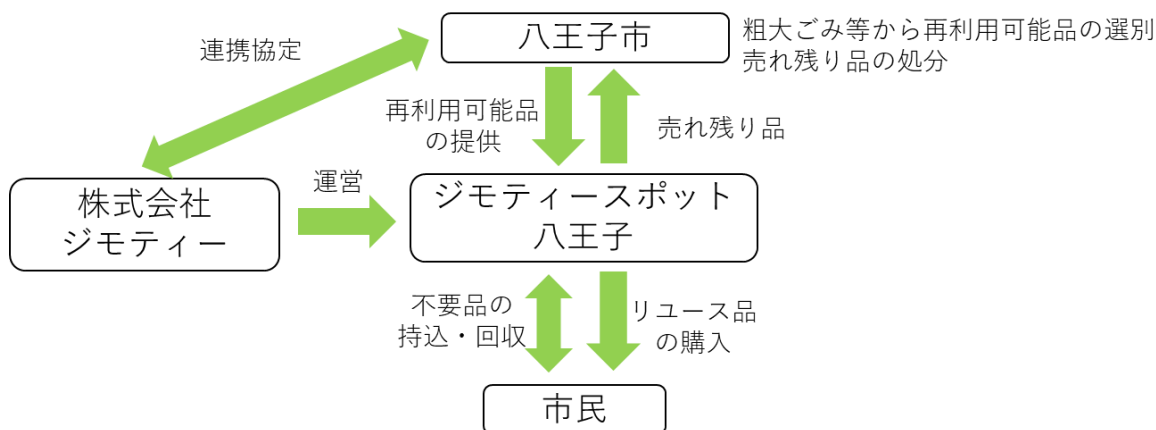
関連事業者等と連携した事例としては、「市民とリユース事業者とのマッチングを、民間事業者と連携」「リユース品の販売・譲渡を、民間事業者と連携」「リユース品の受取・保管・販売譲渡まで、すべてを連携」などがあります。

連携における手続き面については、「4.7 関連事業者等との連携によるリユース促進」を、自治体と民間企業が連携するメリットは、「3.1 (2) リユース事業者等との連携について」を参照ください。

<事業者等と連携した事例紹介：愛知県蒲郡市／令和5年度モデル事業>



<事業者等と連携した事例紹介：東京都八王子市／令和4～6年度モデル事業>



3.4 人口規模の小さい市町村向けのポイント

人口規模の小さい市町村では、リユース促進に向けた取組の意向が低い傾向にあります（p.13 参照）。そのため、モデル事業等の人口 10 万人未満の市町村の取組事例より、人口規模の小さい市町村の課題とそれを乗り越えた工夫・ポイントを下記に整理します。

小規模市町村でのリユース事業者紹介方式 **リユース事業者がない？**

⇒隣接する市町村のリユース事業者を紹介！

市町村の中にリスト掲載に協力していただけるリユース事業者がない場合には、住民の生活圏に入っている別の市町村のリユース事業者を紹介することもできます。

群馬県明和町（人口 1.1 万人）では、町内に紹介するリユース事業者がいなかったため、隣接する市のリユースショップの紹介を行いました。（p.22 参照）

（出所）明和町ホームページ掲載「広報明和 2022 年 8 月号 No.287」p.7
https://www.town.meiwa.gunma.jp/material/files/group/1/kouhou_R04-08.pdf

小規模市町村での交換掲示板方式 **登録・交換数が少ない？**

⇒オンラインでも不要品の閲覧・登録を可能に！

交換掲示板を設置しても、登録・交換数が少なく、活発に交換が行われないことが心配される場合には、不要品交換掲示板をオンラインで閲覧・登録を可能にすることで利用を伸ばすことができます。

神奈川県葉山町（人口 3.2 万人）では、不要品交換掲示板をオンラインでの閲覧・登録を可能にすることで、登録・交換件数が増加しています。また、不要品の提供は町民のみですが、引き取りは町外の方も受け付けており、引き取り手を増やすことで、交換件数の増加に繋がっています。（p.24 参照）

（出所）葉山町ホームページ
<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyoku/1/1/1705.html>

小規模市町村での常設交換方式 **適切な場所がない？**

⇒資源回収ステーションに併設！

リユース品の常設交換を行うための適切な場所がない場合には、既存の有人の資源回収ステーションを活用することも考えられます。

愛知県武豊町（人口 4.3 万人）や徳島県上勝町（人口 0.1 万）では、有人の資源回収ステーションと常設交換のスペースを併設することで、資源ごみ排出と併せてリユース品の交換を行えるようにし、利用者の利便性を高めるとともに、スペースコスト・人件費を節約しています。（p.27 参照）

（出所）武豊町ホームページ
<https://www.town.taketoyo.lg.jp/kurashi/1001503/1001562/1001564/1001653.html>
（出所）上勝町ゼロ・ウェイトセンターホームページ <http://zwtk.jp/zwcenter/>

小規模市町村でのリユース品回収方式 回収が進むか不安？

⇒地域内で回収拠点を循環することも一案！

リユース品の回収が進むか不安な場合は、週替わりで回収場所を変えることで、住民の参加率を高める工夫が考えられます。

岩手県矢巾町では、元々古着・古布の回収を実施していた社会福祉法人盛岡市民福祉バンクと連携し、雑貨や家具を含む多様なリユース品回収を令和4年度より実施しています。回収方法は2週間に1回の頻度で町内に回収場所を開設し、住民は不要になった品物を持ち込みます。(回収場所は小学校駐車場、公共施設スペース2カ所の計3カ所を週替わりで廻っています。) 元々回収事業を実施していた社会福祉法人盛岡市民福祉バンクのノウハウを活用して実施したため、町の過度な負担になることなく、円滑に回収運営が行われています。過去10日の開催で約240組が品物を持ち込み、ごみ減量の一助となっています。他市町村に比べて街もそれほど広くはないことが、拠点回収の利便性を高めていると考えられます。

矢巾町の皆さま こんにちは！ 盛岡市民福祉バンクです！

矢巾町リユース品回収ひろば

衣類・雑貨類・本・ソフト・家電・家具・自転車・スキー用品など
ご家庭でご不要になったお品物はございませんか？
ぜひ、ご持参ください!! (お品物の状態により、お取り扱うこともございます。)

この度、矢巾町と盛岡市民福祉バンクは共同でリユース品回収を行うこととなりました。ご家庭で不要になりましたお品物がございましたら、是非、会場へご持参ください。皆様のおたのしみな品々は、障がいを持つ人たちによって再生され、福祉バンク各店舗をはじめ、福祉バンクのバザーで販売されます。また、矢巾町内でも、今後、バザーの開催を予定しています。

～障がいをもつ人も、もたない人も共に生きる～ 盛岡市民福祉バンク

盛岡市民福祉バンクは、1975年、孤独に暮らす在宅障がい者が明るく誇りを持って働ける場所をつくらうと、福祉とリサイクルを結びつけ、7人の重傷障がい者とボランティアが作業棟を確保し、発足しました。

以来、盛岡市民福祉バンクは、市民や関係団体のあたたかい支援と理解をえて、障がいの生きがいを求める場として着実に発展し、市民生活の中で大きな役割を果たしてきました。

現在は、2つの事業所（福祉バンクグッドウィルセンター、福祉バンク3Rセンター）で就労継続支援A型とB型の障害福祉サービスを行っています。

活動としては、ご家庭で不要になり蓄積していただいた品物を、障がい者が中心に再生作業を行い、盛岡広域の9カ所の店舗（うち常設店7カ所）とデパート等での催事を通して、思いも障がい者に貢献して支払うという社会福祉事業を推進しております。

社会福祉法人盛岡市民福祉バンク TEL:019-652-0879

矢巾町役場
盛岡県矢巾町大字電気13-123

徳田小学校駐車場
盛岡県矢巾町大字西谷550-03

●時間 10:00～11:00 (1時間)
●雨天中止
●ご持参いただくもの
身分証明書 (運転免許証、保険証など)
※回収品については裏面をご覧ください。

【令和5年度スケジュール】

6月17日(土)	徳田小学校駐車場
7月1日(土)	徳田小学校駐車場
7月15日(土)	矢巾町役場(大型車庫前)
8月5日(土)	矢巾町役場(大型車庫前)
8月19日(土)	徳田小学校駐車場
9月2日(土)	矢巾町役場(大型車庫前)
9月16日(土)	徳田小学校駐車場
10月7日(土)	矢巾町役場(リサイクルモア前)
10月21日(土)	徳田小学校駐車場

お問合せ先/矢巾町 町民環境課 環境係
019-611-2501 (ダイヤルイン)

矢巾町リユース品回収ひろば
～回収品のご案内～

お持込みは、矢巾町内在住者ご本人様であり、その方のご自宅など一般家庭から発生したリユース品だけです。事業者様は町内であってもお持込みすることはできません。

拝見してからの判断となります。
お品物の状態によってはお取り扱い出来ない場合がございます。

衣類・着物	衣類全般・スカーフ・マフラー・帽子・着物・和装小物・はぎれ・反物・他 ※季節を問わず回収しています。
雑貨・服飾 趣味	食器・台所用品・贈答品・寝装ギフト・文房具・アクセサリー・カバン・靴・服飾雑貨・毛糸 玩具・スポーツ用品・釣り具・キャンプ用品・工具・ギター・他
本・ソフト	新書・文庫・単行本・児童書・コミック・レコード・CD・DVD・ゲーム・他
家電製品	回収できるもの ・製造より10年以内で、通常作動するもの ・ただし、冷蔵庫(ガス製)、こたつ、電気カーペット、電気毛布、加湿器は、製造より5年以内で、通常作動するもの 回収できないもの ・オイルヒーター・フロンガス使用の電気製品・他、お取り扱い出来ないものもあります。 ・家電リサイクル法対象製品(テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン・パソコン・衣類乾燥機・他)は「矢巾町リユース品回収ひろば」でのお取り扱いはいけません。
自転車	状態問わず「矢巾町リユース品回収ひろば」でのお取り扱いはいしません。
家具類	タンス・ソファ・各種棚・テーブル・椅子・机・ベッド・その他 ※汚れ・破損・腐敗のひどいものは除く。一部取り扱えないものもあります。
スキー	スキー板・ブーツ・ストック・スノーボード・ボードブーツ・ゴーグル・グローブ・ソリウェア・他 ※季節を問わず回収しています。
その他	食品・動物・植物・危険物・開封済み塗料・医薬品などはお取り扱いできません。

福祉バンクのお店

新築町店	新築町2-9(勤労福祉会館1階)	019(652)0879	営業時間/10:00-17:00	定休日/日曜日・祝祭日
ぱれっと	中ノ橋通1-7-4	019(625)1370	営業時間/10:00-17:00	定休日/日曜日・祝祭日
みたけ	みたけ1-5-70(運動公園裏)	019(641)8200	営業時間/10:00-17:00	定休日/不定休
バンクハート	みたけ1-5-45(3Rセンター内)	019(647)2366	営業時間/10:00-17:00	定休日/不定休
ゆいまーる	幸町通1-15-15	019(654)3161	営業時間/9:30-16:30	定休日/毎月第1・3日曜日
大倉店	電報町大字土井5115-8(土井リソルト内)	019(643)0055	営業時間/9:30-18:00	定休日/月・木曜日
じゅんまる	津波田町3-7-90(じゅんまる津波田店内)	019(643)0055	営業時間/10:00-16:00	定休日/不定休
汎民店	汎民30-1	019(663)3350	営業時間/10:00-17:00	定休日/不定休
西橋店	八幡平市大字25-67-10	0195(75)2728	営業時間/10:00-17:00	定休日/不定休

社会福祉法人 盛岡市民福祉バンク
社会福祉法人 盛岡市民福祉バンク TEL:019-652-0879

(出所) 矢巾町ホームページ

<https://www.town.yahaba.iwate.jp/yahabatown/switch/2022/2022062300025/riyusu.pdf>

[コラム] 粗大ごみになる前にリユースの実施を呼び掛け

<事例紹介:神奈川県川崎市/令和4年度モデル事業>

神奈川県川崎市では、粗大ごみの排出を行おうとする住民に対し、リユースの実施を検討するよう積極的な呼び掛けを実施しています。近年は住民が粗大ごみの回収依頼を市ホームページから実施する事例が多いですが、川崎市は「粗大ごみの出し方」のページにて、すぐに回収依頼の申請方法を紹介するのではなく、不要品のリユースを呼び掛け、市の連携事業者のサービスを紹介しています。

粗大ごみの出し方

ライターへのリンクは別ウィンドウで開きます [ツイート](#) 2023年9月19日
コンテンツ番号12773

**不要品をごみとして出す前に、リユースにつなげてみませんか？
処分費用をかけずに引渡しができるかもしれません。**

川崎市では、年間2,000トンの粗大ごみが排出されています。その不要品、「リユース（再利用）」しませんか？
市の連携事業者が運営するサービスがありますので、ぜひこの機会にリユースをご検討ください。

■リユースはこちら

おいくら? ←①リユース事業者リスト方式

一度に複数のリユースショップの買取価格を比較し売却できるサービス

詳細はこちら [外部リンク](#)

【「おいくら」の特徴】

- ・自分で運べない大型品も対象
- ・出張買取では自宅まで買取に来てくれる
- ・出品の際の手数料無料

ジモティー ←②交換掲示板方式

不要になったがまだ使えるモノを個人間で譲ることができるサービス

詳細はこちら [外部リンク](#)

【ジモティーの特徴】

- ・不要品を投稿し地元で譲り先が見つかる
- ・売れなかった不要品も譲れる可能性あり
- ・出品の際の手数料無料

ジモティースポット川崎 ←⑤リユース品回収方式

株式会社ジモティーと連携してジモティースポット川崎を開設し、リユースの実証実験を行っています。スポットに持ち込んでいただいたまだ使える不要品は無料で引き取りいたします。持ち込みは事前予約制です。

「ジモティースポット川崎」の詳細・予約受付はこちら [外部リンク](#)

■粗大ごみのインターネット申請はこちら

[インターネット受付（24時間受付）](#) [外部リンク](#)

[粗大ごみの処理手数料について](#)

[収集日はこちらで確認できます。（収集日は月2回）](#)

粗大ごみの排出に関するHPの冒頭で、リユースの検討を呼び掛け。
「不要品をごみとして出す前に、リユースにつなげてみませんか？処分費用をかけずに引渡しができるかもしれません。」

市の連携事業者のサービスや、連携事業者との官民連携事業を紹介。

リユースを検討いただいた上での手段として、粗大ごみの申請を紹介。

(出所) 川崎市ホームページ

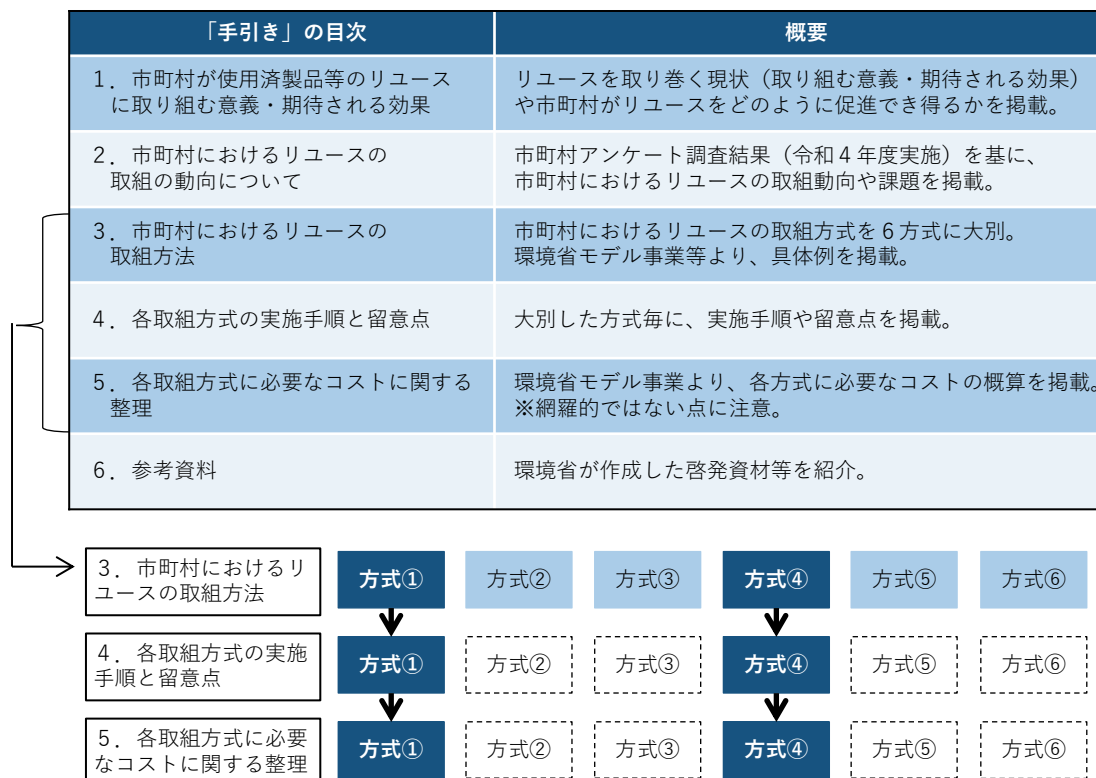
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000012773.html>

4. 各取組方式の実実施手順と留意点

本章では取組方式別に実施手順と留意点を整理し、次章では必要なコストの概要を整理しました。前章の取組方式の中で、より詳細に確認・検討したい方式について、参照ください。

なお、市町村が自ら実施する場合の標準的な例を想定して整理しており、事業者との連携等によっては詳細が異なる点にご注意ください。

<本手引きの参照方法>



【コラム】市町村として、どの方式に取り組む？

既往事例では以下のような考えから、取組を選定されていました。「市町村におけるリユースの在り方・捉え方」も参考に、どのようにリユースを促進されたいかを検討されることをお勧めします。

- ごみ減量の取組を開始したいと考えた時、地域の子育て支援にも貢献したいという発想から、子ども服に関する回収事業を検討しようという方針に至った。検討に際しては、近隣市町村での事例を収集・参考にした。
- 地域内のリサイクル施設の建設計画を立てた際、粗大ごみの再生利用・リユースの促進を機能として掲げていた。市町村で実施してきた過去の経験から、市の財政負担を減らしながら、持続可能な取組を検討したいと考えた時、地域内の社会福祉法人と連携することで、ごみ減量と就労継続支援を両立した取組を進めてみたいという考えに至った。
- 近年粗大ごみの排出が増加しており、減量対策の必要性が高まっていた。また、粗大ごみの回収依頼の増加は回収待ちの住民を生み、市町村に寄せられる苦情も増えていた。一方、市町村で実施してきた過去の経験より、行政単独では採算性・継続性の見込まれる事業をすぐには企画できないということから、リユース品流通のための既存のプラットフォームを活用することが効果的ではないかという仮定を持ち、民間事業者との連携を前提とした検討を進めるに至った。

【コラム】 事業実施までの検討スケジュール

市町村にてリユース事業に取り組むためには庁内調整含めた準備が必要になります。市町村の現況や、実施を検討する取組方式によっても異なりますが、既往の取組事例からは以下のような報告がされています。

<事例紹介:福島県郡山市/令和6年度モデル事業>

福島県郡山市では、市の直営事業として、市民が自宅にある「不要けどまだ使える物」を持ち込み、欲しい方に譲り渡す拠点（リユーススポット）を開設するにあたり、約2年前から徐々に検討を進められました。

時期		実施内容	
2022年	5月	先進地 視察	○世田谷区不要品持ち込みスポット（喜多見）視察
			○八王子市粗大ごみリユース事業について聞き取り
2023年	7月		○世田谷区不要品持ち込みスポット（エコプラザ用賀）視察
	8月～		○郡山市版リユーススポットの企画立案
2024年	4月	企画	○環境省モデル事業への応募
			○実施会場の検討 ※モデル事業に採択されない場合も、独自に実施予定
	6月	準備	○環境省モデル事業にて採択
	7月		○関係当局との調整
	8月		○事業実施期間、実施会場、実施方法の決定
	9月		○物品購入、チラシ印刷発注、リユーススポット運営業務補助委託契約の締結
10月～	実施	○リユーススポット開場、月ごとのデータ収集	
12月		○事業終了、報告書作成	

※検討の背景

- ・郡山市は災害のたびにごみ排出量が増加しており、2022年度は1人1日当たりごみ排出量が中核市の中で最多と、ごみ減量が課題になっていた。
- ・2008年度から、循環型社会の形成とごみ減量化を図ることを目的に、「粗大ごみ再使用推進事業」を実施し、2019年8月までに実施した35回の展示会で626点をリユースした。
- ・その後、同年10月に発生した水害で会場の使用が困難になり、また翌年からの新型コロナウイルス感染症によって市民が集まるイベントの実施を中止していた。
- ・「粗大ごみ再使用推進事業」は品物を集める職員の不足から、開催数は年に数回、出品数も1回当たり20点程度となっており、新たな開催方法について模索していた。

4.1 リユース事業者紹介方式

(1) 「リユース事業者紹介方式」での実施事項の整理

リユース事業者紹介方式を実施する場合、準備・実施において必要な調整・決定事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、事業者の選定、事業者リストの作成、効果測定の方法の検討、住民への広報等
- ・実施段階では、リユース利用状況の確認、より効果的な事業とするための工夫等が必要となります。

<リユース事業者紹介方式における市町村・リユース事業者の実施事項>

		市町村	リユース事業者
準備段階	1) 事業者の選定 (募集・要請)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のリユース事業者の確認 ・事業者の選定基準、募集方法の検討 ・事業者への協力要請事項の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携可否の検討 ・協力要請事項の承諾
	2) 事業者リスト・ チラシの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者リストの掲載項目の検討 ・チラシ、ポスターの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者リスト作成のための情報提供 (事業者概要、品目、買取基準等)
	3) 効果測定の方法の 検討	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される効果の整理 ・効果測定方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の実施方法の検討
	4) 住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターの配布 ・ホームページ、広報紙等への掲載 ・その他、住民に周知するための方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報・PRの支援
実施段階	5) リユース利用 状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの問い合わせ対応 ・利用状況、進捗状況の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの回収・引取 (店頭、出張、宅配)
	6) より効果的な 事業とするための 工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ受付時等のリユース利用案内 	
必要となる予算 (主な費目)		<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ・ポスター作成・印刷費 ・広報関連費用 (新聞折込・広報紙等への封入・イベントでの配布等) 	

(2) 「リユース事業者紹介方式」実施の際の留意点

1) 事業者の選定（募集・要請）

事業者の選定にあたっては、事業者の選定基準及び募集方法、リユース事業者への協力要請事項を決定する必要があります。

地域にどのようなリユースショップがあるか確認しましたか？

- ・電話帳、インターネット検索のほか、リユース業界団体・企業のホームページ等でも確認ができます。大別すると、店頭買取、出張買取、宅配買取の3つに分類されます。
- ・リユース業界団体のホームページにて加盟企業の情報を確認できます。
 - JRO（日本リユース機構） URL：<http://www.jro.or.jp/>
 - JRAA（日本リユース業協会） URL：<http://www.re-use.jp/>

連携するリユース事業者の選定基準、募集方法を検討しましたか？

- ・住民に安心して利用してもらうためにも、連携するリユース事業者が、法令遵守の徹底はもちろん、引き取った製品のトレーサビリティの確保等信頼できる事業者か確認する必要があります。
- ・モデル事業では、主にリユース業界団体から紹介を受けて、連携先を選定しました。
- ・地域のリユース事業者個別に依頼することも考えられます。モデル事業において、広報紙を使って連携を希望するリユース事業者を公募し、主だったリユース事業者には電話等で参加・協力の呼びかけを行った地域もあります。

リユース事業者への協力要請事項を検討しましたか？

- ・住民に安心して利用してもらうためにも、住民が利用する際の具体的な手順・対応方法を確認しておく必要があります。
- ・また、広報したことにより「どの程度、住民の利用があったか？（買取されたか?）」という効果を把握するためには、連携するリユース事業者から利用状況の報告をお願いする必要があります。
- ・平成23年度のモデル事業では「事業へ参画するリユース事業者の方へのお願い」（参考資料に掲載）を作成し、協力要請事項を整理して、事業者の同意を得て実施しました。

2) リユース事業者紹介・チラシの作成

リユース事業者紹介の作成にあたっては、リストへの掲載項目・チラシの内容を検討する必要があります。リユース事業者とも必要に応じて、相談・協議の上で実施する事例も見受けられます。

リストに掲載する項目・情報を検討しましたか？

- ・モデル事業では、主に以下の項目・情報を掲載しました。
 - 各店舗に関する情報
店舗名／住所／電話番号／営業時間／買取品目／買取基準／利用方法／URL
 - リユース事業者利用にあたっての注意事項
買取基準に関する注意／利用時の留意事項
- ・これらの項目はリユース事業者と相談・協議の上、できるだけわかりやすく作成する必要があります。
- ・リユース事業者のホームページに買取品目／買取基準等の詳細が記載されているケースもあります。限られた紙面では、すべてを記載することはできません。利用する住民がどのようにすれば利用しやすいか、検討する必要があります。

チラシに掲載する内容を検討しましたか？

- ・モデル事業では、リユース事業者のリストに加え、以下の項目を掲載しました。
 - リユースの内容・必要性／市町村による既存のリユースの取組／粗大ごみ等の出し方（リユースできなかった場合）
- ・リユースについて正しい知識を持っている人ばかりではありません。チラシには、リユース事業者のリストに加え、「リユースとは何か？」「なぜリユースが必要か？」といったこともあわせて広報することが効果的です。
- ・これまでリユースショップを利用したことがない住民にとっては、リユースショップを利用することに抵抗を感じる方もいると考えられます。モデル事業では、役所内に連絡・相談窓口を設けて、適切なリユース利用を促していた事例があります。

3) 効果測定方法の検討

事業の効果を検証する上でも、リユース事業者紹介方式の実施に伴う効果測定の方法を検討する必要があります。

例えば、住民のリユースショップの利用状況を把握する、住民からの問い合わせ状況を記録する等の方法があります。

住民のリユースショップの利用状況を把握する方法を検討していますか？

- ・リユースショップの活用により、各世帯で使用されないまま保管された製品、リユースの方法・手段が分からず廃棄しようとしていた製品等をリユースすることができます。これは廃棄物の発生抑制の効果と見ることができます。
- ・実際にどの程度の量がリユースされたかは、リユースショップから報告してもらうことが考えられます。
- ・ただし、モデル事業では利用する際に「チラシを見た」と申告してもらうこととしていましたが、実際は多くの人（5～9割）が申告せずにリユースショップを利用していました。リユースショップからは「チラシを見て利用した人かどうか判断ができない」といった意見も聞かれており、利用状況の把握のためには工夫が必要です。

(参考) リユースショップでの利用状況を把握するための方策 (例)

- リユースショップ側から利用者に「チラシ等を見て利用されたのか？」確認する。
(モデル事業でも一部の店舗では確認をいただいております。ただし、リユースショップにとっては負担となってしまいます。)
- チラシを持参した人に対してインセンティブを付与する。
(例えば、粗品をプレゼントする、買取価格をアップする等。)

4) 住民への広報・PR

住民への広報・PRは、チラシ・ポスターの作成・配布、ホームページ活用、広報紙等への掲載等の方法が考えられます。チラシ・ポスターの作成にあたっては、住民にとって必要な情報を掲載するとともに、デザイン性にも留意して多くの住民に利用していただけるものとなることが望まれます。

<input type="checkbox"/> 広報の方法を決めていますか？
<input type="checkbox"/> チラシ、ポスターの作成（ポスティング、新聞折込、公共施設等への掲示）
<input type="checkbox"/> 行政ホームページでの案内
<input type="checkbox"/> 広報紙での紹介
<input type="checkbox"/> 出前講座等での紹介
<input type="checkbox"/> イベント、駅前や商業施設等でのチラシ配布
<input type="checkbox"/> ごみ減量等推進員、団体等と連携した広報
<input type="checkbox"/> その他（メールマガジン、回覧板等）
・モデル事業においては全世帯へのポスティング、広報紙での紹介、市町村ホームページへの掲載、メールマガジンでの発信、出前講座や電話・窓口等の問合せの際に口頭で案内することで広報を実施しました。
・また、ごみ減量等推進員やごみ減量等に取り組む団体と連携して広報を実施することで、行政発信だけでは情報を届けることができない層にも情報を行き渡らせることができます。
・粗大ごみ受付時、転入・転出の手続き等の際に案内する等の工夫も有効です。
・チラシ・ポスターの作成・配布には、一定の予算が必要となります。例えば、広報紙への同封、回覧板等の活用によってこれらのコストを削減することもできます。

5) リユース利用状況の確認

実施段階においては、住民からの問い合わせ対応、リユース事業者との連絡調整（特にトラブルが発生した際の対応）、住民の利用状況・効果測定が必要となります。

効果測定は、効果測定方法の検討にて検討したやり方に則って行うこととなります。

<input type="checkbox"/> 住民からの問い合わせ先、連絡窓口はありますか？
・事業の内容やどのようにリユースショップを利用すれば良いのか、市町村に相談される住民もいます。
・モデル事業では、各市町村の連絡・問い合わせ先をチラシに記載しています。（具体的な内容としては、事業の内容、連携リユース事業者の選定方法等についての問い合わせが寄せられました。）

<input type="checkbox"/> リユース事業者との連絡窓口はありますか？
・リユース事業者と市町村担当者の窓口を明確にすることで、迅速なトラブル対応や連携が可能となります。
・万が一、リユース事業者と住民の間でトラブルが発生した場合には、速やかに情報を共有し、対応を考える必要があります。
・モデル事業では、市町村が直接窓口となったケースと環境省事務局が窓口になったケースのいずれもあります。（なお、トラブルは確認されませんでした。）

6) より効果的な事業とするための工夫

住民の方にリユースショップの利用を促すため、例えば、粗大ごみ収集の受付センターでオペレーターからリユースショップ利用を促すといったことが考えられます。

ただし、基本的に対象製品が買取可能かどうかの判断は、リユース事業者にしかならないため不用意な案内はトラブルの元になる可能性がありますので留意してください。

粗大ごみ収集の受付センター等からリユースショップの利用を促しますか？

- ・環境省モデル事業の事例では、粗大ごみ収集の受付センターのオペレーターからリユースショップの利用を促しました。
- ・一方、すべての住民にリユースを促すと、「買取対象製品ではない」「買収の基準に満たない」といったことも考えられるため、慎重に対応する必要があります。
そこで環境省モデル事業の事例では、上記を踏まえて、オペレーター用にマニュアルを作成、依頼者から「まだまだ使えるのに」「もったいないのだけど」といった発言があった場合、対象製品を確認し、買取できない場合もあることを説明した上で、チラシに掲載しているリユース事業者を紹介していました。
- ・近年では市町村のホームページにて粗大ごみの収集方法を紹介していることや、収集受付を実施していることも一般的かと思えます。粗大ごみに関するページで、リユースの実施を呼び掛けることも効果的だと考えられます。(p.39 参照)

[コラム] 消費者の利便性向上を図った各種サービスを斡旋

<事例紹介:埼玉県坂戸市、岩手県矢巾町> (p.22 参照)

近年は、家庭で不要となった製品について、関連情報を入力することで査定結果(買取可否、買取時の価格)を取得できるサービスを展開する民間事業者も現れています。また、自宅から写真を撮って出品するだけの手軽さで、複数社の査定を無料で取得できるサービス等も現れています。

岩手県矢巾町では、市町村としての協力事項は民間事業者のサービスを町ホームページにて掲載・周知するまでとしており、過度な負担を要せずに導入することができたとしています。「リユース事業者紹介方式」では地域のリユースショップの斡旋に限らず、消費者が取り組みやすいサービス・ツールを紹介することも有効と考えられます。

4.2 交換掲示板方式

4.2.1 交換掲示板方式（市町村が公共施設等に設置）

(1) 「交換掲示板方式」での実施事項の整理

交換掲示板方式を実施する場合、準備・実施において必要な調整・決定事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、掲示板の運用ルールの検討、掲示板の設置、効果測定の方法の検討、住民への広報等
- ・実施段階では、掲示板への登録・引渡の仲介、より効果的な事業とするための工夫等が必要となります。

<交換掲示板方式における市町村の実施事項>

		市町村
準備段階	1) 掲示板の運用ルールの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板での交換対象品目 ・登録・掲示内容の検討 ・運用方法の検討 ・引渡のルールの検討
	2) 掲示板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面掲示板の設置 ・ホームページの構築
	3) 効果測定の方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・情報登録数、成立数の把握 ・掲示板の認知度の把握
	4) 住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターの配布 ・ホームページ、広報紙等への掲載
実施段階	5) 掲示板への登録・引渡の仲介	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板への登録 ・引渡の仲介 ・情報管理
	6) より効果的な事業とするための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の掲載による成立率アップ ・粗大ごみ受付時等のリユース利用案内
必要となる予算（主な費目）		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成費用（ホームページからの利用に対応する場合） ・広報関連費用（作成・印刷・配布等）

(2) 「交換掲示板方式」実施の際の留意点

1) 掲示板の運用ルールの検討

① 掲示板の対象品目・対象者

掲示板に登録できる対象品目を検討します。酒類のように販売規制がある製品や食品や動物等の掲示板での交換に適さないもの、家電リサイクル法対象品のように廃棄時に費用が発生することから利用者同士のトラブルにつながりやすいと考えられるものの対応を検討し、対象除外品目をリストアップします。

また、掲示板を利用できる対象者の居住地域、年齢、利用目的も定める必要があります。

掲示板の対象品・対象除外品を検討しましたか？

- ・ひとことに「不要品」と言ってもその種類は膨大です。掲示板に登録することが望ましくない品目をリストアップし、対象除外品として位置づけましょう。
- ・おおよそ想定される品目も合わせてリストアップしておきましょう。既存の事例からは家具類、家電製品、子ども用品、生活用品（食器、台所用品、寝具等）、スポーツ・趣味用品、事務用品、書籍等が登録されています。

<望ましくない品目（例）>

酒類・医薬品・医療器具等法令で販売規制を受けるもの
自動車・オートバイ・不動産等登記・登録の必要なもの
動物・食料品・危険物等管理上支障のあるもの

<トラブルになりやすい品目の扱い>

家電リサイクル法対象品等の廃棄時に手数料が発生する品目については、取引に際しては十分に注意することと周知している場合や対象除外品としている場合があります。

掲示板を利用できる対象者、利用目的を検討しましたか？

- 対象者は住民に限定しますか？
- 行政区域外からの通勤・通学者は対象者に含みますか？
- 対象者の年齢制限は設けますか？
- 営利目的での利用者への対応方針を検討しましたか？

・対象者は、「ゆずりたい」と「ゆずってほしい」それぞれの利用について検討する必要があります。「ゆずりたい」の利用は、行政区域内から発生する廃棄物の削減を目的としていることから、行政区域の住民や通勤・通学者に対象者を限定する場合があります。「ゆずってほしい」の利用は、掲示板に登録された不要品に対する需要を高めるために対象者を限定しない（行政区域外からの利用も可とする）場合と、市町村が提供するサービスであることから「ゆずりたい」と同様に住民や通勤・通学者に限る場合があります。

・掲示板の営利目的での利用には、掲示板を通して入手した不要品の転売等があります。住民同士の不要品交換を妨げる恐れがあることから、営利目的での利用を対象外と明記している市町村もあります。

② 登録・掲示情報の検討

掲示板に掲示する情報を検討します。製品の使用状況や引渡の条件等、安心して利用者が交渉に臨めるような情報を掲示することが重要です。

また、利用者の住所や連絡先等、個人情報に該当するものは掲示せず担当部署で適切に管理し、交渉を希望する人にもみ交渉に必要な情報だけを伝えるようにしましょう。

必要な情報を整理した後、申請書を作成します。

登録に必要な情報、掲示板で公開する情報を整理しましたか

- 製品に関する情報
- 引渡条件に関する情報
- 連絡先の情報
- 掲示板に公開する情報

- ・製品に関する情報は、品名、仕様・サイズ、使用状況、購入年月日等があります。
- ・引渡に関する情報は、希望価格、引渡方法等があります。
- ・連絡先は住所、電話、Eメール等の希望する連絡手段の連絡先が必要です。希望する連絡時間帯がある場合には併せて記入していただくと、連絡が円滑になります。
- ・掲載期間を管理するために受付年月日も必要です。

< 掲示情報の例：葉山町 >

登録番号	022	
登録日	2008年08月22日	
品名	オイルヒーター	
希望価格	5,000円	
仕様・サイズ等	○×社製のオイルヒーターです。 消費電力1300W、 縦×横×幅=60×60×25cmです。 メーカーHP http://www.marubatukougyou.com	
使用状況	2005年に購入し、毎年5ヶ月ほど使用しております。 細かい磨き傷などがありますが、錆びや割れはありません。 実用にはなんら問題ないと思います。	
引取条件等	大きくて重いので、取りに来ていただければありがたいです。 遅くなってしまってもかまわないでしたら、お宅までお届けいたします。	

(出所) 葉山町ホームページ「ゆずります」の掲載例

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyoku/1/1/1705.html>

<https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/11/18498507.pdf>

申請書を作成しましたか？

- ・上記で整理した製品に関する情報、引渡に関する情報、連絡先に関する情報を記入できる申請書を作成しましょう。(オンライン申請に対応する場合は、申請画面)
- ・申請書には、交渉を希望する人に連絡先を伝えることを記載し、個人情報に関する取扱いについて了解を得るようにします。
- ・その他、利用者への注意事項を記載するようにします。

注意事項 (例)

- ・掲示期間は○ヶ月です。
- ・申込み後の変更(金額等)はできません。
- ・交渉希望者には、住所、氏名、電話番号をお伝えします。
- ・交渉後に生じた諸問題は当事者間で解決してください。
- ・お預かりした写真等はお返ししません。
- ・交渉が成立した場合には、速やかに受付番号と氏名を○○課までご連絡ください。

③ 掲示板の運用方法の検討

掲示板への情報の登録方法、交渉や削除の依頼方法、情報の掲載期間、登録された情報の管理方法について検討します。

利用者からの情報掲載の依頼をどのようにして受け付けますか？

- 庁舎窓口
- 電話
- Eメール
- 市町村ホームページ等

- ・ ゆずりたい・ゆずってほしい情報の掲載の申請方法を決めます。
- ・ 庁舎窓口、Eメールの場合は、必要事項を記入した申請用紙を提出してもらうように定めることで、掲示板への掲示を効率的に行うことができます。（ただし申請書をそのまま掲示する場合には、個人情報等の市町村で管理する情報と切り分けて取り扱うように注意しましょう。）
- ・ 専用ホームページの場合は、申請用画面を作成して利用者に必要事項を入力の上送信してもらい、担当部署で内容を確認したうえで情報閲覧ページに情報を公開するとともに、掲示板に貼りだします。

登録された情報の掲載期間は何ヶ月にしますか？

- ・ 一定期間を経ても取引が成立しなかった登録情報を定期的に削除する必要があるため、あらかじめ掲載期間を決めておきます。既存事例では、2ヶ月～3ヶ月としている市町村が多く見られます。
- ・ 掲載期間が終了した後に一回に限って再登録を行うことができるようにしている市町村もあります。掲載期間の終了を登録者に伝える際に、再登録の意思を確認するようにすることで、「できれば早く処分したい」と考えている場合と、「すぐに処分する必要はなくリユースしてほしい」という場合のそれぞれのニーズに対応することができます。

④ 引渡のルールを検討

価格等の引渡条件と引渡方法について検討します。

有料での取引を認めますか？上限金額は設定しますか？

- 無料のみ
- 有料（上限あり）
- 有料（上限なし）

- ・ 上限価格を設定している市町村では、「掲示板での交換を想定している対象品のイメージをもってもらうために上限を2万円とした」という例や「従来から無料交換として実施していた経緯の中で有料を認めることとしたため、高額ではない1,000円とした」という例があり、掲示板での交換を想定している品物の種類や過去の経緯を踏まえて決定されている。
- ・ 近年ではリユースショップやインターネットの不要品交換サイト等の民間企業によるリユース事業が増加してきていることから、市町村が運営する不要品交換掲示板を廃止する動きも一部に見られます。一方で、利用者にとっては「市町村が運営しているから安心して利用できる」「リユースショップでは買い取ってくれないものでも、無料または有料での引取り手を見つけることができる可能性がある」等の市町村が運営する掲示板ならではのメリットがあります。
- ・ また、民間の不要品交換サービスの普及によって、有料での交換が利用者の間に浸透してきていることも考えられます。
- ・ このような環境の変化を踏まえて市町村が運営する掲示板の位置づけ、価格設定を検討する必要があります。

ゆずってほしい人にどのようにして不要品を引き渡しますか？

- ・ 利用者同士の不要品の引渡方法を検討する必要があります。モデル事業等の既存事例の多くは、引渡方法を当人同士の相談に委ねています。
- ・ 登録する情報に「引渡方法」をあらかじめ記載してもらうようにすることで、交渉をスムーズにすることができます。
- ・ 具体的には次のような引渡方法が想定されます。
 - － ゆずりたい人がゆずってほしい人の自宅まで届ける
 - － ゆずってほしい人がゆずりたい人の自宅まで取りに行く
 - － 近隣の場所を指定して引き渡す
 - － 郵送で届ける

2) 掲示板の設置

掲示板の設置場所、またオンラインでの閲覧・登録について検討します。

掲示板の設置場所を検討しましたか？

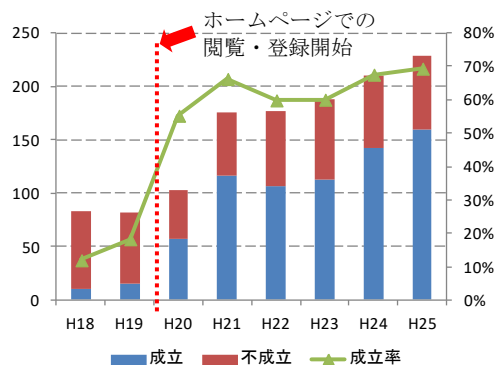
- 利用者が多く訪れる場所はどこですか？
- 設置にあたって連携が必要な部署と運用について協議しましたか？

- ・ 設置場所は、庁舎1階、図書館、住民センター等の利用者が訪れることが多いと考えられる場所を検討しましょう。
- ・ 掲示板の設置場所の近くの部署や窓口には、利用を希望する人への案内等に対応していただく必要があります。設置の了承が得られたら、運用にあたって協力してもらうことを協議しておくとい良いでしょう。

市町村ホームページから閲覧・登録等ができるようにしますか？

- 閲覧のみを可能にする（登録・削除は電話やEメール等での申請に限る）
- 閲覧・登録・削除を可能にする

- ・ 掲示板は不要品情報が掲載された用紙を庁舎内等に設置した専用ボードに掲示する方法が考えられますが、役所・役場を日常的に利用する人は限られていることから、市町村ホームページ内に専用ページを開設し、不要品情報を閲覧できるようにしている市町村もあります。
- ・ 既存事例では、ホームページからの閲覧・登録を可能にしたことで、登録数及び取引の成立率が上昇した結果もあります。



3) 効果測定方法の検討

交換掲示板の設置効果を把握するための指標を検討します。掲示板の利用状況や認知度を把握し、必要に応じて制度の改善を行うための情報を定期的に整理しておくことが望ましいです。

効果の測定方法を検討しましたか？

- 情報登録件数の把握
- 成立件数の把握
- 認知度の把握

- ・ 掲示板設置によるごみの削減効果は、重量での把握が難しいため、件数で把握することが考えられます。
- ・ 掲示板への情報登録件数、そのうちの成立件数の把握は必須です。
- ・ その他、住民の掲示板の認知度を把握するため、アンケートの実施や、環境やごみ減量に関する住民の会合等での聞き取りをすることも考えられます。

4) 住民への広報・PR

「ゆずります」「ゆずってください」それぞれの登録数・成立件数を増やすためにもより多くの利用者に掲示板の取組を知ってもらうことが重要です。従来の広報紙や市町村ホームページ等での発信のほか、ごみ減量等推進員等と連携して広く情報を発信します。

広報の方法を決めていますか？

- チラシ、ポスターの作成（ポスティング、新聞折込、公共施設等への掲示）
- 行政ホームページでの案内
- 広報紙での紹介
- 出前講座等での紹介
- イベント、駅前や商業施設等でのチラシ配布
- ごみ減量等推進員、団体等と連携した広報
- その他（メールマガジン、回覧板等）

- ・モデル事業においては全世帯へのポスティング、広報紙での紹介、市町村ホームページへの掲載、出前講座や電話・窓口等の問合せの際に口頭で案内することで広報を実施しました。
- ・また、ごみ減量等推進員やごみ減量等に取り組む団体と連携して広報を実施することで、行政発信だけでは情報を届けることができない層にも情報を行き渡らせることができます。

5) 掲示板への登録・引渡の仲介

掲示板の運用を開始したら、日常的に登録情報の掲載、仲介、情報の削除を円滑に行う必要があります。掲載・削除依頼に関する情報の管理を適切に行い、仲介にあたっては登録者の連絡先の伝え方を工夫することで、トラブルを防止します。

交渉希望者への連絡事項は整理できましたか？

- 情報登録者の連絡先
- 交渉結果の報告

- ・交渉のために情報の登録者と連絡を取りたいという依頼があれば、あらかじめ申請時に登録された連絡先を伝えます。登録者で「氏名・住所・連絡先全てを伝えてほしくない」という場合は、連絡先のほかは、名字のみ、住所はおおよその位置がわかる情報のみを伝える等の工夫をすることが考えられます。
- ・交渉後には成立・不成立の結果を連絡してもらい、登録情報を更新するようにしましょう。

担当部署内での情報の管理方法・ルールを検討しましたか？

- 登録情報の保管方法
- 情報更新のルール

- ・担当部署内で複数の職員が利用者からの連絡を受ける場合には、台帳の作成や共有サーバーでのデータ管理等の複数の人間による効率的な情報の保管方法を検討しましょう。
- ・交渉中の登録情報については、複数の希望者が並行して交渉することに伴うトラブルを防ぐためにも、交渉中であることがわかるように情報を更新しましょう。

6) より効果的な事業とするための工夫

利用者が商品をイメージしやすくなるように掲示板に写真を掲載することや、粗大ごみ収集の受付センターでオペレーターから交換掲示板を案内することが考えられます。

掲示板に写真を掲載していますか？

- ・掲示板に登録する不要品の写真を合わせて掲載すると、商品のイメージや使用状況等がよりわかり、成立件数が高まると言われています。
- ・利用者が情報を登録する際に、写真の掲載を呼び掛けるとよいでしょう。

粗大ごみ収集の受付センター等から交換掲示板の利用を促しますか？

- ・粗大ごみ収集の申込の際等、廃棄したい不要品が手元にある方に交換掲示板の利用を促すことで、利用者の増加を図ることが考えられます。
- ・ただし、交換が成立するまでは自宅で保管する必要があることや、成立しない場合には自ら処分してもらう必要があることを合わせて伝え、事前にトラブルを防ぐよう留意しましょう。
- ・その他、処理施設への直接搬入を受け付けている場合等には、窓口で次回からの利用の検討を案内することも考えられます。

4.2.2 交換掲示板方式（フリマアプリ、民間事業者等のサービスを活用）

近年は、スマートフォン、フリマアプリの普及・利用者増加に伴い、オンライン上で消費者同士が自由に不要になったものの売買・譲渡を行うことができるプラットフォームを提供する民間事業者が増加しています。

住民のリユースを促進する観点では、ホームページやチラシを使って、このような民間事業者のサービスを住民に紹介することも有益だと考えられます（[p.39](#) 参照）。なお、市町村が交換掲示板を設置する方式では無償での譲渡が一般的ですが、民間事業者のサービスでは有償での譲渡とすることが多い点に注意が必要です。

中には、市町村がユーザーとして民間事業者のサービスに出品し、住民に物品を譲渡する事例も現れています（[p.29](#) 東京都八王子市、[p.30](#) 福島県郡山市、[p.33](#) 神奈川県川崎市、[p.33](#) 愛知県蒲郡市の事例参照）。ただし、市町村が住民に物品を販売する場合は、地域内のリユースショップとの兼ね合い、つまり地域内のリユースショップの取組を阻害しないようにすることは注意事項として挙げられます。既往事例の中には、地域内のリユースショップを訪問・価格設定を学んだ上で、「廃棄物になりかけていた」という付加価値の低下も踏まえた値付けを検討するものも存在します。

4.3 イベント方式

(1) 「イベント方式」での実施事項の整理

「イベント方式」における、準備、実施の各段階での市町村、協力団体またはリユース事業者の実施事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、イベント内容の企画検討、連携する市民団体・リユース事業者との調整、開催内容・手順の検討、効果測定方法の検討、住民への広報・PR等
- ・実施段階では、イベントの運営、効果的な事業とするための工夫等が必要となります。

<イベント方式における市町村、リユース事業者の実施事項>

		市町村	協力団体 または、リユース事業者
準備段階	1) イベント内容の企画検討	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所・日時 ・ターゲット層、対象品目 ・リユース品の収集、引渡方法 ・リユースできない製品の処理方法 	
	2) 連携する市民団体・リユース事業者との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・協力団体の意向の確認 ・リユース事業者の選定 ・イベントにおける役割分担の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントにおける役割分担の調整
	3) 開催内容・手順の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時の手順 ・混雑時対応・トラブル防止策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントにおける協力内容の調整
	4) 効果測定の方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数の把握 ・持ち込み品や持ち帰り品の数量等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース状況確認への協力
	5) 住民への広報・PR	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット層を想定した効果的な広報・周知方法の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・周知への協力
実施段階	6) イベントの開催・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施への協力
	7) より効果的な事業とするための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者向けの抽選会等のプログラムの検討 	
必要となる予算（主な費目）		<ul style="list-style-type: none"> ・会場費、のぼり旗、看板等費用 ・チラシ・ポスター作成・印刷費 ・広報関連費用（新聞折込・広報紙等への封入・イベントでの配布等） 	

(2) 「イベント方式」実施の際の留意点

1) イベント内容の企画検討

住民に、家庭に眠っている使用していないがリユースできる製品（もう使わない製品）を持ち寄ってもらい、住民同士で不要品を交換してもらうというイベントを想定します。

具体的には、住民の方から事前に収集、またはイベント当日に持参いただいたものを、会場内に陳列し、住民の方に気に入ったものを持ち帰り、リユースしてもらうことを想定します。

イベントは単独で開催しますか？関連するイベントと併せて開催しますか？

- ・イベントは単独で開催することもできますが、定期的開催している関連イベントに合わせて実施することも想定されます。より多くの方が参加してもらえらるイベントとなるよう、実施時期、場所・スペース等を考慮して検討が必要です。

どのような製品をリユースの対象にするか検討しましたか？

- ・家庭に眠っている製品としては、衣類・服飾品、日用雑貨、書籍、家具類、おもちゃ、子ども・ベビー用品、贈答品・引き出物等が想定されます。
- ・いずれも「まだ使用できるもの」である必要があり、衣類等は“洗濯・クリーニング済みのものに限る”等の条件を付けている事例もあります。
- ・幅広い製品を対象とする、特定の製品に特化し訴求する、いずれの方法もあります。
- ・どのような方に参加してもらうか、その属性（女性／男性、若年／老年、単身／家族）を定めると対象とする製品も整理ができます。
- ・また、手で持ち運べるもの、自家用車で持ち運べるもの、専門の運送業の協力が必要なもの、製品の大きさ・形状によっても異なることにも留意が必要です。
- ・なお、電気・電子製品、ガス器具については、事前に安全に使用できるか確認が必要です。（モデル事業では対象としておりません。）

リユース品をどのように収集して、持ち帰ってもらうか検討しましたか？

リユース品の事前収集を実施しますか？その方法はどのようにしますか？

- ・役所・クリーンセンター等に持ち込んでもらう
- ・粗大ごみ等からリユース品を選別する（排出者の方の同意を得られたもの）
- ・リユース品回収ボックス等を設置する
- ・イベントの前日に会場に持ち込んでもらう

イベント当日の持参を実施しますか？

- ・持参と持ち帰りを同時に実施／午前中は持参、午後は持ち帰りとして時間帯を分ける
- ・持参した人に何らかの粗品や持ち帰りの優先権利を提供する／しない

持ち帰りの条件をどのように設定しますか？

- ・持参したリユース品の点数に応じる／1人あたり点数の制限を設ける／設けない
- ・住民に限定する／他地域の人でも対象とする
- ・寄付等を募る（運営費用の一部補填、環境保全のための基金等）

引取がなかった製品の処理・処分をどのようにしますか？

- ・リユース事業者へリユース品として買い取ってもらう。
- ・リユースできない製品はリサイクル（古紙や古繊維等）として買い取ってもらう。
- ・どうしても利活用できないものはクリーンセンター等で処理する。

2) 連携する協力団体・リユース事業者との調整

イベントの広報・PR、事前準備、当日の運営には、地域の住民団体等からの協力を得ることで効果的・効率的に実施できることがあります。

また、イベント終了時点で、リユース品として持ち帰ってもらえず、最終的に残ってしまう製品も一定数発生すると思われます。これらの製品は、リユース事業者に買い取ってもらう、リサイクル事業者に資源として買い取ってもらう、クリーンセンター等で適正に処分する、といったことが考えられます。

住民団体等への協力要請事項を検討しましたか？

- ・ イベントの広報・PR、事前準備、当日の運営において、どのようなことを協力依頼するか検討する必要があります。
- ・ 市町村としての予算・人員等を勘案し、どの点で住民団体等の協力が必要となるのか、その条件とともに検討する必要があります。
- ・ 例えば、イベントの広報・PRとしてチラシ等配布への協力依頼、会場内の設営・製品の陳列等の作業の支援、当日の受付・入退場案内・効果測定、及び片付け作業等の事項が考えられます。

リユース事業者・リサイクル事業者への協力要請事項を検討しましたか？

- ・ 持ち帰る人がおらず、残ってしまった製品のリユース・リサイクルのためには、リユース事業者・リサイクル事業者と連携することも有効です。
- ・ ただし、リユース品として相対的に価値が高いものの多くは、住民の方が持ち帰っており、リユース事業者が買取りできる商材としては限定的になることが予想されます。リユース事業者からの協力を得ることが難しいかも知れません。
- ・ リサイクルとしては、書籍は古紙として、衣類は古繊維、スチール製の棚等は鉄くずとして、リサイクル事業者に買い取ってもらえることが想定されます。
- ・ 環境省モデル事業の事例では、住民に持ち込みいただいた製品を、リユース事業者に売却・販売する事業を実施しました。

3) 開催内容・手順の検討

イベントの前日準備、当日の運営、片付け等、一連の工程を想定し、必要機材・備品、人員を検討する必要があります。

また、イベント開催時にはトラブルが発生しないよう、事前準備が必要です。

イベント当日の手順(前日準備、片付け等)は検討しましたか？

- ・ 会場内のレイアウト、必要機材・備品等を確認しておきます。
- ・ 前日準備(会場設営、案内版等の設営、事前収集している場合にはリユース品の陳列)の内容・役割分担・スケジュールを検討します。
- ・ 当日は、来場者の受付(必要に応じて属性の確認(女性/男性、年代、住所等))、会場内のルールの説明(持ち帰りのルール)、会場内案内、持ち帰り時の確認等を検討します。
- ・ イベント終了後の片付け、機材・備品等の運搬方法、残った製品の処理・引渡方法等検討します。

混雑時対応・トラブル防止策を検討しましたか？

- ・持ち帰りを希望する参加者が多数来場した場合、会場内が混乱することも考えられます。環境省モデル事業の事例では、整理券を配り、入場制限を行いながら開催しました。また、開場直後には「1人あたり10点まで」といった持ち帰りの点数制限も行いました。
- ・来場者の私有物を、持ち帰り対象のリユース品と勘違いして持ち帰ってしまうトラブルも想定されます。貴重品はもとより、私有物については絶えず身につけておくよう案内することも必要です。
- ・来場者が会場内で怪我をしないよう、設営時には十分に気をつけるとともに、来場者への案内も必要です。
- ・イベント開催に関する保険商品（例えば、来場者の怪我等）も販売されているので、必要に応じて検討してください。
- ・悪天候等でイベントを中止せざるを得ない場合も想定されます。事前にどのような条件になれば中止とするか検討しておき、必要に応じて、広報・PR時にも伝えておくことが望ましいと考えられます。

4) 効果測定方法の検討

イベントの開催の効果を定量的に把握することが望ましいです。具体的には、どれくらいの人が利用し、どのくらいの製品・量がリユースされたか、把握する方法を検討しておく必要があります。

イベント開催によるリユースの効果(利用人数、量)の把握方法を検討していますか？

- ・イベント開催の効果としては、①来場者数、②リユース品として陳列された数量、③持ち帰りされた製品の数量、④その他リユース・リサイクル・処理された数量等から把握することができます。
- ①来場者数を把握する方法を検討しましたか？**
- ・来場者数は受付を設けることで把握することができます。受付を設けない場合には、出入口付近で来場者人数をカウントする等の方法もあります。
- ②リユース品として陳列された数量を把握する方法を検討しましたか？**
- ・事前収集を行う場合には、品目別に計量器で計測することで点数、重量を把握することができます。量が多い場合には、サンプル調査で全体量を把握することも有効です。
 - ・当日持ち込みについては、受付を設ける場合にはその場で計測することが考えられます。当日、正確な数量を把握することが難しければ、写真等で記録し、品目別の点数をカウント、拡大推計するという方法も有効です。
- ③持ち帰りされた製品の数量(リユースされた数量)**
- ・②で陳列された数量が把握できる場合には、最終的に残った製品の数量を計測することで、リユースされた量を推計することができます。
 - ・来場者にアンケート調査を実施し、品目別に持ち帰った点数を記入してもらい、①の来場者数をもとに拡大推計することもできます。
 - ・環境省モデル事業の事例では、持ち帰り時に受付を設けて、品目別の点数及び重量を計測していました。
- ④その他、リユース・リサイクル・処理された量**
- ・イベント終了後に、リユース事業者、リサイクル事業者に引き渡した数量で把握することができます。
 - ・最終的にリユース・リサイクルできなかった製品は、クリーンセンター等で処理することになりますが、その数量を把握しておく必要があります。

5) 住民への広報・PR

住民への広報・PRは、チラシ・ポスターの作成・配布、ホームページ活用、広報紙等への掲載等の方法が考えられます。

イベントに参加してもらいたいターゲット層が明確な場合には、もっとも効果的と思われる方法を優先的に実施します。

広報・PRの内容としては、イベントの開催案内に加え、事前にリユース品を収集する場合には対象製品・基準・方法等も案内します。

広報の方法を決めていますか？

- チラシ、ポスターの作成（ポスティング、新聞折込、公共施設等への掲示）
- 行政ホームページでの案内
- 広報紙での紹介
- 出前講座等での紹介
- イベント、駅前や商業施設等でのチラシ配布
- ごみ減量等推進員、団体等と連携した広報
- その他（メールマガジン、回覧板等）

- ・モデル事業においては全世帯へのポスティング、または新聞折込みでチラシを配布しました。また、行政のホームページでの案内、広報紙での紹介、公共施設・リユースショップ内にポスターの掲示、メールマガジンでの発信等を実施しました。
- ・粗大ごみ受付時、転入・転出の手続き等の際に案内する等の工夫も有効です。
- ・チラシ・ポスターの作成・配布には、一定の予算が必要となります。例えば、広報紙への同封、回覧板等の活用によってこれらのコストを削減することもできます。
- ・イベントに参加して欲しいターゲット層が明確な場合、例えば、子ども・ベビー用品のリユースを対象にする場合には、庁内の担当部局とも連携して関連施設等での掲出に加え、幼稚園・保育園・小学校等に協力してもらい、その父母に参加してもらうことも効果的と考えられます。

6) イベントの開催・運営

事前に準備しておいた、スケジュールをもとに、協力団体等と役割分担の上、イベントの開催・運営を行います。

当日のスケジュール・役割分担等は検討、協力団体を含めて共有しましたか？

- ・事前に当日の運営スケジュール、役割分担、人員配置等を検討しておく必要があります。
- ・事前に協力団体とも協議・調整を行うことで、当日の円滑な運営が可能となります。

7) より効果的な事業とするための工夫

イベントのプログラムに、抽選会、じゃんけん大会等を入れて、来場者の方に楽しくリユースを体験いただく方法もあります。

□ 来場者向けの抽選会等のプログラムを検討していますか？

- ・来場者の方には、楽しく、リユースを体験してもらうことが必要です。楽しんでもらうことが、継続に繋がると考えられます。
- ・環境省モデル事業の事例では、人気のある中古自転車については希望者を対象とした抽選会を開催し、持ち帰る人を決めました。また、比較的高価・人気があると思われる製品は、“目玉商品”としてじゃんけん大会にて持ち帰る人を決めました。



環境省モデル事業でのリユース自転車の抽選会、目玉商品のじゃんけん大会の様子

4.4 常設交換方式

(1) 「常設交換方式」での実施事項の整理

「常設交換方式」における、準備、実施の各段階での実施事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、常設スペース運営事業者との調整、実施場所・運用ルールの検討、費用の検討、効果測定の方法の検討、住民への広報・PR等
- ・実施段階では、常設交換場所の運営・管理、リユース状況の確認、効果的な事業とするための工夫等

が必要となります。

<常設交換方式における市町村、常設スペース運営事業者の実施事項>

		市町村	常設スペース運営事業者
準備段階	1) 常設スペース運営事業者との調整	・運営事業者に依頼する事項の確認	・運営業務の中での役割分担を確認
	2) 実施場所・運用ルールの検討	・実施場所の検討（複数の常設スペースがある場合） ・対象品目の選択 ・交換に関するルールの設定	・運営に必要なルールの設定
	3) 費用の検討	・予算措置の検討、確保	・運営に必要な備品等の見積もり・検討 ・運営に必要な人員配置や人件費の見積もり・検討
	4) 効果測定の方法の検討	・想定される効果の整理 ・効果測定方法の検討	・効果測定の実施方法の検討
	5) 住民への広報・PR	・チラシ、ポスターの配布 ・ホームページ、広報紙等への掲載 ・その他住民に周知するための方策	・常設スペースの利用者への広報・PRの支援
実施段階	6) 常設交換場所の運営・管理	・常設交換場所運営の支援	・常設交換場所の運営 ・リユース品の管理（陳列、物品整理） ・現場での問い合わせ対応
	7) リユースの利用状況の確認	・リユース利用状況の取りまとめ	・リユース利用人数の把握 ・持ち込み品や持ち帰り品の数量等の把握 ・アンケートの実施
	8) より効果的な事業とするための工夫	・運営事業者との協力による広報活動の実施 ・対象品目や運用ルールの見直し・精査	・市町村との円滑な情報共有
必要となる予算（主な費目）		・備品購入費 ・運営費（人件費等） ・チラシ・ポスター作成・印刷費	

(2) 「常設交換方式」実施の際の留意点

1) 常設スペース運営事業者との調整

既存の常設スペース（例えば、資源回収拠点等）にて、リユースの取組を始めますので、常設スペース運営事業者との調整が必要となります。

具体的には、既存の常設スペースの混雑状況、スペースの状況、人員配置の状況、運

営・管理の方法について、運営事業者と確認の上、常設交換場所が実施可能か検討する必要があります。

常設スペース運営事業者と円滑に情報共有できていますか？

- ・既存の常設スペースの運営業務に加えて、追加での業務を依頼することになります。現在の常設スペースの運営状況をきちんと把握した上で、どのような形であれば、新たにリユースの取組が開始できるのか、運営事業者との連携・情報共有が重要になります。

2) 実施場所・運用ルールの検討

どこの常設スペースで実施するかを検討するとともに、交換を実施する対象品目や交換を行う際の運用ルールを決めていく必要があります。

実施予定の常設スペースに十分なスペースはありますか？

- ・常設スペースでリユースの取組を行うためにはリユース品を保管・管理及び陳列できる屋内のスペースが必要です。既存の常設スペースに十分なスペースがあるか確認する必要があります。
- ・常設スペースに、リユース品の持込、引取目的で、通常より多くの利用者がやってくる可能性があります。駐車スペース等も通常より多くの利用者に対して対応できるか確認する必要があります。

どのような製品をリユースの対象にするか検討しましたか？

- ・家庭に眠っている製品としては、衣類・服飾品、小型家電類、日用雑貨、書籍、家具類、おもちゃ、子ども・ベビー用品、贈答品・引き出物等が想定されます。
- ・いずれも「まだ使用できるもの」である必要があり、衣類等は“洗濯・クリーニング済みのものに限る”等の条件を付けることも考えられます。
- ・幅広い製品を対象とする、特定の製品に特化し訴求する、いずれの方法もあります。
- ・どのような方に参加してもらうか、その属性（女性／男性、若年／老年、単身／家族）を定めると対象とする製品も整理ができます。

リユース品をどのように収集して、持ち帰ってもらうか検討しましたか？

- 持ち込みの条件をどのように設定しますか？**
 - ・持ち込みの受付点数・品目に制限を設ける／設けない
 - ・持参した人に何らかの粗品や持ち帰りの優先権利を提供する／しない
- 持ち帰りの条件をどのように設定しますか？**
 - ・持参したリユース品の点数に応じる／1人あたり点数の制限を設ける／設けない
 - ・住民に限定する／他地域の人でも対象とする
 - ・寄付等を募る（運営費用の一部補填、環境保全のための基金等）
- 引取がなかった製品の処理・処分をどのようにしますか？**
 - ・リユース事業者へリユース品として買い取ってもらう
 - ・リユースできない製品はリサイクル（古紙や古繊維等）として買い取ってもらう
 - ・どうしても利活用できないものは清掃工場等で処理する

3) 費用の検討

常設交換場所の取組は、常設での設置となりますので、実施に必要な費用の検討や予算措置の検討が必要となります。

具体的には、必要な備品や人件費等を常設スペース運営事業者と協議して、積算するとともに、新規事業として庁内で事業を立ち上げる必要があります。

必要な備品、人件費等は適正な規模になっていますか？

- ・既存の常設スペースを活用した本方式は、既存の常設スペースの資源や人員を有効活用することで低コストでの運用を目指す取組となっています。
- ・追加的な費用がかかりすぎる場合は、運営事業者との再調整や実施方式の見直し等が必要となります。

事業の費用対効果をきちんと説明できる資料を作りましたか？

- ・新規事業を提案する場合は、事業の費用対効果に関する説明を求められます。リユース品の交換によるごみ処理費用の削減効果、利用者の増加に伴う資源物の回収量増加による資源物売却収入の増加効果といった、常設交換場所を運営することで得られる定量的なメリットと、住民の環境意識の向上、リユース意識の醸成といった定性的なメリットを整理する資料を使って、庁内に説明していくことが望まれます。

4) 効果測定の方法の検討

事業の費用対効果を検証する上でも、常設交換場所の運営に伴う効果測定の方法を検討する必要があります。

具体的には、常設交換場所への来場者数、受付リユース品の数・重量、引き渡したリユース品の数・重量、廃棄した受付リユース品の数・重量といったデータやアンケート等による利用者からの評価を把握することが考えられます。

効果測定の方法を検討しましたか？

- ・常設交換場所への来場者数、交換されたリユース品の数・重量といった定量的なデータやアンケートによる利用者の意向等の定性的なデータを収集することで、常設交換場所の取組の効果を見える化することに繋がります。
- ・事業の費用対効果の検討も踏まえて、どのような効果測定を行う必要があるのか、常設スペース運営事業者とも協議の上、決定する必要があります。

5) 住民への広報・PR

住民への広報・PRは、チラシ・ポスターの作成・配布、ホームページ活用、広報紙等への掲載等の方法が考えられます。また、常設スペース利用者への直接の呼びかけ等も有効です。

広報の方法を決めていますか？

- チラシ、ポスターの作成（ポスティング、新聞折込、公共施設等への掲示）
- 行政ホームページでの案内
- 広報紙での紹介
- 出前講座等での紹介
- イベント、駅前や商業施設等でのチラシ配布
- ごみ減量等推進員、団体等と連携した広報
- その他（メールマガジン、回覧板等）

- ・モデル事業においては、広報紙での紹介、公共施設・常設スペース内にポスター・チラシの掲示等を実施しました。
- ・粗大ごみ受付時、転入・転出の手続き等の際に案内する等の工夫も有効です。
- ・チラシ・ポスターの作成・配布には、一定の予算が必要となります。例えば、広報紙への同封、回覧板等の活用によってこれらのコストを削減することもできます。
- ・常設スペースに訪問して欲しいターゲット層が明確な場合、例えば、子ども・ベビー用品のリユースを対象にする場合には、幼稚園・保育園・小学校等に協力してもらい、その父母に参加してもらうことも効果的と考えられます。

6) 常設交換場所の運営・管理

常設交換場所の運営・管理は、常設スペース運営事業者が担う形になります。

具体的には、リユース品の住民からの受取、リユース品の管理・陳列、リユース品の住民への引渡、効果測定に必要な数量・重量等の計測及びアンケートの実施等を行う必要があります。

常設交換場所の運営・管理に際して必要な事項を運営事業者と事前にしっかりと確認していますか？

- ・常設スペース運営事業者が、住民への対応・効果測定等の運営・管理業務を担っていくこととなります。
- ・事前に運営事業者としての役割をきちんと確認しておきましょう。

7) リユースの利用状況の確認

実施段階においては、住民の利用状況・効果測定が必要となります。

準備段階に検討した効果測定の方法に則って、資源運営ステーションの運営者の協力の下、リユースの利用状況を確認します。

8) より効果的な事業とするための工夫

住民の方に常設交換場所の利用を促すため、例えば、粗大ごみ収集の受付センターでオペレーターから常設交換場所の利用を促すといったことが考えられます。

ただし、リユース可能なものであるか、対象品目となっているものであるかをきちんと確認した上で案内を行う必要があります。

<input type="checkbox"/> 粗大ごみ収集の受付センター等から常設交換場所の利用を促しますか？
--

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・モデル事業において、ごみの捨て方についての問い合わせがある際に、常設交換場所の利用を促しました。 |
|---|

4.5 リユース品回収方式

(1) 「リユース品回収方式」での実施事項の整理

リユース品回収方式を実施する場合、準備・実施において必要な調整・決定事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・準備段階では、リユース事業者の選定、住民の申込、持ち込み方法の検討、回収方法の検討、引渡方法の調整、効果測定の方法の検討等
- ・実施段階では、回収・受付の実施、リユース状況の確認、より効果的な事業とするための工夫等

が必要となります。

<リユース品回収方式における市町村の実施事項>

		市町村		リユース事業者
			市町村が自ら実施する場合	
準備段階	1) リユース事業者の選定	・リユース希望品目の設定 ・リユース事業者の選定	・リユース品の販売・提供場所の検討	・引取品目の調整
	2) 住民の申込、持ち込み方法の検討	・住民の引取希望の申込方法の検討 ・住民の持ち込みの受付方法の検討		・リユース可能かの判断基準を相談協議
	3) 回収方法の検討	・下見の有無、回収方法・頻度等の検討		
	4) 引渡・引取方法の調整	・査定・買取頻度の調整	・住民への引渡方法の検討	・一次選別の方法・基準の協議
	5) 効果測定の方法の検討	・想定される効果の整理 ・効果測定方法の検討		・効果測定の実施方法の検討
実施段階	6) 回収・受付の実施	・住民からの回収及び、持ち込みの受付を実施		
	7) リユース状況の確認	・査定・買取への立会い	・住民への引渡	・査定・買取の実施
	8) より効果的な事業とするための工夫	・取組の認知度の向上のためのPR		・PRへの協力
必要となる予算（主な費目）		<ul style="list-style-type: none"> ・回収費用（人件費・車両費等）（自ら実施する場合） ・販売・提供場所の備品費 ・運営費用（人件費等） ・賃貸料・光熱費等 		

※販売する主体が、リユース事業者か市町村かによって実施事項は異なるが、ここではリユース事業者が販売することを前提に整理した。自ら実施する場合に、追加的に実施すべき事項については斜体で記載した。

(2) 「リユース品回収方式」実施の際の留意点

1) リユース事業者の選定

粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どの品目をリユースしたいかある程度検討しておく必要があります。その上で、対応可能と考えられるリユース事業者と連携する必要があります。

また、市町村自らリユース品の販売・提供を実施する場合には、販売・提供場所を検討する必要があります。

地域にどのようなリユースショップがあるか確認しましたか？

- ・電話帳、インターネット検索のほか、リユース業界団体・企業のホームページ等でも確認ができます。大別すると、店頭買取、出張買取、宅配買取の3つに分類されます。
- ・市町村選別方式の場合には、出張買取に対応しているリユースショップが望ましいです。(店頭買取、宅配買取の事業者でも相談・協議次第で実施できる可能性があります。)
- ・リユース業界団体のホームページにて加盟企業の情報を確認できます。

■ JRO (日本リユース機構) URL : <http://www.jro.or.jp/>

■ JRAA (日本リユース業協会) URL : <http://www.re-use.jp/>

どのような品目をリユースしたいか検討していますか？

- ・粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どのような品目でリユースの可能性がありそうか、リユースを進めていきたいか確認してください。(この時点で特定する必要はありません。詳細は、実物を見ながら、リユース事業者と相談・協議して決定してください)
- ・リユース事業者によって取扱品目は異なり、買取りできる品目／できない品目があります。

連携するリユース事業者の選定方法を検討しましたか？

- ・連携するリユース事業者が、法令遵守の徹底はもちろん、引き取った製品のトレーサビリティの確保等信頼できる事業者か確認する必要があります。
- ・モデル事業では、リユース業界団体から紹介を受けて、連携先を選定しました。

(自ら実施する場合)販売・提供場所を検討しましたか？

- ・市町村自ら事業を実施する場合や公社等に委託する場合には、収集したリユース品を販売・提供する場所を検討する必要があります。
- ・クリーンセンターや公共施設の一部等で行う事例も多くありますが、住民が気軽に立ち寄れるような場所である方が集客面からは望ましいと考えられます。実施事例の中には、商業施設に隣接した場所や道の駅といった多くの人が訪れる場所で販売・提供を行っているものもあります。

2) 住民の申込・持ち込み方法の検討

住民からの申込方法及び持ち込み方法について、検討する必要があります。加えて、リユース品の引取基準の設定も重要です。リユース事業者と連携する場合は、リユース事業者との事前の調整・すり合わせを行って、引取基準を設定する必要があります。

申込・持ち込み方法の検討にあたっては、回収を無料で行うのか、買取りや何らかのインセンティブを付与するのかといったことも検討する必要があります。

□	リユース品の引取基準を設定しましたか？
<ul style="list-style-type: none"> ・住民が申込の際に、参考になるようなリユース品の引取基準を設定している事例もあります。(例えば、使用している年数、破損・汚れの有無等の明示) ・ただし、使えるものでも住民のニーズがないものは、結果的にリユースされない場合があります。実際のリユース品の引渡状況を踏まえて、引取基準は柔軟に変更する必要があります。 ・リユース事業者と連携する場合は、リユース事業者との事前の調整・すり合わせが重要となります。 	

□	住民にとって何らかのインセンティブとなる仕組みを取り入れましたか？
<ul style="list-style-type: none"> ・住民からのリユース品の申込や持ち込みを増加させるには、住民にとってインセンティブとなるようなメリットを提示することが有効です。 ・粗大ごみ等の収集・処理を有料で行っている場合は、リユース品の回収を無料で行うことで、住民がリユース品の回収に対してリユース品として出すインセンティブを付与している事例もあります。 ・また、持ち込んでいただいた住民に地域の商店街の買い物券の抽選ができるポイントを付与することで、持ち込みを促すといった取組を行っている事例もあります。 	

3) 回収方法の検討

住民から回収の依頼があった場合に、市町村が回収を行います。市町村自らで回収を行うのか、公社等に委託して回収を行うのか、リユース品の流れを事前に相談・協議しておく必要があります。

環境省によるアンケート調査(令和4年度実施)によると、リユース品回収を行っている269の市町村のうち、32の市町村は住民から連絡を受け、市町村にて回収を行っているのに対し、190の市町村は住民がリユース品を回収拠点に持ち込んでいることが分かりました。

□	回収の方法・頻度について検討しましたか？
<ul style="list-style-type: none"> ・住民から回収を行う場合、下見を実施してから回収する事例と下見をせずに回収を行う事例があります。下見を行う場合は、コストがかかりますが、リユースできるかをしっかりと見極めた上での回収が可能です。 ・住民の利便性にも考慮しつつ、効率的に回収できるように、適切な形で回収頻度を設定する必要があります。 	

4) 引渡・引取方法の調整

リユース事業者への引渡頻度や引渡方法について、事前に相談・協議しておく必要があります。また、市町村自ら事業を実施する場合には、住民への引渡方法を検討する必要があります。

1つのリユース事業者と相対取引をするのではなく、複数のリユース事業者の入札により売却金額を決めている市町村もあります。

<input type="checkbox"/> (自ら実施する場合)住民への引渡方法を検討しましたか？

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・リユース品の住民への引渡方法を、有償/無償のどちらにするのか決定する必要があります。・有償の場合は、どのような価格設定にするのか、無償の場合は、抽選とするのか/先着順とするのかといったことを事前に決めておく必要があります。 |
|---|

5) 効果測定の方法の検討

事業の効果を検証する上でも、「リユース品回収方式」の実施に伴う効果測定の方法を検討する必要があります。

具体的には、リユース品回収の利用者数、回収したリユース品の数・重量、引き取ったリユース品の数・重量、販売したリユース品の数・金額といったデータやアンケート等による利用者からの評価を把握することが考えられます。

<input type="checkbox"/> 効果測定の方法を検討しましたか？
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・リユース品回収の利用者数、回収したリユース品の数・重量、引き取ったリユース品の数・重量、販売したリユース品の数・金額といった定量的なデータやアンケートによる利用者の意向等の定性的なデータを収集することで、リユース品回収の取組の効果を見える化することに繋がります。・コストと収入と比較した費用対効果だけではなく、住民への普及啓発効果等も加えて、考える必要があります。 |
|--|

6) 回収・受付の実施

市町村は住民の申込を受けて、リユース品の回収を行います。また、直接の持ち込みも受け付けている場合は、引取場所での受付も行います。

7) リユース状況の確認

リユース事業者と連絡調整の上、査定・買取を行います。査定・回収の方法、リユース事業者の買取に伴う収入（売却収入）の取扱い方法等市内・リユース事業者と協議・相談して決める必要があります。

また、市町村自ら実施する場合も、同様に、収入の取扱い方法等について、協議・相談が必要となります。

<input type="checkbox"/> 収入の取扱いは決まっていますか？
--

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・市町村自ら事業を実施する場合は、委託している公社等の組織の運営費に充てる事例と市の歳入としている事例の2通りがあります。・市町村が委託により事業を行う場合は、事業の実施にあたっての役割分担や公社等の組織への委託の内容等と合わせて収入の取扱いを決める必要があります。 |
|--|

8) より効果的な事業とするための工夫

より効果的に事業を実施するための工夫としては、住民に向けての広報・PRが考えられます。

<input type="checkbox"/> 住民に向けての広報・PRについて検討しましたか？
--

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・質の高いリユース品を継続的に回収するためにも、住民に向けての広報・PRは重要となってきます。合わせて、市町村自ら事業を実施する場合は、多くの住民に利用して頂くためにも、広報・PRが重要となってきます。 |
|---|

4.6 市町村回収後選別方式

(1) 「市町村回収後選別方式」での実施事項の整理

「市町村回収後選別方式」における、準備、実施の各段階での市町村、リユース事業者の実施事項を下表に整理します。市町村において必要な事項としては、

- ・ 準備段階では、リユース事業者の選定、住民への意向確認方法の検討、ストックヤードの調整、効果測定の方法の検討、引渡方法の調整等
- ・ 実施段階では、リユース利用状況の確認、より効果的な事業とするための工夫等が必要となります。

<市町村回収後選別方式における市町村、リユース事業者の実施事項>

	市町村	リユース事業者
準備段階	1) リユース事業者の選定	・ リユース希望品目の設定 ・ リユース事業者の選定
	2) 住民のリユース意向確認方法の検討	・ 住民のリユース意向確認方法を検討・決定
	3) スtockヤードの選定・調整	・ スtockヤードの調整・確保
	4) 効果測定の方法の検討	・ 想定される効果の整理 ・ 効果測定方法の検討
	5) 引渡方法の調整	・ 一次選別の方法・基準 ・ 査定・買取頻度の調整
実施段階	6) リユース状況の確認	・ 査定・買取への立会い
	7) より効果的な事業とするための工夫	・ リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上
必要となる予算（主な費目）		・ 選別費用（人件費等） ・ スtockヤードの整備費・賃料

(2) 「市町村回収後選別方式」実施の際の留意点

1) リユース事業者の選定

粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どの品目をリユースしたいかある程度検討しておく必要があります。その上で、対応可能と考えられるリユース事業者と連携する必要があります。

地域にどのようなリユースショップがあるか確認しましたか？

- ・電話帳、インターネット検索のほか、リユース業界団体・企業のホームページ等でも確認ができます。大別すると、店頭買取、出張買取、宅配買取の3つに分類されます。
- ・市町村選別方式の場合には、出張買取に対応しているリユースショップが望ましいです。（店頭買取、宅配買取の事業者でも相談・協議次第で実施できる可能性があります。）
- ・リユース業界団体のホームページにて加盟企業の情報を確認できます。
 - JRO（日本リユース機構） URL：<http://www.jro.or.jp/>
 - JRAA（日本リユース業協会） URL：<http://www.re-use.jp/>

どのような品目、どのように収集したものをリユースしたいか検討していますか？

- ・粗大ごみ等の収集・処理の状況より、どのような品目でリユースの可能性がありそうか、リユースを進めていきたいか確認してください。（この時点で特定する必要はありません。詳細は、実物を見ながら、リユース事業者と相談・協議して決定してください）
- ・また、行政が戸別収集する粗大ごみ、住民がクリーンセンター等に自己搬入する粗大ごみ、いずれを（または両方）対象とするか検討する必要があります。
- ・リユース事業者によって取扱品目は異なり、買取できる品目／できない品目があります。

連携するリユース事業者の選定方法を検討しましたか？

- ・連携するリユース事業者が、法令遵守の徹底はもちろん、引き取った製品のトレーサビリティの確保等信頼できる事業者か確認する必要があります。
- ・モデル事業では、リユース業界団体から紹介を受けて、連携先を選定しました。

2) 住民のリユース意向確認方法の検討

排出者（一般住民）と引取者の間に何らかの契約関係の成立を観念できる場合、リユースの可否を確認するという手順が欠けると、問題を生じる恐れがないとは言えない*ため、当該製品をリユースしても良いか排出者に確認を行うことが望ましいと考えられます。

モデル事業においては、排出者から粗大ごみを引き取る際に、当該製品をリユースしても良いか排出者に確認して実施しました。

（参考）粗大ごみ等のリユース時の留意点（専門家からの助言）

- 通常の排出過程（いわゆる不要品をごみとして処分する）というプロセスから、リユース可能なものを抽出する場合には、排出＝廃棄＝所有権放棄と理解すれば民事法上の問題は特に生じないと思われる。
- ただし、リユース事業者にしる行政にしる、排出者（一般住民）と引取者の間に何らかの契約関係の成立を観念できる場合、リユースの可否を確認するという手順が欠けると、問題を生じる恐れがないとは言えない。
- 当事者間の契約の解釈にもよるが、引き取る側はまさに「不要品を引き取ること」が契約（義務）の内容と理解するのが一般的だと考えられ（買取りならば、売買による所有権移転ですので問題は生じないと考えます）、排出者側は場合によっては「引き取って【廃棄してくれる】こと」を契約内容と考える可能性があるということになる。
- また、ステーション回収を行っている場合、各地区のごみステーションからのピックアップを市町村や委託事業者ではなく、市民がもつたいないからとリユース品としてピックアップすることは、市民の善意であっても窃盗行為にあたる可能性があるため注意が必要である。

※専門家からいただいたご助言を記載したものです。上記以外の解釈も考えられますので留意ください。

□ 住民のリユース意向の確認方法を検討していますか？

- ・モデル事業においては、戸別収集、自己搬入のいずれにおいても、チラシ等を用いて事業概要を説明、リユースをしてもよいかの確認・署名をもらいました。
- ・署名の方法としては、“リユースしてもよい”場合に署名する方法、“リユースしたくない”場合に署名する方法のいずれも実施しました。
- ・戸別収集では、住民と対面し、その場で重量測定・処理料金を徴収して収集する形式でした。対面して収集する際に、チラシ等を用いて事業概要を説明、趣旨に賛同してくれる方の製品を対象としていました。
- ・自己搬入の場合には、受付時・処理料金徴収時に、チラシ等を用いて事業概要を説明、趣旨に賛同してくれる方の製品を対象としていました。

年 月 日

粗大ごみリユース同意書

(宛先)
●●市長

住所
氏名

私は、市に処分を依頼した粗大ごみのうち、次の物品を再利用（リユース）することに同意します。
また、この物品をリユースしたことで生じる売却益が市の歳入となることに同意します。

物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	
物 品 名	

年度	受付日	受付者	確認者

リユース同意書の例

リユース（再使用）をご希望されない場合

粗大ごみを引き渡された方で、他の方にとってほしくないなどの理由により、粗大ごみのリユース（再使用）を希望されない方は、右記の署名欄に署名していただき、●●市職員にお渡し下さい。お引取りした粗大ごみは、リユース（再使用）されずに、適正に処理されます。

引渡した粗大ごみのリユースを希望しません。

署名

チラシ内に設けた、リユースを希望されない場合の記入欄

<事例紹介:東京都八王子市>

東京都八王子市では、粗大ごみ券にリユース（※ここでは「再生リサイクル」という表記）を希望しない場合はチェックする欄を設けて、排出者のリユース意向確認を行っています。

粗大ごみ処理券
500円(5ポイント)
(シールです、はがして貼ってください。)

氏名または受付番号 (収集日)

×××××× ×月 / ×日

氏名または受付番号と収集日を記入し、
収集当日の朝8時30分までに粗大ごみの
一つの目立つところに貼って出してください。

再生リサイクル不可 **八王子市**

▲ ここから、はがしてください。

粗大ごみ処理券
100円(1ポイント)
(シールです、はがして貼ってください。)

氏名または受付番号 (収集日)

×××××× ×月 / ×日

氏名または受付番号と収集日を記入し、
収集当日の朝8時30分までに粗大ごみの
一つの目立つところに貼って出してください。

再生リサイクル不可 **八王子市**

▲ ここから、はがしてください。

(出所) 東京都八王子市ホームページ

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/question/010/p034208.html>

3) スtockヤードの調整・確保

収集した粗大ごみ等のうち、リユースできると考えられる製品を一次選別し、保管します。広さや環境等は、対象とする品目、リユース事業者による買取頻度等によりますが、リユース事業者とも協議・相談の上、確保する必要があります。

十分なStockヤードは確保できていますか？

- ・リユースするためには、屋根付きのスペースで保管する必要があります。
- ・広さ等は、対象とする製品の種類・リユース事業者の買取頻度にもよりますが、庁内およびリユース事業者との調整が必要となります。
- ・モデル事業では、車両駐車スペース（屋根あり）にブルーシートで保護して保管したケース、倉庫（屋根あり、施錠可能）の棚やプラスチックボックス等に保管していたケースがあります。

4) 効果測定の方法の検討

事業の効果を検証する上でも、回収後選別方式の実施に伴う効果測定の方法を検討する必要があります。

具体的には、選別したリユース品の数・重量、販売できたリユース品の数・重量・金額といったデータやアンケート等による利用者からの評価を把握することが考えられます。

5) 引渡・引取方法の調整

市町村が収集した粗大ごみ等のうち、まだリユースできると考えられる製品を対象に一次選別、Stockヤードにて保管します。どのような製品であればリユースショップで買取ができるのか、事前に相談・協議しておく必要があります。

また、市町村が住民に物品を販売する場合は、地域内のリユースショップとの兼ね合い、つまり地域内のリユースショップの取組を阻害しないようにすることは注意事項として挙げられます。既往事例の中には、地域内のリユースショップを訪問・価格設定を学んだ上で、「廃棄物になりかけていた」という付加価値の低下も踏まえた値付けを検討するものも存在します。

一次選別の方法・基準について検討しましたか？

- ・市町村が収集した粗大ごみ等のうち、リユースできると考えられる製品を対象に一次選別します。このとき、“どのような条件のものを一次選別するか”について、リユース事業者と相談・協議しておく必要があります。
- ・モデル事業においては、まずは、一次選別の担当者が”リユースショップの店頭にあったら買いたいもの”を対象に選別、その後、査定・買取の際に、リユース事業者と相談・意見交換を行うことで、徐々に基準を精査していきました。

6) リユース状況の確認

一時保管していた製品の数量を踏まえて、リユース事業者と連絡調整の上、査定・買取を行います。査定・回収の方法、リユース事業者の買取に伴う収入（売却収入）の取扱い方法等、庁内・リユース事業者と協議・相談して決める必要があります。

査定・買取の手順について検討しましたか？

- ・一定の量がストックされた時点で、リユース事業者による査定・買取を実施します。その際、その場で査定・買取金額まで決定するのか、一旦店舗に持ち帰ってから買取金額を決めるのか等のケースが想定されます。リユース事業者と協議・相談をして決める必要があります。

収入の取扱いは決まっていますか？

- ・モデル事業においては、リユース事業者の買取に伴う収入（売却収入）は、雑収入として処理していました。いずれも明細とともに、現金で受け取っていました。

7) より効果的な事業とするための工夫

より効果的に事業を実施するための工夫としては、リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上、住民に向けての広報・PRが考えられます。

リユース事業者との協議・相談による一次選別の精度向上について検討しましたか？

- ・モデル事業においては、査定・買取の際に、リユース事業者と相談・意見交換を行うことで、徐々に基準を精査していきました。
- ・具体的な製品を見ながら、どのような点がリユースできるかどうかの判断基準となるか、意見交換を進めることで、一次選別した製品のうち、買取ができない製品の数は徐々に減少していきました。

住民に向けての広報・PRについて検討しましたか？

- ・自己搬入された粗大ごみ等の中には、“付属品が無いために買取ができなかった”といった製品もありました。
- ・これは、住民は廃棄するつもりで自己搬入しており、例えば電化製品のリモコン等を持参しないケースが少なくありません。住民に広く広報・PRすることで、リユースされる可能性がある、ということを前提に排出してもらうことで、リユースできる製品は増えていくと期待されます。

4.7 関連事業者等との連携によるリユース促進

令和4年度から令和6年度にかけて実施された「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」では、市町村は民間事業者と連携するにあたり、「当該事業者と包括連携協定を締結する」「公募の上、委託契約を締結する」といった手法が確認されました。特にリユースに関するサービスを提供する民間事業者とは、包括連携協定を締結している事例が多く確認されました。

近年、市町村との連携を積極的に進める民間事業者は増えています。令和6年12月27日に循環経済に関する関係閣僚会議で決定された「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」においては、「Ⅱ. 具体的な施策／（1）地域の資源循環を生かした豊かな暮らしと地域の実現／④循環経済型ビジネスの拡大／●付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援」の一つとして、「民間活力等を活用し2030年までにリユース事業者等と協働取組を行う自治体数の倍増(600※)を目指す。※2024年時点で約300自治体」を掲げています。

年度	市町村	連携事業者※ ¹	協定	委託
令和4年度	京都府亀岡市	株式会社 ecommit	○	
令和4年度	神奈川県川崎市	株式会社ジモティー	○	
令和4年度	東京都八王子市	株式会社ジモティー	○※ ²	
令和4年度	埼玉県坂戸市	株式会社マーケットエンタープライズ	○	
令和5年度	愛知県蒲郡市	株式会社メルカリ	○	
		公益社団法人蒲郡市シルバー人材センター		○
令和5年度	神奈川県座間市	東急株式会社、小田急電鉄株式会社	○	
令和5年度	東京都八王子市	株式会社ジモティー	○	○※ ³
令和6年度	東京都八王子市	株式会社ジモティー	○	
令和6年度	福島県郡山市	グンダスト事業協同組合		○※ ⁴

※1 モデル事業を実施にあたり、他に連携事業者がいる場合もあります。

※2 令和4年度については、事前に公募を行い、株式会社ジモティーを選定。

※3 令和5年度については、一部期間の取組は委託。

※4 リユーススポットの運営補助を委託。

(出所) 各市町村のモデル事業報告書、各市町村の報道発表

図表 「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」記載の「付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援」による将来像

将来像

以上の取組を踏まえ、リユース業者との協働取組（協定の締結等）を行う自治体数を、2030年までに約300から600に倍増させることを目指すとともに、付加価値の高いビジネスモデルの構築支援を行うなど、更なるリユースの促進に向けて取組・検討を進める。



選別されたリユース品（粗大ごみ）





自治体が設置したリユーススポット

(出所) 「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 施策集」（循環経済に関する関係閣僚会議、令和6年12月27日）

<事例紹介:東京都八王子市/令和4~6年度モデル事業>

東京都八王子市では、令和4~6年度モデル事業の実施経験を基に、連携企業の選定手法や連携形態について、メリット・デメリットを以下のように整理しています。

<連携企業選定手法>

	メリット	デメリット
公募	・本市の目指す事業と合致するノウハウを持つ企業とのマッチングが可能 ・事業の透明性を確保	・市、民間双方に事務手続きが発生 ・協定期間終了後に再度公募をする場合、事業の継続性が担保できない

<連携形態>

	メリット	デメリット
委託	・費用を市が負担することで、事業の継続性を担保	・創意工夫により売上げを増加させても、市の歳入となるため、民間企業にとってメリットがない

(出所) 令和6年度モデル事業最終報告書「リユース品の訪問回収プロジェクト~地域のデジタルプラットフォームとの連携~」(東京都八王子市、2025年1月)

[コラム] モデル事業の成果を踏まえ、取組を継続拡大

<事例紹介:神奈川県川崎市

/令和4年度モデル事業>

神奈川県川崎市では、株式会社ジモティーとの協定に基づき、「不要になったけれどもまだ使えるモノ」の持ち込み及び引き取りができる拠点を活用し、リユースに関する実証実験を実施してきました(令和4年度にモデル事業で支援)。

2024年4月より、新たな取組として、面積の大きい郊外型の拠点を開設しました。面積の大きいリユース拠点を開設することで、「不要になったけれどもまだ使えるモノ」をより数多く受け入れることを目指しています。

2024年4月19日NEW OPEN!
ジモティースポット川崎菅生店



(出所) 川崎市ホームページ「【報道発表資料】新たに大型リユース拠点「ジモティースポット川崎菅生」が開設されます!」
<https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/300/0000165265.html>
株式会社ジモティーホームページ「川崎市不要品持ち込みスポット」
https://jmt.jp/about/jmtyspot_kawasaki ※写真は株式会社ジモティーホームページより転載

[コラム] 民間事業者から物品譲渡を受け、市町村がリユース

<事例紹介:神奈川県座間市/令和4年度モデル事業>

神奈川県座間市では、民間事業者で不要となった物品（コーヒー豆の麻袋）を無償で譲り受け、市事業で活用（剪定枝の収集袋）しました。この際、民間事業者と物品譲渡契約を締結し、双方の責任範囲を明確にすることを工夫しました。

物品譲渡契約書

譲受人 座間市（以下「甲」という。）と譲渡人 ○○株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により物品の譲渡契約を締結する。

(趣旨)
第1条 平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画で循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つに「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられた。また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」では、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」が、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられていることに鑑み、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」に資するため、甲は乙から次条に定める物品を譲り受ける。

(譲受物品)
第2条 譲受物品の品目及び数量は、次表のとおりとする。

品名	個数

(費用)
第3条 譲受に係る費用は次の各号のとおりとする。
① 物品の価格は、0円とする。
② 物品の集荷及び運搬に要する費用は、甲の負担とする。
③ 本契約の締結及び履行に関して必要なその他一切の費用は、甲の負担とする。

(所有権の移転)
第4条 物品の所有権は、乙が甲に物品を引き渡したとき、甲に移転する。

(物品の引渡し)
第5条 乙は、現状有姿にて甲に物品を引渡しものとし、物品の不潔や破損等について、乙は、一切、保証しない。
2 乙は、引き渡した物品について、甲に対し契約不適合責任、品質保証責任その他一切の責任を負わない。
3 万が一、譲受された物品により問題が発生したとき、当該問題の一切の責任は、甲が負うものとし、乙及び丙は一切免責する。

4 甲は物品の譲受に当たり、乙の業務に支障がないよう配慮する。
5 甲は、物品が適切にリユースされるよう努め、使用しなかった物品は、甲が適切に処置する。

(物品の引渡し日等)
第6条 物品の引渡しは、甲乙の協議により決定した日に行う。

(疑義等の決定)
第7条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(裁判管轄)
第8条 本契約に関する訴訟の提起等は、乙の所在地を管轄する裁判所に行う。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

●●年●●月●●日

(甲)
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市
座間市長

(乙)
●●市 x x x x x x x x
●●株式会社
代表取締役社長 ●●●●

(出所) 令和4年度モデル事業最終報告書「埋もれている再利用価値発掘活用大作戦! / 別添資料 物品譲渡契約書 (ひな型、単発版)」(神奈川県座間市、2023年2月)

5. 各取組方式に必要なコストに関する整理

各取組方式に要する費用について、これまでのモデル事業の実績よりコストの一例として整理します。

実際にリユースの取組を始める際の参考としてください。

ただし、実際に取組を始める際にかかる費用は、地域の状況により異なることに注意する必要があります。また、モデル事業を実施した当時の実績を利用しているため、現在と費用が変更となっている可能性もあります。あくまで参考情報として取り扱ってください。

一方で、事業を継続的に実施していくためには、各方式の取組に必要なコストに対して、取組を行うことで得られるコスト削減効果や定性的な便益も考慮する必要があります。

例えば、コスト削減に繋がる項目としては、粗大（大型）ごみの収集・運搬・処理費用の削減、リユース品の販売による収入の増加といったことが考えられます。加えて、「1.1 (5) リユース促進を通じて得られる地域への多面的な効果」でも整理したように、様々な多面的な効果が期待されています。

5.1 すべての方式に関連するコスト

(1) 広報・PR関連のコスト

広報・PRの方法としては、市町村のホームページやSNS、定期的に発行している広報紙を活用する場合には予算化することなく実施できる場合があります。また、事業者・民間団体等と連携して事業を実施する場合、連携先の広報・PRツールを活用することも効果的です。

ここでは、広報・PRの手段の一例として、チラシ・ポスター印刷、配布（広報紙や新聞への折込費用等）を実施した場合のコストを整理します。

チラシ・ポスター作成費用の一例としてモデル事業を行った市町村の費用を整理すると下記のとおりです。チラシは1枚あたり約4円～10円ほどの費用がかかっています。

作成物	枚数	費用	1枚あたり
チラシ（B5 両面）	5,000 部	48,590 円	9.7 円
チラシ（A4 両面）	46,000 部	159,896 円	3.5 円
チラシ（A3 両面）	46,000 部	344,080 円	7.5 円

※令和4年度時点の情報であることを留意

また、配布方法の一例である広報紙や新聞への折込は1世帯あたり約3～4円程度でした。また、シルバー人材センターに全戸配布の依頼を行った市町村は、1世帯あたり約13円～20円程度でした。

配布物	配布部数	費用	1世帯あたり	内容・委託先
チラシ	42,200 世帯	139,260 円	3.3 円	広報紙折込 (A4) ※ ¹
チラシ	42,200 世帯	162,470 円	3.9 円	広報紙折込 (A3) ※ ¹
チラシ	133,725 世帯	365,069 円	2.7 円	新聞折込 (A4) ※ ²
チラシ	264,200 世帯	1,015,679 円	3.8 円	新聞折込 (A3) ※ ³
チラシ	33,000 世帯	424,400 円	12.9 円	全戸配布 (シルバー人材センター) ※ ²
チラシ	32,280 世帯	539,610 円	16.7 円	全戸配布 (シルバー人材センター) ※ ²

※1：令和4年度、※2：平成24年度、※3：平成23年度の実績であることに留意

(2) リユース品の廃棄・処分コスト

市町村自らがリユース品を直接、取り扱う形でリユース事業に取り組む場合（リユース事業者紹介方式、交換掲示板方式以外）は、リユース品として回収したものが、住民にリユースされずに廃棄物として余ってしまう可能性があります。

これらの余ったリユース品を廃棄・処分する費用がかかります。

5.2 交換掲示板方式に関連するコスト

(1) オンライン掲示板システムの構築

近年は、スマートフォン、フリマアプリの普及・利用者増加に伴い、オンライン上で消費者同士が自由に不要になったものの売買・譲渡を行うことができるプラットフォームを提供する民間事業者が増加しています。これらの民間事業者と連携することで、市町村自ら新しいシステムを構築することなく、実施することもできます。（ただし、民間事業者のシステムを活用する際に、コストがかかる場合もあります）

ここでは、市町村自らがオンライン掲示板システムを構築した場合の費用の一例として、A市でのモデル事業の事例を紹介します。既存のA市ホームページに、不要品交換掲示板のホームページを開設し、申込メールフォームや管理者のためのデータ整理、メール通知機能を導入した場合で、約70万円の費用がかかりました。

オンライン掲示板システム構築費用（A市）

支出項目	内容	支出金額
不要品交換掲示板ホームページの構築（既存ホームページへの機能追加）	申込メールフォーム、利用方法・情報掲載ページの作成、交渉中のステータス表示機能、データ整理機能、メール通知機能等	700,000 円

※平成24年度時点の情報であることに留意

5.3 イベント方式に関連するコスト

(1) イベント運営関連の備品・消耗品関連コスト

イベント方式での会場費・消耗品費等は、公共施設（庁舎、公民館等）を利用すると安価に抑えることができます。また、会場となる適切な公共施設が無い場合には、近隣のイベント施設等を借りることも想定され、例えば、800人程度の利用があったB市では前日準備も含めて2日間会場を手配し、約20万円（机・いす・音響等の備品、控室等の費用含む）の費用がかかりました。

消耗品としては、どのような会場で、どのような品目を対象にイベントを開催するかで異なりますが、例えば、陳列時に使用するブルーシートや衣類用のハンガー、のぼり、会場内の案内版等が想定されます。

イベント運営関連の備品・消耗品費用（B市）

支出項目	支出金額
会場費（週末2日間、900m ² の会場、音響等備品含む）	197,750円
のぼり旗（30本）	119,700円
ブルーシート（16本）	78,960円
屋外用アルミ立看板（2台）	88,200円

※平成25年度時点の情報であることを留意

(2) 必要人員

イベント方式において必要な人員について、モデル事業の事例をもとに整理すると、例えば、400人程度の来場者数に対して、職員が5～6名、ボランティアスタッフが15～16名を配置、また、800人程度の来場者数のイベントにおいて、職員・ボランティアスタッフ等、前日準備及び当日対応の合計で延べ280時間、合計で30名程度が参加し、駐車場や会場内の案内、受付、品物陳列作業、アンケート依頼・回収等を行いました。

必要人員（B市・C町）

	来場者数 (人)	持ち込み		持ち帰り		職員数 (人)	ボランティア スタッフ (人)
		人数 (人)	重量 (kg)	人数 (人)	重量 (kg)		
B市	800	600	4,970 ^{※1} (1,760)	800	3,915	約15 ^{※2}	10数名 ^{※2}
C町	400	221	1,896	230	1,333	5	15
C町	450	228	1,534	279	968	6	16

※1：持ち込み重量について、事前収集が3,210kg、当日持ち込み1,760kg、合計で4,970kg

※2：前日準備、当日従事の合計で延べ280時間（人数は概算）

※平成25年度時点の情報であることを留意

(3) イベント保険

イベント開催においては、特約を付帯する傷害保険に加入することも考えられます。例えば、B市においては、施設入場者の傷害危険補償特約を付けた普通傷害保険に加入していました。なお、被保険者数 800 人に対して、6,400 円の費用でした。

イベント開催時を想定した保険商品が、様々な損害保険会社で販売されており、補償内容を確認し適切な商品を選択することが必要です。

5.4 常設交換方式に関連するコスト

(1) 運営の備品・消耗品関連コスト

モデル事業を行ったD町では、常設のリユースステーション（市民が不要品の持ち込み、必要なもの持ち帰ることができる施設）の開設に当たり、看板作成やリユース品を陳列するためのコンテナボックス等を購入し、常設交換スペースの整備を行いました。

運営の備品・消耗品費用（D町）

支出項目	支出金額
看板作成費（A型看板 600 mm×900 mm 5個）	140,940 円
陳列用コンテナボックス購入費（75個）	153,090 円
チラシ等設置用簡易テーブル（2台）	40,176 円
デジタル式測り	16,200 円

※平成 26 年度時点の情報であることを留意

(2) 委託費（人件費）

D町では、平成 26 年度モデル事業において、リユースステーションの運営のために、週 3 日 13 時～15 時にリユース品の交換受付業務を委託、153 日分の人件費を要していました。（委託費は、委託先・委託内容によって大きく異なります。上記のモデル事業で要した費用は 497,250 円でしたが、詳細は委託候補先に見積を依頼し、協議していく必要があります）

5.5 リユース品回収方式に関連するコスト⁹

リユース品回収方式では、回収したリユース品を販売することによる販売収入が得られます（無償譲渡の場合には0円）。また、コストについては、「誰が」、「どのようにリユース品回収を行うか」、「どのように販売（または譲渡）するか」という点で大きく異なります。

モデル事業で民間事業者との連携を導入した東京都八王子市、神奈川県川崎市の事例においては、詳細なコストは非公表となっていますが、イニシャルコスト（システム構築時の初期費用）を除いて考えた場合、ランニングコストとなる「事業経費」と、収益である「リユース品の販売額」を比較すると、事業経費の方が高いコスト構造となっていました。現時点では更なる検証・工夫が必要ではあるものの、市町村にとっての経費削減効果（廃棄物処理費用削減効果）や、事業性の更なる改善も踏まえると、持続・継続可能な事業となり得ることが示唆されました。

5.6 市町村回収後選別方式に関連するコスト

(1) スtockヤードの確保・整備費用

市町村回収後選別方式においては、一次選別をしたリユース品を保管するスペースが必要となります。

この際、選別実施場所において、一次選別したリユース品が適切に保管できる場所（盗難等の恐れがない、施錠できる、屋根がある等）があれば、新たな費用は必要ありません。E市ではストックヤードとなる物置を設置して対応しました。

(2) 必要人員

作業担当者が従来業務に加えて、リユース品の選別を行う場合、新たに人員を配置する必要はなく、従来業務の延長線上での対応が可能です（ただし、選別による手間・時間はかかっており、厳密には人件費は発生しています）。

E市のモデル事業では、現場での作業担当者に依頼をしてリユース品を選別しており、追加の人員を配置する等の対応は行っていません。

⁹ 平成22年度「使用済製品等のリユース促進事業研究会」報告書をもとに作成

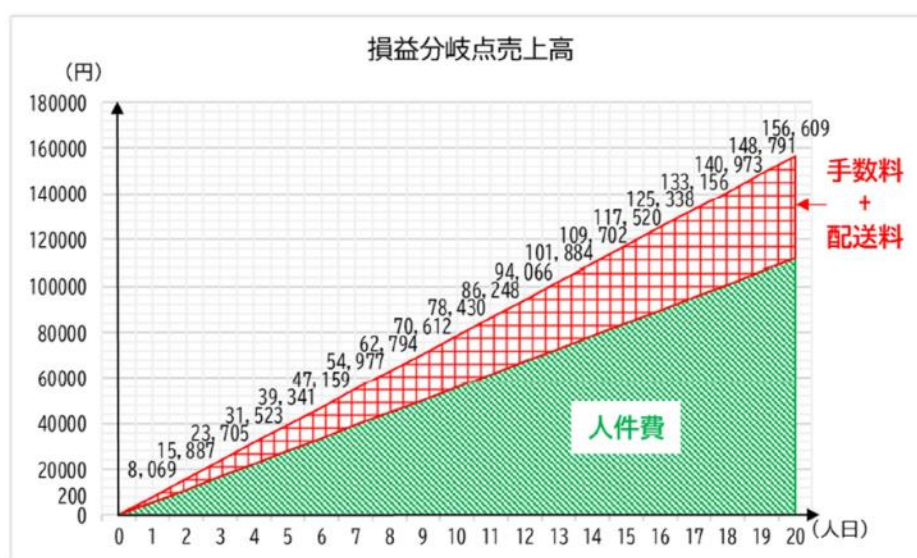
[コラム] 使用済製品リユース事業の損益分岐点は？

令和5年度モデル事業を実施した愛知県蒲郡市（p.33参照）は、粗大ごみからリユース可能な商品を選別し、有償販売する取組について、要した人件費や諸経費と、平均売上額から損益分岐点を検討されました。同事業では売却後の商品を配送する方式と、現地で引渡す方式の2種を検証の上、それらをハイブリッドで実施した場合の損益分岐点について、「約80品/月」の販売にあると評価しています。

粗大ごみとして廃棄するのではなく、リユース品として活用することは環境負荷の低減等に資するところではありますが、事業継続に向けては資金周りの創意工夫も重要となります。

損益分岐点（ハイブリッドモデルの概算）

- 1日当たり4時間、2名、週3回（月・水・金）、10日/月で作業
- 1人日当たり人件費は5,602円（交通費込）で、20人日（80人時）作業した場合の損益分岐点売上高は156,609円
- 10月～12月の平均販売価格は2,382円であったことから、20人日で約80品/月の販売が必要



（出所）令和5年度モデル事業最終報告書「高齢者の力でリユース推進！粗大ごみのネット販売によるサーキュラーエコノミーモデル化事業」（愛知県蒲郡市、2024年2月）

6. 参考資料（URL、チラシ例）

(1) 環境省ホームページ

「意外と知らない「リユース」の世界 自分・社会・地球に優しい消費行動」

使用済製品のリユース促進に向け、消費者の行動変容につなげられるよう、使用済製品のリユースに関する各種情報を整理したホームページです。

<環境省ホームページ>

<https://policies.env.go.jp/recycle/circul/reuse/portal/index.html>

(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）では、製品の適切な長期利用やリユースを促進し、地域や社会に様々な付加価値を創出しながら、その循環の輪を広げ太くすることで、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域課題の解決を実現できるような循環型のビジネスモデルを各地域で生みだし、これらのビジネスモデルの全国各地への普及を促していくとされています。

<第五次循環型社会形成推進基本計画>

<https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ

令和6年12月27日に循環経済に関する関係閣僚会議で決定された「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」では、地域の特性を生かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を創出するとともに、リユース、リペア、リースなど多様な選択肢を活用できる環境を整備することにより行動・ライフスタイルの転換を促し、資源循環にも資する豊かな地域や暮らし、ウェルビーイングを実現するとされています。

<循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/pdf/honbun.pdf>

<循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ 施策集>

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/pdf/shisaku.pdf>

(4) 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業

使用済製品等の適正なリユースを実効的に推進するための先進的事例を創出し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、地方公共団体（都道府県・市町村）を対象に、関連事業者や市民団体等と連携した先導的なモデル施策を実施する事業を支援しました。

<令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業>

京都府亀岡市、京都府京都市、神奈川県座間市、神奈川県川崎市、東京都八王子市、埼玉県坂戸市の取組を支援しました。

<令和5年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業>

愛知県蒲郡市、神奈川県座間市、東京都八王子市の取組を支援しました。

<令和6年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業>

東京都八王子市、福島県郡山市の取組を支援しました。

いずれも事業成果・報告書については、以下に掲載されています。

環境省ホームページ「使用済製品等のリユースの促進について／モデル事業」

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

(5) 使用済製品等のリユース促進事業研究会

製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することに繋がると考えられる各種の使用済製品等のリユースの推進についての調査検討を平成22年度から平成26年度まで実施していました。

<使用済製品等のリユースの促進について>

使用済製品等のリユース促進研究会の会議資料・報告書等が掲載されています。

<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/kenkyu-kai.html>

<平成22年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書>

千葉県市川市、東京都町田市、岡山県真庭市、熊本県熊本市のリユースの取組の概要と粗大ごみ組成調査の調査結果が掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h23-01/index.html>

<平成 23 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書>

モデル事業にて、リユース事業者紹介方式を実施した愛知県大府市、大阪府泉大津市、群馬県明和町、東京都世田谷区、市町村回収後選別後選別方式を実施した神奈川県秦野市、京都府綾部市の取組の概要と利用状況・成果が掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep23-1.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep23-2.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep23-3.pdf>

<平成 24 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書>

モデル事業にて、交換掲示板方式を実施した大阪府泉大津市、イベント方式を実施した東京都町田市取組の概要と利用状況・成果が掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep24-1.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep24-2.pdf>

<平成 25 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書>

モデル事業にて、イベント方式を実施した群馬県前橋市、神奈川県葉山町の取組の概要と利用状況・成果が掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/houkoku01.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/houkoku02.pdf>

<平成 26 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書>

モデル事業にて、イベント方式を実施した神奈川県逗子市、東京都八王子市、常設交換方式を実施した愛知県武豊町の取組の概要と利用状況・成果が掲載されています。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep26-1.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep26-2.pdf>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/conf/rep26-3.pdf>

(6) リデュース・リユース取組事例集

住民、事業者、行政等地域の様々な主体が連携して取り組んでいる先進的な 2 R の事例を取りまとめた事例集です。

「リデュース・リユース取組事例集～資源がもっと活きる未来へ。2 R の推進に向けて～」

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/2r/attach/cases.pdf>

(7) 適正なリユースの促進に向けて（関係法令の整理、啓発資材等）

適正なリユース促進に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、個別リサイクル法（家電リサイクル法等）を中心に、リユース業界が遵守すべき法的環境の整理を平成 25 年度に実施しました。この成果を文書として整理すると共に、リユース事業者が遵守すべき環境関連法について取りまとめたパンフレットと消費者向けにリユースショップを活用するためのポイント・留意点を取りまとめたパンフレットを作成しました。連携する予定のリユース事業者や住民に向けての普及啓発に活用することができるパンフレットにもなっています。

また、消費者がリユースに広く興味を持ち、取組を進めていただくための啓発資材や、オフィス等から発生する使用済製品のリユースに取り組むための手引きを作成しています。

<リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（Ver.1.0）>

<https://www.env.go.jp/content/900532866.pdf>

<リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理>

<https://www.env.go.jp/content/000038892.pdf>

<リユース業に関する環境関連法パンフレット～さらなるリユースの促進のために～>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

<ご家庭で使わなくなった製品はリユースショップを活用しましょう>

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph02.pdf>

<リユース読本>

<https://www.env.go.jp/content/900532626.pdf>

<意外と知らない「リユース」の世界～自分・社会・地球にやさしい消費行動～>

<https://www.env.go.jp/content/000128935.pdf>

<オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き>

<https://www.env.go.jp/content/900532610.pdf>

(8) 特定の品目を取り扱う際に留意すべき事項

特定の品目を取り扱う際には、注意が必要な製品もあります。

例えば、電気用品安全法に基づく PSE マーク制度、消費生活用製品安全法に基づく PSC マーク制度の対象となっている品目については、マークのない製品の取扱いはできません。加えて、リコールが行われている製品についても、リコール情報等を確認して、安全性を確かめなくてはなりません。

また、コピー品・模造品・偽造品の取扱いは不正競争防止法等の違反となり、取り扱うことはできません。

<電気用品安全法のページ>

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

<消費生活用製品安全法のページ>

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act_outline.html

<リコール情報>

http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

<不正競争防止法のページ>

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

(9) リユース業界団体

リユース業界の健全な発展・良質なリユース事業者の育成に向けた取組を実施している業界団体として、下記の2つの団体があります。

■ JRO（一般社団法人日本リユース機構）URL：<http://www.jro.or.jp/>

■ JRAA（一般社団法人日本リユース業協会）URL：<http://www.re-use.jp/>

【東大阪市民の方へ】

まだ使える その一品を
リユースショップへ
お持ちください！

家に眠っている家具や電化製品、衣類などはありませんか？

「いらなくなったもの」「捨てようとしていたもの」が、「必要なもの」へ…
リユースショップはこの仲介役を担っています。

使わなくなったものは、ぜひリユースショップへお持ちください。

NEXT

リユース生活を始めよう！

NEXT

お近くのリユースショップをチェック！

リユースで環境負荷を低減！

「リユース」(再使用)とは、一度使用され不用となったモノを再び使用することです。
リユースすることで次のように環境への負荷を低減できます。
「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひかしおおさか」の実現にご協力をお願いします。

- **ごみの削減**
使用済みになったものを繰り返し使用することで、ごみを減らせます。
- **資源の浪費を防止**
モノを長期間使用することで、新たなモノの生産を抑え、原材料となる資源の浪費を防止できます。
- **二酸化炭素(CO2)の発生を抑制する**
ごみが削減され、モノの生産が抑えられれば、ごみ焼却時に発生する二酸化炭素はもちろん、生産過程や運搬トラックから発生する二酸化炭素も減らすことができます。

目標12-4
「化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減」

目標12-5
「廃棄物の大幅削減」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

リユースショップを利用してみよう！

売る

あなたにとって不用なモノでも、
誰かにとって必要なモノかも！

買う

誰かにとって不用なモノでも、
あなたにとって必要なモノかも！

様々な買取方法

店頭買取

- 好きなときに持ち込める
- 査定中は店内で新たな品物との出会いも

出張買取

- 自宅まで買取りに来てくれる
- 大きな品物は搬出してもらえる場合もある

宅配買取

- 自宅での引渡が可能
- 箱詰めして渡すだけ

リユースショップ活用のコツ

その1

日頃から大切に使う！

製品の状態は査定に影響します。また、付属品や説明書もなくさないようにしましょう

その2


買取の目安をチェック！

リユースショップのホームページなどで査定の目安を確認しましょう



リユース品回収・交換会のお知らせ

家に眠っている食器、雑貨、おもちゃ、ベビー用品、小型家電など、
「自分はもういらないけど、まだ十分に使えるもの」をお持ち寄りください。
気に入ったものがあれば、持ち帰りもできます。
※お持ち込みのみ、お持ち帰りのみも歓迎!



まだ使えるものを全部ごみにするのはもったいないな…
「もったいない」を行動にうつそう!
こんな食器欲しかったの! まだまだきれいだし…
参加してよかった!

未来につなごう 世界に誇れる持続可能な環境先進都市 かもおか
亀岡市は、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市の実現を目指し、様々な取組を実践しています。
2021年1月からはプラスチック製レジ袋の提供禁止条例を施行、使い捨てという考えからの意識の改革を進めてきました。そして現在、皆さんとともに踏み出す次のステップとして、ごみに対する考え方を直す、つまり「もったいない」の気持ちを行動に移す取組としてリユース（再利用）の仕組みづくりにチャレンジしています。皆さんにとっても環境にとっても笑顔が広がるこの取組にご協力ください!

※この企画は、環境省「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」において、亀岡市、千代川町自治会、一般社団法人Zero Waste Japan、株式会社ecommitが連携して行う官民連携の実証実験として実施します。

令和4年 **12月25日** **日** **会場**
千代川町自治会館
621-0046 亀岡市 千代川町 北ノ庄園主ヶ森19
10:00~16:00
(回収受付は14:00まで) **注意事項が裏面にあります!**

お問合せ先 亀岡市 環境先進都市推進部 資源循環推進課 0771-55-5305

皆さんのまちづくりへのメッセージをどうぞ
当日まちづくりボードに張り出します。ぜひ意見をお寄せください!



<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込みできるもの	
<div style="text-align: center;"> 食器・キッチン用品</div> <p>割れ、欠け、ひびのないもの カビ・サビがないもの</p> <p>食器、コップ、スプーン、フォーク、鍋、 フライパン、やかん、調理器具等</p>	<div style="text-align: center;"> 工具</div> <p>腐食、変形していないもの サビや汚れ、非通電も持ち込み可能</p> <p>手工具、電動工具（インパクトドライバー、 電動ドリル、サンダー、グラインダー等）、 草刈り機、道具箱等</p>
<div style="text-align: center;"> 家具・インテリア</div> <p>部品が揃っているもの 傷・破損・カビ・汚れがないもの</p> <p>タンス、クローゼット、テーブル、イス、 ソファ、本棚、食器棚、照明器具、ベッド、 置物、置時計、掛け時計等</p>	<div style="text-align: center;"> 家電</div> <p>通電・稼働するもの サビ、破損がないもの</p> <p>カメラ、プリンター、ガステーブル、アンブ、ラジカセ、コ ンポ、ミシン、電子レンジ等</p> <p>製造7年以内</p>
<div style="text-align: center;"> おもちゃ</div> <p>部品が揃っているもの 分解していないもの</p> <p>ゲーム機、ゲームソフト、フィギュア、 ミニカー、プラレール、ぬいぐるみ、 知育玩具、乗用玩具等</p>	<div style="text-align: center;"> 雑貨・その他</div> <p>再使用可能なもの カビ、サビ、破損がないもの</p> <p>アクセサリ、腕時計、鞆、財布、 ベルト、帽子、スポーツ用品、楽器、 アウトドア用品、ガーデニング用品等</p>
<div style="text-align: center;"> ベビー用品</div> <p>割れ、欠け、ひびのないもの カビ、サビがないもの</p> <p>赤ちゃん用食器、ベビーサークル、ベビーチェア ベビーカー、ベビー服、知育玩具等</p>	<div style="text-align: center;"> 画材</div> <p>再使用可能なもの カビ、サビ、破損がないもの</p> <p>絵具、ふで、色鉛筆、クレヨン、額縁等</p>

持ち込みできないもの

家電リサイクル法対象品 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)

蛍光灯・電池類 蛍光灯・乾電池、バッテリー・バッテリー内蔵機器等

個人情報取扱電子機器 パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等

危険物等 危険物類(油類、火薬類の発火物、燃料缶)、土類、がれき等

注意点

- ①まだ十分に使えるそうですか?
- ②壊れや破れ、欠品、ひどい汚れやカビはありませんか。
- ③持ち込みできるものか再度ご確認ください。

リユース品には次に使う方がいらしゃいます。
「次の人がそのまま使えて、使うのに不自由しないもの」をお持ちください。

環境省 リユースモデル事業

再資源から再利用、暮らしがもっとエコになる。

武豊リユースステーション

Taketooyo reuse station



場所
たけとよエコステーション施設内

交換日時
毎週火・水・木曜日 13:00~15:00

武豊リユースステーションでごみ量の削減
市民のみなさんから「まだ使えるもの」を集めて、別の人に品物を再利用してもらうよう促す施設です。品物の再利用をするリユースは、リサイクルよりも環境負荷が低いため、今後の普及が望まれています。ご利用の流れは、裏面をご確認ください

「リユース」の次は「リサイクル」 資源物の分別にもご協力ください
町内に資源回収施設「エコステーション」は2ヶ所
みなさんご家庭から排出された資源物は、新たな製品にリサイクルするための材料として売買されています。資源物の売り買いによって武豊町の産入となった代金は、ごみ処理行政の運営費に使用されています。

営業日時
月曜日~土曜日 9:00~15:00
エコステーションの場所については、裏面の地図をご覧ください



「武豊リユースステーション」および「エコステーション」についてのお問い合わせは、
株式会社エイゼン ☎72-3764 または、武豊町役場環境課 ☎72-1111まで

武豊リユースステーションご利用の流れ

1 リユース品を持ち込む

2 施設内のリユースボックスに入れる

3 係員に声をかけてリユース品交換券を受け取り完了!

1 リユース品交換券を持って来店

2 気に入ったリユース品を選び、交換用紙を記入して係員に提出し、交換券に受付印を押してもらう

3 リユース品を持ち帰り完了!

リユース品の提供
(月~土曜日 9:00~15:00)

リユース品の交換
(火~木曜日 13:00~15:00)

取り扱うリユース品について

受付できる品目

- ◆ キッチン用品
- ◆ 日用雑貨品
- ◆ 育児関係
- ◆ 衣料品関係
- ◆ 本・CD・DVD・ゲーム

受付できない品目

- ・ 汚れ、破損のひどい品物
- ・ 部品が欠品しており、機能に支障があるもの
- ・ 町の指定で処分する際に「処理困難物」として扱われるもの
- ・ 家電リサイクル法の対象商品 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- ・ 危険物、動植物、飲食物、化粧品、医薬品、その他法律上販売が禁止されているもの
- ・ 無線機など、使用の際に専門の知識を要するもの
- ・ 個人情報が入っている恐れのあるパソコンの周辺機器

たけとよエコステーション
エコステーションの施設内でリユース品の「受付」「交換」をすることができます。



エコステーション



おもしろエコステーション
こちらのエコステーションでもリユース品の「受付」をしています。

ご利用にあたっての注意事項

- ・ 施設内には、十分な駐車スペースがありません。他の利用者の方へのご配慮をお願いします。
- ・ 施設のたけとよステーションは、月~土曜日の営業ですが、リユース品の「交換」は、毎週火・水・木曜日のみとさせていただきます。リユース品の提供は、エコステーションの営業時であればいつでも可能です。
- ・ 本事業は試行事業のため、内容が変更となる場合があります。予めご了承下さい。

武豊町内のリユースショップ案内

ゲオ武豊口田店さんでもリユース品の取り扱いをしています。

◎ 取扱い品目 ◎
本・CD・DVD・ゲームソフト
ゲーム機本体・トーカー・携帯電話/スマホ
武豊町口田11-1 ☎72-0614

